

デジタル・ガバメント実行計画

令和元年 12 月 20 日
閣議決定

目次

1 はじめに	4
1.1 本計画の趣旨.....	4
1.2 計画期間等.....	7
2 利用者中心の行政サービス改革	8
2.1 「サービス設計 12 箇条」に基づくサービスデザイン思考の導入・展開	8
(1) 「サービス設計 12 箇条」	9
(2) 「サービス設計 12 箇条」の導入と普及	12
2.2 業務改革 (BPR) の徹底.....	12
3 デジタル・ガバメントの実現のための基盤の整備	15
3.1 デジタル・ガバメントの実現のためのグランドデザイン.....	15
3.2 デジタルインフラの整備と利用、情報システムの共用の推進.....	16
3.3 行政機関におけるクラウドサービス利用の徹底.....	16
(1) クラウド・バイ・デフォルト原則を踏まえた政府情報システムの整備	16
(2) クラウドサービスの安全性評価	18
3.4 情報セキュリティ対策・個人情報保護等.....	18
3.5 情報システムに関する技術トレンドへの対応.....	19
3.6 行政データ連携の推進、行政保有データの 100%オープン化	19
3.6.1 行政データ連携の推進.....	19
3.6.2 行政保有データの 100%オープン化	23
3.7 行政手続等の棚卸しの継続・改善.....	26
4 優位を生み出すガバナンス	27
4.1 一元的なプロジェクト管理.....	27
4.1.1 デジタルインフラの整備及び運用に係る予算の一括要求	28
4.1.2 政府 CI0 によるガバナンスの強化.....	29
(1) 政府 CI0 レビュー制度の強化)	29
(2) 政府重点プロジェクト	30
(3) 政府横断施策や投資額の大きいプロジェクトのガバナンスの徹底.	31
4.1.3 各府省ガバナンスの強化.....	39
(1) 各府省中長期計画.....	40
(2) 府省重点プロジェクト	40
(3) PMO、PJMO によるプロジェクト管理	41
4.1.4 技術的対話を取り入れた新たな調達・契約方法の試行運用の実施	42
4.2 政府情報システム改革の着実な推進.....	42
4.3 標準ガイドライン群の充実・拡充・定着.....	43

4.4 人材確保・育成	44
(1) 政府におけるセキュリティ・IT人材の確保・育成	44
(2) 情報システム統一研修に係る継続的な修了者の輩出と体系、実施内容等の見直し	45
5 行政手続のデジタル化	46
5.1 情報システムの整備に関する基本的な方針	46
5.2 情報システムの整備	47
5.2.1 行政手続のオンライン化実施の原則に係る情報システム整備 ..	47
5.2.2 添付書類の省略に係る情報システム整備	49
5.2.3 行政手続の更なる利便性の向上に係る情報システム整備	53
5.3 情報システムの整備に当たり講すべき施策	55
6 ワンストップサービスの推進	62
6.1 子育てワンストップサービス等の推進	62
6.2 介護ワンストップサービスの推進	63
6.3 引越しワンストップサービスの推進	64
6.4 死亡・相続ワンストップサービスの推進	65
6.5 企業が行う従業員の社会保険・税手続ワンストップ化・ワンスオンリー化の推進	66
7 行政サービス連携の推進	68
7.1 マイナポータルのAPI提供によるサービス連携の拡大	68
7.2 サービスデザイン思考の導入によるe-Govの刷新	69
7.3 法人デジタルプラットフォームの整備	70
7.4 マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進について ..	73
(1) 各種カード、手帳等との一体化等の推進	73
(2) マイナンバーカードの健康保険証利用に向けた環境整備	73
8 業務におけるデジタル技術の活用	73
8.1 AI・RPA等のデジタル技術の活用	73
8.2 デジタル・ワークスタイルの実現のための環境の整備	75
(1) ペーパーレス化、オフィス改革	75
(2) テレワークの推進、Web会議環境の整備等	76
8.3 電子的な公文書管理等	77
9 デジタルデバイド対策	79
10 広報等及び国際展開	80
(1) デジタル・ガバメント推進のためのサービス利用者への広報 ..	80
(2) 戰略的な国際対応	80

11 地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進	82
11.1 地方公共団体の行政手続のオンライン化の推進	82
11.2 地方公共団体における情報システム等の共同利用の推進	84
(1) 地方公共団体における自治体クラウドの推進	84
(2) 地方公共団体における業務プロセス・情報システムの標準化の推進	
	85
(3) 地方公共団体における地域情報プラットフォーム準拠製品の導入及び 中間標準レイアウトの利用の推進	87
(4) 地方公共団体における適正な情報セキュリティ対策	87
11.3 地方公共団体におけるAI・RPA等による業務効率化の推進	88
11.4 地方公共団体におけるオープンデータの推進	89
11.5 地方公共団体のガバナンス強化と人材確保・育成	90
11.6 地方公共団体のデジタル・ガバメントの構築に向けた地方公共団体の官 民データ活用推進計画策定の推進	90
12 民間手続オンライン化の推進のフォローアップ	92
13 フォローアップと見直し	93
改定履歴	93

- 別紙1 オンライン化等を実施する行政手続等
- 別紙2 添付書類の省略を実施する行政手続
- 別紙3 更なる利便性の向上を図る行政手続等
- 別紙4 マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等に向けた
工程表
- 別紙5 地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続

1 はじめに

1.1 本計画の趣旨

本計画を実行することにより、社会全体のデジタル化の中で、国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動においてデジタル技術の便益を享受し、一人ひとりのニーズに合った形で社会課題を解決しつつ、安全で安心な暮らしや豊かさを実感できるようにするために、以下のような社会の実現を目指す。

(1) 必要なサービスが、時間と場所を問わず、最適な形で受けられる社会

全ての人がそれぞれの持つ能力を最大限に發揮し、「持続的で豊かな暮らし」を実感することができるよう、必要なサービスが、時間と場所を問わず、それぞれのニーズに対して最適な形で受けられる社会を目指す。

(2) 官民を問わず、データやサービスが有機的に連携し、新たなイノベーションを創発する社会

社会的課題の迅速かつ柔軟な解決や持続的な経済成長を実現するため、多様な主体がデジタル技術を介して協働するとともに、官民を問わず、あらゆるデータやサービスが有機的に連携し、新たなイノベーションを創発する社会を目指す。

我が国の行政を取り巻く環境は、日々変化している。少子高齢化の進行とそれに伴う生産年齢人口の減少、大都市圏への人口の集中、単身世帯や核家族世帯の増加、国際化の急速な進展に代表されるように、社会構造は大きく変化している。こうした変化の中で、我が国は、生産性の低下や人口減少に伴う地方消滅の危機にさらされており、このままでは立ちゆかなくなるのではないか、との懸念がある。こうした我が国が抱える社会的問題の解決と経済発展の両立の実現に向けて、いかに取り組んでいくか、課題先進国たる我が国が少子高齢化等の社会モデルをどのように形成していくかが重要になる。

一方で、近年の急速なデジタル技術の進展により、我々のライフスタイルや企業のビジネスモデルもめまぐるしく変化している。高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成12年法律第144号。以下「IT基本法」という。）が制定された2000年（平成12年）と比較しても、世界全体のデジタル化は目覚ましく、これから先の時代、我々の想像する以上に早く、大きな変化を遂げていくことが予想される。

このような状況下においては、これまでのような単一的な行政サービスでは、国民一人ひとりのニーズに応えることが難しくなっている。我が国の社会

構造の変化に伴う社会課題を解決するために、急速に進展するデジタル技術を十分に活用し、国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動においてデジタル技術の便益を享受し、安全で安心な暮らしや豊かさを実感できる社会を実現する必要がある。具体的には、必要なサービスが、時間と場所を問わず、最適な形で受けられるとともに、官民を問わず、データやサービスが有機的に連携し、新たなイノベーションを創発する社会の実現が求められる。

そのためには、行政の在り方をはじめ社会全体を、デジタル化を前提としたものに作り変え、デジタル・ガバメントを実現することで、新たな時代にふさわしい環境を整えることが喫緊の課題である。若い世代がデジタル社会の中で、イノベーションを起こしつつ、高齢の方々も含め、全ての人がデジタル技術の恩恵を受けることができる、新しく活力のある社会を作っていくかなくてはならない。

これまでの行政のデジタル化においては、紙で行っていた行政手続をオンラインでできるようにするだけなど、従来のやり方をデジタルに置き換えるだけの、いわゆる「Digitization（デジタイゼーション）」に過ぎないものが多くあった。単に過去の延長線上で今の行政をデジタル化するのではなく、デジタル技術の活用に対する考え方を改め、デジタルを前提とした次の時代の新たな社会基盤を構築するという「Digitalization（デジタライゼーション）」の観点から取り組むことが必要である。

本計画の前身である計画が策定された2018年（平成30年）1月以降、行政手続に係る利便性の向上を目指して、「デジタル3原則（①デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する、②ワンストップ：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする、③コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する）」に基づき、行政手続のオンライン化や添付書類の省略等に取り組んできた。また、主要なライフイベントである子育て、介護、引越し、死亡・相続に関する手續を先行分野とし、民間サービスとの連携も含めたワンストップ化を推進してきた。

加えて、主に政府横断施策や投資額の大きいプロジェクトについては、内閣情報通信政策監（以下「政府CIO」という。）自らレビュー（以下「政府CIOレビュー」という。）を実施し、ガバナンスの強化にも取り組んできた。

また、2019年（令和元年）には、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律

（令和元年法律第 16 号）による改正後の情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号。以下「デジタル手続法」という。）が施行し、国の行政手続については、オンライン化の実施が原則とされた。

加えて、統一的な政府情報システムの将来的な在り方に基づく横断的かつ業務改革（BPR）を意識したサービス視点での政府情報システムの整備・運用を実現するために、「政府情報システムの予算要求から執行の各段階における一元的なプロジェクト管理の強化について」（令和元年 6 月 4 日デジタル・ガバメント閣僚会議決定。以下「PJ 管理強化方針」という。）が定められた。

さらに、デジタル化の便益を実感できるデジタル社会を早期に実現するため、「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（令和元年 6 月 4 日デジタル・ガバメント閣僚会議決定）に基づき、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及とその利便性の向上等を図るとともに、社会保障の公平性の実現、行政の利便性向上・運用効率化等に向け、マイナンバーの利活用の促進を図ることとされた。

このような取組を通じて、行政の在り方そのものをデジタル化前提で見直すデジタル・ガバメントの実現を加速度的に進める土台が整ってきている。こうした状況の変化を踏まえつつ、2019 年（令和元年）5 月に実施した本計画の前身である計画のフォローアップにおける結果等も踏まえ、より実効的に取組を進めて行くために、本計画に改定する。

改定に当たっては、デジタル技術を活用した行政の推進について、その基本原則、情報システムの整備の在り方、ガバナンス体制の強化及び各行政サービスごとの取組の方向性、地方公共団体における取組の推進、民間との連携並びにデジタル技術の利用のための能力又は利用の機会における格差（以下「デジタルデバイド」という。）の是正等その他のデジタル技術を利用する方法等により、デジタル・ガバメントを実現するために必要となる事項を、誰が、何を、どうやって取り組むかについて明記する。

なお、本計画の改定に当たっては、「デジタル・ガバメント実行計画」（平成 30 年 1 月 16 日 e ガバメント閣僚会議決定。同年 7 月 20 日、e ガバメント閣僚会議の後継であるデジタル・ガバメント閣僚会議決定により改定）を引き継ぐとともに、デジタル手続法第 4 条に基づく情報通信技術を利用して行われる手続等に係る国の行政機関等の情報システムの整備に関する計画（以下「情報システム整備計画」という。）として位置付けることとする。

1.2 計画期間等

2019年（令和元年）12月20日から2025年（令和7年）3月31日までを本計画の対象期間とする。ただし、個別施策について更に長い期間を設定することが適当な場合はこの限りではない。

本計画は、各施策の取組状況等を踏まえつつ、必要に応じて内容の見直し・改定を行う。また、計画期間終了後の扱いについては、次期計画の策定を前提としつつ、内閣官房及び総務省において、取組の進捗状況の把握及び次期計画の方向性についての検討を行う。

なお、各施策の標題には、施策の関係府省名を明記する。◎が付されている各府省は、当該施策の主担当として、施策の取りまとめを担い、本計画のフォローアップ等の際には、関係府省との調整等を行うこととする。

2 利用者中心の行政サービス改革

2.1 「サービス設計 12 箇条」に基づくサービスデザイン思考の導入・展開

デジタル・ガバメントの実現は、単に情報システムを整備する、手続をオンライン化する、手續に係る費用を削減する、オンライン利用率を上げるということを意味するものではない。行政サービスは、そもそも、国民や企業に価値を提供するもの、又は国民や企業が価値を創造する一助となるものでなければならない。こうした観点から、利用者中心の行政サービス改革を徹底し、利用者から見て一連のサービス全体が、「すぐ使えて」、「簡単」で、「便利」な行政サービスを実現する。

行政サービスの利便性向上については、これまでも累次の各種政府決定において記載されてきた。一方で、こうした取組は、各種手続のユーザビリティの向上やビジネス環境の改善など、利用者への具体的な価値の提供という点において、いまだ取組が不十分である。

2013年（平成25年）の政府CIOの設置以降、単なるデジタル化ではなく、業務改革（BPR）を前提とし、利用者にとっての価値や便益を創出することを念頭に置いた取組が進められてきた。この取組は一定の成果を挙げており、これまで成し得なかった改革が少しづつ進みつつある。さらに、これによって、「どうやれば成功するのか」ということについても、ノウハウが蓄積されつつある。

引き続き、デジタル・ガバメントの実現に向けた行政サービス改革を進めるに当たり、これまでの取組から得られたノウハウやサービスデザイン思考を導入し、利用者中心の行政サービス改革を推進する。その際、手続のフロント部分のデジタル化だけでなく、サービスを受ける必要が生じたときからサービスの提供後までのエンドツーエンドにわたる利便性の向上に向けた取組や、利用者の行動様式を踏まえたサービス提供の在り方に係る検討を実施し、一連のサービス全体における利用者の体験（UX：ユーザーエクスペリエンス）を最良とするサービスを目指しつつ、行政のあらゆるサービスが最初から最後までデジタルで完結されるように、行政サービスの100%デジタル化を実現する。

具体的には、利用者が「すぐ使えて」、「簡単」で、「便利」なサービスを追求し、本計画に示す「サービス設計12箇条」に沿い、一人ひとりの利用者の行動、一つ一つの利用者との接点を捉え、サービスの分析及び設計を行う。これによって、心理状態や行動等を含めた、サービスの利用者の体験全体が最良となるようなサービスを提供する。さらに、提供されているサービスの内容、品質が継続的に改善され、向上するような状態を実現する。

(1) 「サービス設計 12 箇条」

利用者中心の行政サービスを提供し、プロジェクトを成功に導くために必要となるノウハウを、「サービス設計 12 箇条」として以下のとおり示す。それぞれのルールの内容は、「デジタル・ガバメント推進方針」（平成 29 年 5 月 30 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）に盛り込まれたサービスデザイン思考を具体化したものであり、これまでのデジタル化・業務改革（BPR）の取組から得られたノウハウをベースとしつつ、サービス改革に関する国際的な動向を取り入れたものである。

各府省は、以下の 12 箇条を踏まえ、行政サービス改革を進めるものとする。

なお、サービスの設計に当たっては、費用の適正化とサービスの向上を両立させるため、費用対効果の検証を十分に行う。

<サービス設計 12 箇条>

- 第1条 利用者のニーズから出発する
- 第2条 事実を詳細に把握する
- 第3条 エンドツーエンドで考える
- 第4条 全ての関係者に気を配る
- 第5条 サービスはシンプルにする
- 第6条 デジタル技術を活用し、サービスの価値を高める
- 第7条 利用者の日常体験に溶け込む
- 第8条 自分で作りすぎない
- 第9条 オープンにサービスを作る
- 第10条 何度も繰り返す
- 第11条 一遍にやらず、一貫してやる
- 第12条 情報システムではなくサービスを作る

第1条 利用者のニーズから出発する

提供者の視点ではなく、利用者の視点に立って、何が必要なのかを考える。様々な利用者がいる場合には、それぞれの利用者像を想定し、様々な立場から検討する。サービス提供側の職員も重要な利用者として考える。ニーズを把握するだけでなく、分析によって利用者が抱える課題・問題を浮き彫りにし、サービスの向上につなげる。

第2条 事実を詳細に把握する

実態の十分な分析を伴わない思い込みや仮説に基づいてサービスを設計するのではなく、現場では何が起きているのか、事実に基づいて細かな粒度で一つ一つ徹底的に実態を把握し、課題の可視化と因果関係の整理を行った上でサービスの検討に反映する。データに基づく定量的な分析も重要である。

第3条 エンドツーエンドで考える

利用者のニーズの分析に当たっては、個々のサービスや手続のみを切り取つて検討するのではなく、サービスを受ける必要が生じたときからサービスの提供後までエンドツーエンドの、他の行政機関や民間企業が担うサービスの利用まで含めた利用者の行動全体を一連の流れとして考える。

第4条 全ての関係者に気を配る

サービスは様々な関係者によって成り立っている。利用者だけでなく、全ての関係者についてどのような影響が発生するかを分析し、Win-Winを目指す。また、デジタル機器が使えない人も、デジタル技術を活用することによって便益を享受できるような仕組みを考える。

第5条 サービスはシンプルにする

利用者が容易に理解でき、かつ、容易に利用できるようにシンプルに設計する。初めて利用する人やデジタル技術に詳しくない人でも、複雑なマニュアルに頼らずとも、自力でサービスを利用して完結できる状態を目指す。また、行政が提供する情報や、利用者に提出や入力を求める情報は、真に必要なものに限定する。

第6条 デジタル技術を活用し、サービスの価値を高める

サービスには一貫してデジタル技術を用い、利用者が受ける便益を向上させる。技術の進展に対応するため、IoT (Internet of Things) や AI (Artificial Intelligence) などの新技術の導入についても積極的に検討する。これまでデジタル以外の手段で提供してきたものであっても、業務の見直しによるデジタルへの移行の可能性を検討し、サービスの改善を図る。また、情報セキュリティ対策とプライバシーの確保はサービスの価値を向上させるための手段であることを認識した上で、デジタル技術の活用によってサービスをセキュアに構築する。

第7条 利用者の日常体験に溶け込む

サービスの利用費用を低減し、より多くの場面で利用者にサービスを届けるために、既存の民間サービスに融合された形で行政サービスの提供を行うなど、利用者が日常的に多くの接点を持つサービスやプラットフォームとともにサービスが提供されるような設計を心掛ける。

第8条 自分で作りすぎない

サービスを一から自分で作るのではなく、既存の情報システムの再利用やそこで得られたノウハウの活用、クラウドサービス等の民間サービスの利用を検討する。また、サービスによって実現したい状態は、既存の民間サービスで達成できないか等、行政自らがサービスを作る必要性についても検討する。過剰な機能や独自技術の活用を避け、API連携等によってほかで利用されることを考慮し、共有できるものとするよう心掛ける。

第9条 オープンにサービスを作る

サービスの質を向上させるために、サービス設計時には利用者や関係者を検討に巻き込み、意見を取り入れる。検討経緯や決定理由、サービス開始後の提供状況や品質等の状況について、可能な限り公開する。

第10条 何度も繰り返す

試行的にサービスの提供や業務を実施し、利用者や関係者からの意見を踏まえてサービスの見直しを行うなど、何度も確認と改善のプロセスを繰り返しながら品質を向上させる。サービス開始後も、継続的に利用者や関係者からの意見を収集し、常に改善を図る。

第11条 一遍にやらず、一貫してやる

困難なプロジェクトであればあるほど、全てを一度に実施しようとしてはならない。まずビジョンを明確にした上で、優先順位や実現可能性を考えて段階的に実施する。成功や失敗、それによる軌道修正を積み重ねながら一貫性をもって取り組む。

第12条 情報システムではなくサービスを作る

サービスによって利用者が得る便益を第一に考え、実現手段である情報システム化に固執しない。全てを情報システムで実現するのではなく、必要に応じて人手によるサービス等を組み合わせることによって、最良のサービスを利用者に提供することが目的である。

(2) 「サービス設計 12 箇条」の導入と普及（◎内閣官房、総務省、全府省）

これまでの取組としては、内閣官房を中心に、「サービス設計 12 箇条」に基づくサービスデザイン思考の要素（意義、手法、事例等）について取りまとめた「サービスデザイン実践ガイドブック」（平成 30 年 3 月 19 日内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）を、2019 年（平成 31 年）2 月に、サービス・業務改革（BPR）並びにこれらに伴う政府情報システムの整備及び管理に関して、その手続・手順に関する基本的な方針及び事項並びに政府内の各組織の役割等を定める体系的な政府の共通ルールである「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（平成 31 年 2 月 25 日各府省情報化統括責任者（CI0）連絡会議（以下「CI0 連絡会議」という。）決定。以下「標準ガイドライン」という。）に統合した。

2018 年（平成 30 年）には、政府 CI0 の下、内閣官房が主体となって取り組む行政手続のワンストップ化の検討に際して、サービスデザインワークショップを開催してサービスデザイン思考の実践に取り組んだ。

また、内閣官房においては、サービスデザインのベースとなる基本的理解と方法論を共有することを目的として、各府省の CI0 補佐官・PMO 等を対象に研修を行っている。

引き続き、内閣官房及び総務省は、各府省の PMO、PJMO と連携しながら「サービス設計 12 箇条」に基づく行政サービス改革を行う。具体的には、これまでの取組で得られたノウハウやサービス改革事例の蓄積について、今後、標準ガイドラインに関連する指針類等に係る文書体系（以下「標準ガイドライン群」という。）や総務省等が提供する研修などの教育プログラムへ反映とともに、PJ 管理強化方針に基づく取組において活用することで、各府省の取組を後押しする。

KPI：サービス改革を実施したプロジェクト数

KPI：サービス改革事例の蓄積について、標準ガイドライン群や総務省等が提供する研修などの教育プログラムへの反映状況

2.2 業務改革（BPR）の徹底（◎内閣官房、◎総務省、全府省）

行政手続の存在を前提とし、そのデジタル化自体が目的化すると、本来目指している「利用者の利便性向上」が二の次とされてしまうおそれがある。我が国においても、過去に、国の全行政手続のオンライン化が目的化したこと、そもそも年間利用件数が 0 件の手続のオンライン化や費用対効果の見合わない情報システムの整備を行い、結局、利用者の利便性向上や行政の効率化という

成果が十分得られなかつた。利用者中心の行政サービスを実現する上で、行政手続及びそのオンライン化はあくまで手段と認識することが重要である。

こうした観点から、デジタル化の効果を最大限に發揮するためにも、デジタル化の目的である「利用者中心の行政サービス」等に立ち返った業務改革（BPR）及び制度そのものの見直しに取り組む。

具体的には、各府省は、利用者から見たエンドツーエンドで事実を詳細に把握した上で、行政サービスの利用者と行政機関間のフロント部分だけでなく、行政機関内のバックオフィスも含めたプロセスの再設計を行い、各業務において、利用者がサービスを受ける際の最適な手法について検討を行う。その際、どのようなツールが使えるかという発想ではなく、まず、「サービス設計 12 箇条」に基づき、利用者のニーズ、利用状況及び現場の業務を詳細に把握・分析した上で、るべきプロセスを制度・体制・手法を含めて一から検討する。利便性の高い行政サービス及び業務の効率化を実現する上で最も妨げになるのが、利用者視点の欠如、現状を改変不能なものと考える姿勢、慣習への無意識な追従などの「意識の壁」である。業務改革（BPR）の徹底の過程で一から制度等を見直す中で、これを取り払っていくことが最も重要である。

また、単純に思える問題事象の裏には日常では意識しない様々な原因・問題が隠れおり、表面的な現象に目を奪われ、その部分だけを修復しようとすると、問題の根が残ったままで再発するおそれがある。事実を一つ一つ丁寧に把握して問題の真因をつかむことで、本当に必要な対策を講ずることができるのであり、既存のルール・仕事のやり方に囚われずに、解決策を組み立て、プロセスを再設計することが必要である。そのため、政府 CI0 レビューを実施してきたプロジェクトが取り組んでいるように、サービス提供者の視点だけではなく、利用者の視点に立って、利用者のニーズ、利用状況及び現場の業務について、個人又は法人等の利用者ごとの違いや業務を行っている現場の規模等に応じた「ばらつき」まで詳細に把握・分析した上で、プロジェクトの関係者において的確に行政サービス・業務の状況を共有するため、フロー図等を作成することにより、行政サービス全体のプロセスを可視化することが必要である。

こうした取組を進めるため、内閣官房及び総務省は、業務改革（BPR）についてのノウハウや知見の提供によって、検討を行う各府省への協力を実施する。

また、デジタル手続法の施行を受けて、業務改革（BPR）やデジタル化の推進を更に加速させることが求められている。加えて、「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（令和元年 6 月 21 日閣議決定）では、内外の諸課題に即応できる質の高い行政サービスの確立に資するため、必要な推進体制を整備し、現

場業務の実態把握とそれを踏まえた既存業務の抜本見直しを着実に実施とともに、幹部・管理職員の職責としてそれを明確にし、その成果を人事評価に適切に反映する等とされたことを踏まえ、業務の抜本見直しに取り組むこととなっている。

こうした変化を踏まえ、各府省は、業務改革（BPR）の検討のための負担増を敬遠したり、業務改革（BPR）を後回しにしたりするのではなく、国民、企業等にとってより良い行政サービスを実現するため、必要な体制を整備した上で、計画的に取り組む。

内閣官房及び総務省は、既存の業務改革（BPR）やデジタル化の推進の取組との関係を整理しつつ、新たな業務改革（BPR）に係る取組への支援を行う。

3 デジタル・ガバメントの実現のための基盤の整備

政府情報システムは、一義的には、各府省の各業務において用いられるものであるから、その整備・運用に当たって、各府省の各業務担当者の意向が反映されるべきことは当然である。しかしながら、政府情報システムの整備・運用を各業務担当者の全ての裁量に委ねたのでは、随所で重複投資が発生するだけでなく、政府情報システム間の不整合に起因する様々な非効率が発生することになる。そこで、政府では、政府情報システムの統一的管理に向けて、政府共通プラットフォームの整備や府省が共通的に利用するシステムの推進に取り組んできた。

引き続き、政府全体で共通的に利用するシステム、基盤、機能等（以下「デジタルインフラ」という。）の整備に取り組むことで、横断的かつ業務改革（BPR）を意識したサービス視点での政府情報システムの整備・運用を、効果的かつ効率的に実現する。

また、データの標準化、情報システム間の互換性、円滑な情報連携、高度な情報セキュリティ対策等の確保についても、政府として統一性を確保しつつ効率的に実現する。

3.1 デジタル・ガバメントの実現のためのグランドデザイン（◎内閣官房、◎総務省、関係府省）

多様な主体がデジタル技術を介して協働とともに、官民を問わず、あらゆるデータやサービスが有機的に連携し、新たなイノベーションを創発する社会を実現するために、将来的な行政サービスの在り方を見据えつつ、それを実現するための仕組みを考えた上で、情報システムを実装することが重要である。そのためには、中長期的に実現すべき行政サービス像、それを実現するために必要な標準的な業務及び情報システム、統一的な政府情報システムの将来的な在り方、既存業務及び情報システムの移行、データの標準化、情報システム間の互換性、円滑な情報連携、高度な情報セキュリティ対策等についての方針（以下「グランドデザイン」という。）が明確になってることが重要である。

内閣官房及び総務省は、政府CIO補佐官を中心としたワーキングチームにおいて検討を行い、2019年度（令和元年度）末を目指してグランドデザインを取りまとめる。その際、各府省や民間有識者の意見、パブリック・コメント等を通じ、多角的な視点で検討を行う。

3.2 デジタルインフラの整備と利用、情報システムの共用の推進 (◎内閣官房、◎総務省、全府省)

各府省が共通的に利用するシステムについては、2003年（平成15年）の「電子政府構築計画」（平成15年7月17日CIO連絡会議決定）以来、隨時整備が進められてきたところであるが、PJ管理強化方針において、デジタルインフラについては、内閣官房の下、統一的な方針に基づき、より一層、適正かつ効率的に整備・運用することとされた。

今後、内閣官房及び総務省は、グランドデザインに基づき、政府全体として共用化・標準化することによる投資効率の向上といった政府横断的な観点から、各情報システム等の特性を踏まえつつ、共用化する業務、機能、採用する技術等を整理、選定し、デジタルインフラの範囲や将来像を確立するとともに、デジタルインフラの整備・運用を担当する府省の協力を得て、順次、具体的な実装を進める。

各府省は、内閣官房及び総務省による整理に基づき、デジタルインフラや既存の府省独自システムの徹底した利用に努め、情報システムの整備・運用を効率的に実施する。

こうした取組により、各府省の業務の標準化や情報システムの共用化、標準化を進め、行政サービスの迅速かつ簡便な提供を実現するとともに、効率化により生み出された資源を活用して行政サービスの質の向上を目指す。

3.3 行政機関におけるクラウドサービス利用の徹底

（1）クラウド・バイ・デフォルト原則を踏まえた政府情報システムの整備（◎内閣官房、◎総務省、全府省）

近年、急速に進化し発展したクラウドサービスは、従来のオンプレミス¹の情報システムに比べ、リソースの迅速な配備と柔軟な増減が可能で、整備・変更に係る期間を短縮でき、自動化された運用による高度な信頼性や複数地域へのリソース配置による可用性の確保、サービスが提供する管理機能等を活用することによる運用負荷の低減が期待される等、正しい選択を行えば、費用を削減しつつ高品質な情報システムを整備できる。また、クラウドサービスは単にインフラ（サーバ機能）を提供するものから、プラットフォーム（開発・稼働環境）を提供するものに変遷しており、クラウドサービス利用の価値は、単なるインフラ環

¹ 従来型の構築手法で、アプリケーションごとに個別の動作環境（データセンター、ハードウェア、サーバ等）を準備し、自らコントロールするもの。

境の利用から、マイクロサービスや DevOps²に代表されるアプリケーション開発効率化と環境構築・運用・保守の効率化・自動化に変化している。政府情報システムにおいても、クラウドサービスを利用することで様々な課題が解決されることが期待される。しかしながら、これまで政府では、情報セキュリティ対策や移行リスクへの漠然とした不安、不十分な事実認識等から、クラウドサービスの利用に前向きでなかった側面を有してきたことは否定できない。一方、社会全体では、多方面にわたり、クラウドサービスの利用が増加してきている。そこで、政府情報システムを整備する際には、クラウドサービスの利用を第一候補として、その検討を行うものとするクラウド・バイ・デフォルト原則を具体化し、各府省がクラウドサービスを採用し、効果的に利用するために、2018年（平成30年）6月に、政府情報システムにおけるクラウド・バイ・デフォルトの基本的な考え方、各種クラウド（パブリッククラウド³、プライベートクラウド⁴等）の特徴、クラウドサービスの利用における留意点等を整理し、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」（平成30年6月7日 CI0連絡会議決定。以下「クラウドサービス利用方針」という。）を策定した。

各府省は、引き続き、クラウドサービス利用方針に基づき、政府情報システムを整備する際には、対象となる行政サービス・業務、取り扱う情報等を明確化した上で、メリット、整備の規模、費用等を基に、各種クラウドサービスの利用を原則として検討する。

内閣官房及び総務省は、各府省がクラウドサービスの利用の検討を行うに当たり、技術的な助言等により支援を行う。

KPI：政府情報システムにおけるクラウドサービスの活用数

² 開発（Development）と運用（Operations）を組み合わせた用語。ソフトウェアの開発とリリースを継続的かつ迅速に行うために、開発・運用環境の統合とツール化や開発担当者と運用担当者の連携・協力を重視する開発手法。

³ 任意の組織で利用可能なクラウドサービスであり、リソースは事業者（クラウドサービス提供者）によって、制御される。

⁴ サービス提供元の組織でのみ利用可能なクラウドサービスであり、リソースも自らによって制御する。政府内においては、政府共通プラットフォームや各府省独自の共通基盤、共通プラットフォーム等が該当する。なお、組織でリソースを確保し、運用を民間に委託する形態等も含まれる。

(2) クラウドサービスの安全性評価（◎内閣官房、◎総務省、◎経済産業省、全府省）

クラウドサービスの導入に当たっては、情報セキュリティ対策が十分に行われているサービスを調達する必要があることから、政府がクラウドサービスを導入する際の安全性評価基準及び安全性評価の監査を活用した評価の仕組みの導入に向けて、総務省及び経済産業省が連携し、クラウドサービスの安全性評価に関する検討会を設置して検討を進めている。

内閣官房、総務省及び経済産業省は、2020年度（令和2年度）内に、全政府機関において、上記の仕組みを活用して安全性が評価されたクラウドサービスの利用を開始できるよう、引き続き、環境整備等について検討を進める。

3.4 情報セキュリティ対策・個人情報保護等（◎全府省）

各府省は、行政のデジタル化を推進するに当たっては、以下の観点等から業務及び情報システムの安全性及び信頼性を確保するための措置を講ずる。

ア. 情報セキュリティ対策

情報の改ざん、漏えい、不正使用等が行われないよう、サイバーセキュリティ戦略本部等が定める「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」（以下「統一基準群」という。）に基づき、技術革新等に対応した情報セキュリティ対策を講ずる。

イ. 個人情報の保護等

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）などの個人情報保護法制を遵守し、個人情報の保護その他の個人の権利利益の保護のための措置を講ずる。

ウ. 業務継続性の確保

災害時に備えた非常用電源の確保、データのバックアップやバックアップセンターの整備など、非常時においても業務を継続するために必要な方策を適切に講ずる。

3.5 情報システムに関する技術トレンドへの対応（◎内閣官房）

情報システムは、汎用技術の組合せにより整備されており、日々変化する技術トレンドに対応していくことが重要である。現状、どのような技術を採用するかは各情報システムごとに判断されているが、技術トレンドに対応した製品・技術の選定や情報セキュリティ対策の最新化に対して、政府全体としてのガバナンスが効きにくくなっている。また、事業者の提案への過度の依存によって、ベンダーロックインから脱却できないだけでなく、今後主流になると考えられる技術の導入が検討されてないという事態も発生している。

内閣官房においては、「政府情報システムにおけるサポート終了等技術への対応に関する技術レポート」（平成31年3月28日内閣官房情報通信技術

（IT）総合戦略室）及び「Javaのサポートポリシー変更等に関する技術レポート」（平成31年3月28日内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）を2019年（平成31年）3月に改定するとともに、新たに「政府情報システムにおいてサービス提供の対象とすべき端末環境及びWebブラウザの選定に関する技術レポート」（平成31年3月28日内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）を策定するなど、政府情報システムの整備において、技術トレンドを認識し、それを踏まえて情報システムを整備することができるよう取り組んできた。

引き続き、内閣官房は、情報システムの技術トレンドへの対応方針、脱却すべき技術、今後採用すべき技術及びこれらに関する移行方針について、継続的な検討と見直しを実施する。また、技術の継続的バージョンアップに対応するための情報システムの維持管理手法の検討も行う。

KPI：技術トレンドへの対応方針、脱却すべき技術、今後採用すべき技術及びこれらに関する移行方針の整理状況

3.6 行政データ連携の推進、行政保有データの100%オープン化

3.6.1 行政データ連携の推進

多様なサービスやデータを円滑に連携させ、高度かつ便利なサービスを実現するためには、連携データやAPIの仕様を標準化するとともに、それぞれの情報システム等で保持しているデータを常に適切な品質に維持し、相互運用性を高めることが必要である。

行政による個人や企業等の社会経済活動に必須となるサービスの提供や、統計などの社会の基礎データの収集及び提供は、社会における情報の流れの基盤として機能しているため、行政分野における標準化の取組は一層重要なものと

なる。行政分野におけるサービスやデータの標準化を推進することは、行政のみならず、民間事業者等における業務の効率化やデータ活用を促進すると考えられる。また、標準化された行政データを積極的にオープンデータとして公開することは、官民を通じた幅広いデータ連携やサービスの向上にも資する。

こうした背景を踏まえ、以下の取組を進めることによって、行政サービス及び行政データ連携の標準の整備及び活用を推進する。推進に当たっては、民間との連携を行うとともに、諸外国の標準等とも整合性を確保し、国際的なデータ連携も可能とする。

なお、各情報システムにおける行政サービス及び行政データの連携標準への整備、活用等の対応を進めるに当たっては、設計段階からデータ連携やオープンデータ等による活用を想定することが重要である。既に整備されている情報システムや機能について個別に標準化への対応を行う場合、改修費用の負担や、そもそもデータ収集方法の問題等によって、対応可能な範囲に限界が存在することが少なくない。情報システムの整備の機会を捉え、設計段階から適切なアーキテクチャ及びデータ構造やデータ収集・管理方法となるよう、対応を行っていく必要がある。

(1) 行政データ連携標準の普及（◎内閣官房、全府省）

情報システム活用の効果を十分に発揮するためには、情報システムで取り扱うデータの構造化を徹底し、情報システム間で円滑に連携できるようにする必要がある。そのためには、データを提供する側と受け取る側の双方で、共通の規約や仕様に基づく相互運用性を確保することが重要である。データの相互運用性を確保するために、データの記述形式、共通に解釈できる語彙、使用する文字の統一といった標準化に政府全体で取り組む。

官民を通じた分野横断のデータ連携を行うためには、日付、公共施設・観光施設等の住所等の基本的なデータ形式の標準化が必要となるが、行政機関におけるデータ実装レベルでは、こうした基本的なデータやコードの記法に揺らぎが存在している。これまででは人が目視で確認する等によりその揺らぎを吸収してきたが、データ連携を効率的に行うためには、揺らぎを抑える仕組みが必要である。このため、内閣官房は、日本産業規格（JIS）や関連する国際標準等とも整合性をとりつつ、2019年（平成31年）3月に「行政基本情報データ連携モデル」（平成31年3月28日内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）を取りまとめ、以下のデータについて標準を整備した。

- ・日付時刻
- ・住所

- ・電話番号
- ・郵便番号
- ・地理座標
- ・POI (Point Of Interest)⁵

各府省は、行政基本情報データ連携モデルや「文字環境導入実践ガイドブック」（平成 31 年 3 月 28 日内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）に基づき、行政分野におけるデータの標準化に取り組み、データ連携の環境を整備することにより、行政のみならず、民間事業者等における業務の効率化やデータ活用を促進する。なお、データ連携に使うデータを整備する際は、上記の標準を適用する。また、利用者がサービスを受ける際の利便性を向上させるため、デジタル処理に適するようなデータの標準化、API の整備等に取り組む。

内閣官房は、関係府省と協力して、町字識別子及び町字情報の標準について、2019 年度（令和元年度）末までに整備する。

KPI：標準化対象のデータ数

(2) 文字情報基盤の活用等による文字環境の整備・普及（◎内閣官房、◎経済産業省、法務省、財務省、全府省）

我が国の行政業務で用いられる漢字約 6 万文字を整備した文字情報基盤について、2017 年（平成 29 年）12 月に国際標準化（ISO/IEC 10646 第 5 版）を行った。また、2018 年（平成 30 年）3 月には、登記申請書への法人名のフリガナの記載を開始した。加えて、2019 年（平成 31 年）3 月には、漢字、代替文字、フリガナ、ローマ字等の文字情報の現状や導入方法に関するガイドとして、「文字環境導入実践ガイドブック」を策定した。

各府省は、文字情報基盤の活用を推進し、文字情報に関する相互運用性を確保する。また、情報システムを整備する際には、一般的業務に係る情報システムにおいて使用する文字の範囲は JIS X 0213⁶を原則とし、UCS（Universal multiple-octet coded Character Set）⁷に従った表現（符号化及び記述法）で情報システムの整備を行う。

⁵ 公共施設、観光地といった地理的目標物

⁶ 一般的なパソコンやスマートフォン等で標準的に搭載されている文字の範囲で、漢字などの文字コードに関する日本産業規格。第 1 水準～第 4 水準の漢字と非漢字の約 1 万文字がコード化されている。

⁷ ISO/IEC 10646 で規定された文字コードの国際標準。

加えて、現在個別に外字を使用している情報システムは更改時にその必要性を見直す。その際、戸籍氏名文字を表すことが必要な場合には、情報システムの現状を把握しつつ、文字情報基盤を通じたデータ連携を可能とする。なお、各府省は情報システムの整備に当たっては、当該ガイドに則して整備を行うこととする。

法人名に関しては、法人番号公表サイトにおいて、2017年（平成29年）4月から、法人からの申込みに基づき、法人名の英語表記を公表している。引き続き、内閣官房は関係府省と協力し、法人名のフリガナ及び英語表記の普及を図る。

KPI：地方公共団体の調達における文字情報基盤参照割合

（3）共通語彙基盤の推進、コード体系の確立・普及（◎内閣官房、◎経済産業省、全府省）

官民を通じた分野横断のデータ交換を促進するため、内閣官房において、2019年（平成31年）3月に「行政サービス・データ連携モデル」（平成31年3月28日内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）を整備した。

引き続き、各情報システムが持つデータ項目やデータ構造の標準化を推進するため、データ交換基盤である共通語彙基盤の整備及び活用を推進し、データ全体を正確に交換、活用できる環境を実現する。また、国際的なデータ連携を実現するため、諸外国の行政用データ基盤と国際的な連携を図る。さらに、語彙の整備を進めるとともに、当該語彙に対するコードを定義する必要があるため、共通語彙と既存語彙の関係性の整理等を通じて、社会の基本となるコードの整理を実施する。

内閣官房は、共通語彙とコードの整備について、イベント、施設、設備等の社会基盤に関する分野、広報、調達、制度、法人活動等の社会活動に関する分野を重点分野として検討を進めており、2019年（平成31年）3月には、調達情報について行政サービス・データ連携標準を整備した。今後、他分野についても標準を整備しつつ、調達情報についての行政サービス・データ連携標準について、必要に応じて改定する。さらに、官民データ連携の一環として、共通語彙基盤や行政サービス・データ連携標準の地方公共団体及び民間への展開を図る。

また、経済産業省は、標準語彙基盤の整備・拡張を推進する。

各府省は、情報システムの整備に当たっては、原則として行政サービス・データ連携標準に従った形で行う。

KPI：行政サービス・データ連携標準の実装ガイド数

KPI：地方公共団体の調達における共通語彙基盤参照割合

(4) イベントデータ標準の整備（◎内閣官房、経済産業省、関係府省）

経済活性化や生活の質向上等のため、シンポジウムやスポーツ、祭事、国民・地域住民向けの説明会などの様々なイベントが行われているが、その開催情報や詳細情報は、開催団体や所管組織等の各々が、Webサイトやデータファイル等によって、それぞれ独自の項目や形式で公開しており、データ連携を活用して分かりやすく、かつ、広く伝えられていない現状がある。

こうした状況を改善するために、内閣官房は、検索性の向上や情報システム間のデータ連携が容易になるよう、国際標準や共通語彙基盤に準拠したイベントデータ標準を整理している。2019年（令和元年）8月には、こども霞が関見学デーにおけるイベント検索サービスにて、イベントデータ標準を活用する実証を行った。

内閣官房は、当該実証による成果を踏まえ、イベントデータ標準を公開し、各府省への普及を図るとともに、官民データセットの一環として地方公共団体への展開を図る。

KPI：イベント情報のAPIでの提供機関数

3.6.2 行政保有データの100%オープン化

行政保有データの原則オープンデータ化を徹底し、データを活用したイノベーションや新ビジネスの創出を後押しする。そのために、「オープンデータ官民ラウンドテーブル」の開催や行政保有データの棚卸結果の公開等を通じ、各府省が能動的に利用者のニーズを把握し、個人及び法人の権利利益、国の安全等が害されることのないように留意しつつ、ニーズに即したオープンデータの取組を進める。また、行政保有データが、その収集から管理、提供に至るまで可能な限り自動的に品質が維持され、機械判読に適したデータ形式やレイアウトで、API等を通じてオープンデータとして提供されるように、業務・情報システムの整備・運用を行う。

こうした取組により、行政保有データが民間事業者等によって積極的に活用されるとともに、行政内部でも政策の企画・立案や業務効率化等に活用される状態を目指す。

(1) オープンデータに係るニーズの把握と迅速な公開（◎全府省）

各府省は、更新した行政保有データの棚卸リストを自ら公開し、利用者からオープンデータの公開要望を募ったり、相談窓口や民間事業者等と直接対話をを行う場を設けたりするなど、利用者のニーズを把握するための取組を継続的に行う。また、その結果得られた公開要望のうち、オープンデータとしての公開が可能と判断したものは速やかに公開するとともに、データカタログサイトへ登録する。

加えて、オープンデータとして公開が不可と判断したものについても、条件付きで公開できるものは公開するとともに、公開できない場合には、その理由を各府省のWebサイト等において公開する。

さらに、公開に支障のあるデータ項目を除いて公開することや、限定的な関係者間で共有する「限定公開」といった手法の活用も検討する。

KPI：ニーズに即したオープンデータの取組方針とスケジュールの各府省中長期計画への反映状況

KPI：各府省において利用者の要望等に応じて新たに公開又は公開内容の見直しを行ったデータ件数

(2) オープンデータ・バイ・デザインの計画的な推進（◎内閣官房、総務省、経済産業省、全府省）

内閣官房は、2019年（平成31年）2月に実施した標準ガイドライン群の改定に際して、オープンデータ・バイ・デザインに係る具体的取組内容を盛り込んだ。

今後、オープンデータ・バイ・デザインに基づいた行政サービス・業務設計及び運用に切り替わるまでの間であっても、「オープンデータ基本指針」（平成29年5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定。令和元年6月7日改正）に則り、行政保有データを利用しやすい形でオープンデータとして提供するための取組を継続的に実施する。

各府省は、オープンデータ・バイ・デザインの取組方針とスケジュールが盛り込まれた各府省中長期計画を着実に実施し、情報システムの整備時期を見据

え、オープンデータ・バイ・デザインに基づいた行政サービス・業務設計及び運用に順次切り替えていく。

内閣官房は、今後、オープンデータとして活用されることを前提とした情報システムの普及・推進に向けた検討を進める。

KPI：オープンデータ・バイ・デザイン取組対象の情報システム数

KPI：オープンデータ・バイ・デザイン取組対象の情報システムのうち、オープンデータの公開を開始した数

(3) API 整備の推進（◎内閣官房、◎総務省、◎経済産業省、全府省）

民間サービスまで含めたワンストップサービスの実現等、官民連携の実現に当たっては、API の整備を進めることが重要である。

現在、行政機関においても API を公開する情報システムが存在するものの、通信ルールや開発者への提供方法が不統一であるなど、必ずしも利便性が高い形で API を公開できていない状況にある。API の公開は官民連携をシームレスに実現していくための強力なツールとなり得るため、開発者・利用者にとって利便性の高い形で API を公開することが必要である。また、API は内部システムへのアクセス手段を提供するものもあるため、API を介して実行する処理や提供する情報に応じて、利用者の管理やデータの設計に取り組む必要がある。このため、内閣官房は、より一層の情報システムの連携を図るため、2019年（平成 31 年）3月に「API 導入実践ガイドブック」（平成 31 年 3 月 28 日内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）及び「API テクニカルガイド」（平成 31 年 3 月 28 日内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）を策定した。

各府省は、本計画に規定されているもののほか、当該ガイドを踏まえ、各行政サービスにおける API の整備について検討を行い、各府省中長期計画にその内容を盛り込む。加えて、API 開発者・利用者と意見交換を行う場を設けるなどによって意見把握に努め、API 開発者・利用者のニーズを十分に反映しつつ、API の改善について検討を行い、各府省中長期計画に順次その内容を反映させる。

内閣官房及び総務省は、各府省における API 整備・活用状況のフォローアップを行い、API リストを作成し、2019年度（令和元年度）末までに公開する。なお、当該 API リストについては、効率的な更新に配慮しつつ、適切に更新する。

あわせて、各府省における取組を踏まえつつ、API 利用者・API 提供者双方の利便性の向上、API の標準化、情報セキュリティの対策等の観点から、関係

者間において、行政機関間・行政機関－民間間の API 連携を推進するための方策を検討する。

経済産業省は、法人デジタルプラットフォーム整備を通じ、利用者、開発者にとって利便性の高い API の整備を進める。

KPI : API 関連ガイド数、API リストの公開及び公開 API 数

3.7 行政手続等の棚卸しの継続・改善（◎内閣官房、総務省、全府省）

行政手続等に係る業務改革（BPR）や政府情報システム改革等の推進に向けて、行政手続等のオンライン化の実施等に関する状況等を把握するため、内閣官房及び総務省は、行政手続等の棚卸調査を実施している。行政手続等の棚卸結果は、行政手続等の実態を細かな粒度まで把握するための重要なデータであり、各府省が行政サービス改革の基盤データとして活用し、業務改革（BPR）や政府情報システム改革等を推進することができるよう、内閣官房は、毎年度、行政手続等ごとに ID を振った上で、集計結果を公表している。

また、内閣官房は、2018 年（平成 30 年）3 月にオープンデータとして公開した棚卸データを基に、各府省の協力を得つつ、2018 年度（平成 30 年度）から毎年度、調査項目の見直しを継続的に実施している。

今後、効率的に調査を進めるため、内閣官房及び総務省は、各府省の協力を得つつ、棚卸データベースの整備に向けて検討を行うとともに、棚卸データの活用や集計作業の効率化の観点から、データの改善について検討を行い、検討結果を 2019 年度（令和元年度）以降順次反映する。これによって、棚卸業務の効率化や、異なる主体間での手続事務の標準化、行政サービスのデジタル化を促進する。

KPI : 棚卸データベースの整備

4 価値を生み出すガバナンス

4.1 一元的なプロジェクト管理（◎内閣官房、◎総務省、財務省、全府省）

これまでの政府の情報システム投資は、各府省・業務ごとに情報システム化の要否を検討し、各府省における当該業務の担当部局が予算要求・執行を含め運用の主体として責任を持つことが前提となっており、政府全体でのITガバナンスについても、個々の情報システム単位での妥当性検証が中心であった。企画、予算要求、執行、チェック、見直しというPDCAサイクルそのものが、基本的には、縦割りでの情報システムを前提に動いていたと評価することができる。

その結果、重複的な政府情報システムの整備・運用やオーバースペックでのシステム設計、予算・調達が政府情報システム単位に細分化されているため、事業者との交渉時に十分なスケールメリットを発揮できていないといった問題が生じている。

こうした問題を解決し、政府情報システムの一層の改革を進め、データの標準化、政府情報システム間の互換性、円滑な情報連携、高度な情報セキュリティ対策等について、政府として統一性を確保しつつ効率的に実現していくことが必要となる。そのため、グランドデザインに基づく横断的かつ業務改革(BPR)を意識したサービス視点での政府情報システムの整備・運用を実現する観点から、政府情報システムの統一的管理のための取組を抜本的に強化する。

具体的には、全ての情報システムを対象として、予算要求前から執行の段階まで年間を通じたプロジェクト管理（以下「一元的なプロジェクト管理」という。）を、政府CIOの下で行う。特に、①予算要求前（プロジェクトの計画段階）、②予算要求時（プロジェクトの具体化段階）、③予算執行前（詳細仕様の検討段階）の3段階について、一元的なプロジェクト管理を実施する。①の予算要求前の検証（予算要求前レビュー）では、主として、クラウドサービスの利用の可否などプロジェクトの基本的な方向性や関連サービスとの連携、重複投資の可能性等について検証を行い、②の予算要求時の検証では、主として、予算編成に向けた費用対効果等の検証を行い、③の予算執行前の検証（予算執行前レビュー）では、主として費用の妥当性や仕様の適正性、業務改革(BPR)等について検証を行う。このような一元的なプロジェクト管理について政府CIOの下で内閣官房を中心として行うとともに、財務省主計局が行う予算査定や総務省行政管理局が中心となって行う業務改革(BPR)と密接に連携して実施することで、全ての情報システムについて、年間を通じて適正なプロジェクト管理が実施される体制を整備する。

内閣官房は、早急な対応が求められるため、補正予算で情報システムの整備等が実施される場合も含め、情報システムの整備・運用に対する一元的な状況把握、プロジェクト管理を行うための手順等を、標準ガイドライン等に明確化した上で、各府省への周知徹底を図る。

また、PJ管理強化方針や標準ガイドライン等に基づき、情報システムの性質等に応じて、政府CIO、各府省情報化統括責任者（以下「各府省CIO」という。）、PMO、PJMOでそれぞれプロジェクトを管理する体制を整備する。特に、プロジェクトの規模や政策的重要性等の観点から重点的なプロジェクト管理を行う必要があると認められるプロジェクト（以下「政府重点プロジェクト」という。）については、プロジェクトに係る予算の執行府省の担当者、総務省行政管理局の担当者や財務省主計局の担当者等も参加するプロジェクトチームを内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室に編成し、当該プロジェクトチームが主体となって、①の予算要求前レビューや③の予算執行前レビューを実施する。

各府省は、標準ガイドラインに基づいて指定した府省重点プロジェクトの管理を徹底するとともに、必要に応じて、プロジェクトの指定を拡充する。

4.1.1 デジタルインフラの整備及び運用に係る予算の一括要求（◎内閣官房、関係府省）

情報システム関係予算には、他分野の予算には見られない、以下に代表されるような特殊性がある。

- ①重複投資や情報システム間の不整合を避け、政府全体での最適投資を目指す必要がある。
- ②過剰スペックの要求や曖昧な作業発注、事業者の見積り結果の分析不足等の要因による経費の高止まりが生じやすい。
- ③安定的な運用を最優先する結果、現行の事業者に依存する傾向が強く、競争入札を実施しても特定の事業者のみが受注を繰り返す「ベンダーロックイン」が生じやすい。

このような情報システム関係予算の特殊性を踏まえると、一般的な行政組織の体制では、必要な経費の見積りや配分を効率的・効果的に行うための体制として不十分である。この点、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室では、民間企業でCIO・CTO等のマネジメントに関する役職の経験を有する政府CIOを室長とし、官民の情報システム整備等を担い、デジタル分野における見識と高い専門性を有する政府CIO補佐官を擁するなど、政府全体の情報システム関係

予算の見積りや配分を的確に行うための体制を整備しているところである。このため、情報システム関係予算のうち、デジタルインフラの整備及び運用に係る予算については、原則として、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室が、IT基本法第26条第1項に定める高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の実施の推進のための事務の一環として一括して要求・計上し、各府省に配分する。なお、当該一括要求・一括計上の範囲等については、PJ管理強化方針に記載のとおりとする。

2020年度（令和2年度）の情報システム関係予算の概算要求においては、一括要求・一括計上の開始年として、デジタルインフラに係る予算のうち、34システムの整備・運用に必要な予算約730億円について、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室において一括して要求を行った。政府情報システムの効率化、高度化等を図る観点から、引き続き、デジタルインフラの機能等の拡充を図るとともに、一括要求・一括計上の範囲も順次拡大する。

また、デジタルインフラの活用等により効率化した情報システム関係予算の一部は、AIなどの技術の活用や情報セキュリティ対策等の政府情報システムの更なる高度化を実現するために充てることとし、各府省の要望を取りまとめた上で、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室において一括要求する。

4.1.2 政府CIOによるガバナンスの強化

（1）政府CIOレビュー制度の強化（◎内閣官房、総務省、関係府省）

2013年（平成25年）の政府CIOの設置以降、政府CIO自らレビューを実施し、政府情報システム改革や業務改革（BPR）を推進してきた。

デジタル・ガバメントの実現に向けた取組を推進するに当たり、政府CIOを中心としたガバナンス体制を強化するため、政府CIOレビューを実施する対象の候補について、2019年（平成31年）1月に各府省と協力して、ガバナンスを特に重視するプロジェクトの検討を行い、主に政府横断施策や投資額の大きいプロジェクトを選定している。

引き続き、内閣官房は、総務省と連携しながら政府CIOレビューを実施する。また、内閣官房を中心として、レビュー対象や改善・改革、調整のプロセスなど一元的なプロジェクト管理の具体的な取組内容を2019年度（令和元年度）内を目途に整理する。

KPI：レビュー対象や改善・改革や調整のプロセスなど一元的なプロジェクト管理の具体的な取組内容を2019年度（令和元年度）内を目途に整理

(2) 政府重点プロジェクト（◎内閣官房、関係府省）

PJ 管理強化方針において、プロジェクト規模や政策的重要性等の観点から重点的な管理を行う必要があると認められるものについては、政府 CI0 が政府重点プロジェクトとして指定し、情報システム担当府省の担当者や財務省主計局の担当者等も参加するプロジェクトチームを内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室に編成して、より効果的にプロジェクトを推進することとされた。

2019 年（令和元年）8 月には、政府 CI0 レビューの対象となっている情報システムに係るプロジェクトのうち、「政府共通プラットフォームの構築・活用推進及び政府におけるクラウドサービス利用検討」を政府重点プロジェクトに指定して取組を開始している。

内閣官房は、上記プロジェクトの実施状況を踏まえ、新たなプロジェクトの指定について検討を行う。

KPI：政府重点プロジェクトの指定数

なお、現在、政府重点プロジェクトに指定されているものは以下のとおり。
○政府共通プラットフォームの構築・活用推進及び政府におけるクラウドサービス利用検討
プロジェクト指定日：2019 年（令和元年）8 月 1 日

目的：本プロジェクトは、限られた人材と予算を有効的に活用するとともに、
情報システム担当者を含む利用者にとって、利便性、生産性、費用対効
果等に優れ、安全・安心に利用できる情報システムの整備・運用を実現
することを目的として、政府におけるクラウドサービスの利用等を促進
するものである。

本プロジェクトでは、その目的の達成に向け、次の取組を行う。

- ①政府におけるクラウドサービスの利用において、その利点を最大限発揮する
観点から、関連する制度、手続、慣習等について政府横断的な整理、調整及
び企画立案を行うこと。
- ②各府省におけるクラウドサービスの利用の集約など政府の IT ガバナンスを
支える基盤として政府共通プラットフォームを整備・運用し、その活用を推
進すること。

(3) 政府横断施策や投資額の大きいプロジェクトのガバナンスの徹底（◎内閣官房、総務省、関係府省）

主に政府横断施策や投資額の大きいプロジェクトについては、内閣官房及び総務省において、2019年（平成31年）1月に、ガバナンスを特に重視するプロジェクトとして選定した。

内閣官房及び総務省は、一元的なプロジェクト管理を徹底する中で、政府全体のガバナンスを推進するとともに、必要に応じて、選定したプロジェクト及び特に政府全体のガバナンスを推進すべき以下のプロジェクトから、政府CIOレビューを実施する。

ア. 政府共通プラットフォーム（◎内閣官房、◎総務省、全府省）

総務省は、2019年（平成31年）2月に策定した「政府共通プラットフォーム第二期整備計画」に基づき、ITリソースの効率的利用による政府情報システムの整備及び運用の効率化、政府情報システムの質の向上並びに政府のITガバナンスを支える基盤としての役割を果たすことを目的として、クラウドサービスを活用した新たな政府のプライベートクラウドを整備し、2020年度（令和2年度）中にサービス提供開始を目指す。第一期政府共通プラットフォームについては、遅くとも2023年度（令和5年度）に運用終了する。このため、第一期政府共通プラットフォームを利用する政府情報システムについては、できる限り速やかに移行等を進める。

また、PJ管理強化方針に基づき、2019年（令和元年）8月に政府重点プロジェクトとして指定されたことに伴い、政府全体で政府情報システムのクラウド化を推進する方針の下、各府省は、クラウドサービスの利用の検討を行う。内閣官房及び総務省は、その状況を踏まえ、第一期政府共通プラットフォーム等から第二期政府共通プラットフォームへの移行を着実に進めることで、政府のITガバナンスを支える基盤としての役割を果たす。

さらに、内閣官房及び総務省は、第二期政府共通プラットフォームへの移行及び運用によって得られたクラウドサービス活用や運用改善などのノウハウを活用し、政府全体の情報システムのクラウドサービスの利用が円滑に進むための取組を行うこととする。

KPI：第二期政府共通プラットフォームについて、サービス提供に必要な年間運用等経費について5割を超える削減⁸

KPI：遅くとも2023年度（令和5年度）に第一期政府共通プラットフォームを運用終了

KPI：第二期政府共通プラットフォームについて、2020年度（令和2年度）中にサービス提供開始

イ. 登記情報システム（◎法務省）

登記情報システムは、不動産取引の安全と円滑に資する不動産登記、企業取引等の安全と円滑に資する商業・法人登記等に関する事務を処理する情報システムであり、登記事務の増加に伴う国民サービスのより一層の向上を図る抜本的な施策として、登記事務をコンピュータで処理するシステムとして1988年（昭和63年）から導入を開始している。

これまで、メインフレームを中心として構成されたシステムからオープン化したシステムに切り替えるなど、運用等経費の削減に取り組んできたが、現状、以下のような課題を抱えている。

- ①行政機関等への各手続において、当該手続の添付書類として登記事項証明書を求めているものが数多くあり、手続の度に登記事項証明書を取得し、行政機関等に提出する必要があるため、これらの登記事項証明書の入手に係る費用・時間等が負担となっている。
- ②登記情報システムは、年間運用等経費が50億円以上の大規模政府情報システムであるところ、政府方針等に基づき、運用等経費の削減に取り組んでいく必要がある。

上記の課題を解決するために、以下について実現を目指す。

- ①登記情報を提供可能とするなど、行政機関間の情報連携のためのシステムを新たに構築することにより、情報連携する各行政機関の制度面における手当てや、必要に応じた関連システムの改修等を前提として、各手続における登記事項証明書の添付省略を可能とし、手續に係る負担を低減する。
- ②システムの更改を契機として、システム運用等経費の削減を進めていく。

⁸ 第二期政府共通プラットフォームを利用する情報システムが標準化・共通化されたサービスを利用するなどを前提に、第一期政府共通プラットフォームの水準と比較。当該経費の削減幅については、設計・開発の進捗を踏まえ、見直すこととする。

以上の目標を実現するために、以下について取り組む。

- ①登記情報システムを改修し、2020年（令和2年）10月以降、国の行政機関に対して、登記情報をオンライン（共通APIやGUI(Graphical User Interface)機能）で提供することを可能とし、登記事項証明書の添付を求めている行政手続について、当該情報の提供を受けるための環境が整った場合は、添付を省略することができるようとする。
- ②2019年度（令和元年度）中に更改が予定される次期システムにおいては、更なるサーバの仮想化、サーバ構成の効率化等によるサーバの削減や運用等業務の精査による工数見直しを行い、効率的な運用を図ることを目指してきたところ、今後、次々期システムへの更改においても、所有者不明土地問題等の社会的要請への対応に配慮しつつ、引き続き、運用等経費の削減を目指す。

KPI：各行政機関間との情報連携を可能とし、各手続における登記事項証明書の添付省略の実現に向けての進捗状況

ウ．国税情報システム（◎財務省）

税務行政を取り巻く環境は、経済取引の複雑化・広域化や経済社会の国際化・高度情報化の急速な進展に伴い、業務が複雑・困難化するなど大きく変化している。こうした状況の下、国税庁が適切にその任務と使命を果たすためには、業務と情報システムを既存の枠組みにとらわれることなく抜本的に見直す必要がある。

国税庁の業務の遂行に当たっては、2001年（平成13年）に全国で運用を開始した申告や納税の事績を一元的に管理する「国税総合管理システム」（以下「KSKシステム」という。）と2004年（平成16年）に運用を開始した納税者からの申告・申請を受け付ける「国税電子申告・納税等システム」（以下「e-Tax」という。）を中心とした国税情報システムを使用している。

国税情報システムについては、これまでもe-Taxのスマートフォン対応など利用者の利便性の向上に対応しているほか、一部業務のオープンシステム化の実施や政府目標である情報システムの運用等経費の3割削減に向けた取組を着実に進めているところではあるが、現状、KSKシステムを中心に以下の課題を抱えている。

- ①納税者から提出される申告書等が書面中心であった開発当初の事務運営を前提に情報システムを整備しており、政府方針であるデジタル技術の特性を活用した事務の実現に柔軟な対応ができないこと。

- ②開発当初、所得税や法人税といった税目別にデータベースやアプリケーションを構築したため、データや機能が重複する等しているところ、その後の制度改正等により情報システムが複雑化かつ肥大化していること。
- ③課税や債権管理などの根幹はいまだにメインフレーム中心の構造であり、市場に流通する最新技術の導入が困難な状況にあること。

以下の方法により、上記の課題を解決し、「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」の実現を目指す。

なお、実現に当たっては、国税庁では納税者情報など秘匿性の高いデータを取り扱っていることに鑑み、情報セキュリティ対策や安定稼働には細心の注意を払う。

- ①e-Tax の受付機能を見直し、デジタル技術の活用による、利用者（納税者）にとって、より簡便・安全な利用環境を整備するとともに、ニーズに沿ったタイムリーな情報配信を行うなど、一層の納税者の利便性と自発的コンプライアンスの維持・向上を推進する。
- ②国税庁組織内においても、政府全体の方針である決裁の電子化を含め、書面中心の事務運営から徹底したデータ中心の事務運営への変更といった大胆な業務改革（BPR）を実現し、事務の最適化、調査・徴収の効率化・高度化を目指す。
- ③情報システム上の税目別のデータベースやアプリケーションの構造について統廃合を進めるとともに、現状のメインフレーム中心のシステム構成から、オープンな動作環境で管理・稼働できるようシステム全体の最適化を図り、最新技術の導入を容易にする。
- ④情報システムの構造の最適化により、情報システムの改修や機器の運用等経費の低減を見込む。

上記を実現するために、現行システム機器の更改時期である 2026 年度（令和 8 年度）を目指し、国税情報システムの刷新（次世代システムの構築）を目指し、2020 年度（令和 2 年度）から開発に着手する予定である。国税庁では、開発の実施に当たり、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室や財務省 PMO と連携することはもとより、特定税目への機能の偏りを無くし、利用頻度の低い機能を作り込みしないよう留意しながら円滑にプロジェクトを推進するため、
(a) 国税庁内にシステム部署のみならず各業務主管部署が一体となった検討体制を構築し、(b) 手戻りが生じないよう作業順序やテスト実施の検討を行った上で、ガバナンスを効かせながら実現を目指す。

なお、現行の情報システムにおける 2021 年度（令和 3 年度）までのシステム運用等経費の 3 割削減についても目標達成に向けて着実に進めていく。

KPI：次世代システムの開発

KPI：システム運用等経費の低減

エ. 社会保険オンラインシステム（◎厚生労働省）

日本年金機構が公的年金業務に使用する社会保険オンラインシステムは、主に「記録管理システム」、「基礎年金番号管理システム」及び「年金給付システム」の 3 つの情報システムから構成されており、現在、以下の課題に対応するため、段階的に現行の情報システムの改善や刷新に取り組んでいる。

- ①情報システムの構成に起因する課題として、サブシステムや機能が制度別に分割管理され、制度別・年金事務所別で被保険者等の情報を管理していることや、逐次の制度改正や業務改善による改修も積み重なっていることから、構造が複雑化しているため、制度改正等に際しての影響調査や情報システムの改修に高い費用を要している。
- ②業務運営上の課題として、紙を前提とした業務プロセスとなっており、また手作業によるチェックや集計が多い。
- ③情報システム全体の課題として、発注者主導での情報システムの設計・開発の体制が十分でなく、また、特定の事業者が著作権を保有している。
- ④その他、逐次の制度改正や業務改善への速やかな対応が求められていること、マイナンバー制度による他機関との情報連携については、順次本格運用を開始しているが、一部、試行運用を継続している状態にあること、また、オンライン申請が必ずしも利用しやすいものとなっていないこと、ねんきんネットによる情報提供も必ずしも十分でないこと、などの課題がある。

以上の現状を踏まえ、「複雑化した年金制度を実務として正確かつ公正に運営する」という日本年金機構の役割等に鑑み、以下の目標を実現する。

- ①公的年金業務として提供するサービスの質の向上（事務処理のデジタル化等による迅速・正確で利用者の負担軽減につながるサービスの提供、届書等の適正な入力の確保や処理時間の短縮等による記録の正確性の確保）
- ②業務運営の効率化や公正性の確保（情報システムの運用等経費の削減、システムチェックの導入・拡大による手作業・目視チェックの事務負担の軽減、デジタル化を前提とした正確かつ効率的な業務プロセスの構築及び事務処理の標準化）

- ③ガバナンスの確立等（情報システムに対する要件を発注者側で明確かつ詳細に定義できるなど特定の事業者への過度の依存からの脱却及びその実現のための発注者の体制強化、制度改正等に柔軟に対応するための簡素なシステム構造の実現）
- ④逐次の制度改正や業務改善への速やかな対応、マイナンバー制度を利用した他機関との情報連携による届書の省略等について順次実施、オンライン申請の推進による届出等の利便性の向上、ねんきんネット等による情報提供の拡充等の実現

以上の目標を実現するために、以下について取り組む。

①「記録管理システム」及び「基礎年金番号管理システム」の刷新

2015年度（平成27年度）から開発し、2017年（平成29年）から順次段階的に稼働した「フェーズ1」については、記録管理に係る業務全般について、現行のデータベース等を前提としつつ、デジタルファーストの原則も踏まえ、可能な限り個々の処理がデジタルで完結するよう、情報システムの見直しを進める。

その際、刷新後のデータベースを活用しなくとも効率的な事務処理を実現できることなどの観点を踏まえてフェーズ1の対象を拡大し、特に、効率化効果の高い届書や早期に実施可能なもの（合理的に開発を進めるため、処理件数が多い等のニーズの高い主要なもの、開発上の技術的難度が高くないもの等）は優先的・段階的に開発等に取り組む。

今後、設計・開発を進める「フェーズ2」については、ペーパーレス化、システムチェック等による自動化、適切な進捗管理等の観点から業務プロセスを見直して大幅に刷新するとともに、被保険者等の情報の管理について制度別・年金事務所別から個人別・全国ベースに見直し、現行の情報システムの課題を解消する。

なお、フェーズ2の本格開発への着手に当たっては、(a)日本年金機構本部及び全国の拠点職員の協力を得た業務プロセス検証の徹底した実施、(b)発注者として主体的に要件定義を行えるプロジェクト推進体制の強化、(c)本格開発に先行したプロトタイプ検証の実施や工程分割の検討、(d)十分な工期の確保等を行う。

②「年金給付システム」の刷新

第1ステップとして、2019年度（令和元年度）は、端末機器及び周辺サーバの更改や集約化を進めていく。

また、第2ステップとして、2017年度（平成29年度）から進めている業務フロー及び情報システムの点検の結果を踏まえて、情報システムの改修を進めていく。

その上で、第3ステップとして、情報システムの構成の見直しや情報システムの再構築に向けた検討を行う。

③現行の情報システムの改善

逐次の制度改正や業務改善への対応、マイナンバー制度を活用した情報連携、オンライン申請を利用しやすくする取組等と併せ、必要な情報システムの改修を行う。

ねんきんネット等については、利用者にとって利便性の高い方法で個人向けの情報提供ができるよう、取組を検討する。

*KPI：厚生年金保険関係届書平均処理期間：4日（2025年度（令和7年度））
(年次の届書を除く。)*

オ. ハローワークシステム（◎厚生労働省）

ハローワークサービスの充実を図るため、ハローワークシステムにおいて、以下の課題に対応し、段階的に現行の情報システムの改善や刷新に取り組んでいる。

- ①求職登録、職業紹介などのサービスは窓口での提供が前提となっており、自主的な活動を希望する者も来所する必要がある。
- ②求職登録、職業紹介などのサービスは採否結果の確認などの定型的な業務の負担が多くなっており、真に支援が必要な利用者に対して個々の状況を踏まえた支援を充実する必要がある。

以上の状況を改善するために、以下の目標を実現する。

- ①来所が前提となっている求職登録、職業紹介などのサービスをオンライン化するとともに、求人検索など既にオンライン化されたサービスについて利便性を高め、求職・求人活動一般について、自主的な活動を希望する者が来所を要せず、オンラインサービスでそれぞれ自主的に行えるようにする。
- ②定型的な事業所サービスのオンライン化により効率化を図る一方で、不採用が続く求職者に対しては、窓口への来所勧奨を行うなど個々の求職者の状況を踏まえた個別支援や就職後の定着支援を強化し、また、指導等が必要な求

人者に対しては、事業所の実態把握を踏まえた充足支援を徹底するなど、「真に支援が必要な利用者」への支援を充実する。

③業務を通じて把握、蓄積した同一人物・同一事業所の情報が、業務ごとのサブシステム間で紐付けされていないことから、これを個人及び事業所を起点としたデータとして再構築し、蓄積されたこれらのデータを基に効率的、効果的な分析を行い、多様なニーズに対応した効果的なマッチングを実現するとともに、業務の簡素化、効率化を図る。

以上の目標を実現するために、サービスのオンライン化及び支援の充実を図り、2017年（平成29年）4月からは、共通基盤系に係る設計開発を開始するとともに、2018年（平成30年）1月から職業紹介系及び雇用保険系の設計開発を開始した。

2020年（令和2年）1月からは、オンラインによる求人申込み等を可能とするといったハローワークシステムの刷新を順次行う予定であり、引き続き、ハローワークサービスの充実及びハローワークシステムの改善に取り組む。

KPI : OCR (Optical Character Reader) 削減率：対2015年度（平成27年度）80%減（2020年度（令和2年度））

KPI : 求人情報提供端末の削減率：対2015年度（平成27年度）30%減（2020年度（令和2年度））

KPI : ハローワークシステムの運用等経費削減額：対2013年度（平成25年度）156億円/年減（2020年度（令和2年度））

力. 特許事務システム（◎経済産業省）

国際化の進展に伴い研究開発のスピードが速まる中で、我が国の企業が、発明、デザイン、ブランド等によるイノベーションの成果を最大限に活用できるよう、特許庁はこれまで以上に特許情報の利活用者に対して特許情報の発信を強化することが必要である。特に、公報システムについては、現状、①特許情報の原本データから特許公報発行に必要なデータを抽出する作業を週次で行っている、②抽出したデータを特許公報のフォーマットに自動で当てはめる際に生じるエラーの修正を全て手動で行っている、③オンライン上に特許公報をアップロードする際、データを手動で外部記憶媒体に移した上で行っている等の要因から、特許公報の発行に、権利の付与が確定してから3週間程度を要しており、制度利用者への情報提供が必ずしも迅速に行えていない、という課題がある。

この状況を改善するために、2022年（令和4年）1月を目途に、公報システムを刷新し、特許公報発行を迅速化する。これにより、特許情報の利活用者が、特許として認められた最新の技術に迅速にアクセス可能となり、重複の研究開発や重複の出願及び権利侵害の防止などの効果が見込まれる。加えて、特許公報発行の迅速化に際して、情報システムの構造を簡素化することで、今後のシステム改修時の費用低減に取り組む。

KPI：2022年（令和4年）1月を目途に、原則として、特許公報を権利の付与が確定してから10日以内に発行

4.1.3 各府省ガバナンスの強化（◎全府省、◎内閣官房、◎総務省）

プロジェクトを成功させ、生み出す価値を最大化するためには、各府省CI0及び各府省情報化専任審議官（以下「各府省副CI0」という。）それぞれが各府省内においてリーダーシップを發揮することにより、ガバナンスが徹底されている必要がある。このため、各府省におけるガバナンス強化に資するために、内閣官房を中心として、本計画において作成や検討等を行うこととされたルールやガイドライン等を含め、標準ガイドライン群の体系を整理している。

各府省のガバナンスについては、2016年度（平成28年度）から各府省情報化専任審議官が設置されるなど一定の強化が図られている。また、各府省におけるステークホルダー（各府省CI0、各府省副CI0、政府CI0補佐官、PMO及びPJMO等）の役割やガバナンス体制については、各々の役割の明確化（組織の再編を含む。）や府省内手続の制定が段階的に行われている。

2018年（平成30年）3月には、各府省CI0、各府省副CI0、政府CI0補佐官及びPMOの役割、各府省の官房組織等との連携、府省内の手続制定などのルールを明確にすること等を含め、各府省のガバナンスを一層機能させることを目的として、内閣官房及び総務省が中心となり、標準ガイドライン群を改定した。また、2019年（平成31年）2月に改定した標準ガイドラインにおいては、総務省の役割を強化したほか、各府省において府省重点プロジェクト以外のプロジェクトも工程レビューの対象にすることを可能とした。

一方で、標準ガイドライン群に記載している内容については、実施が徹底されていない事項も見受けられる。

各府省は、改定された標準ガイドラインに基づき制定した府省内手続等のより一層の定着を図る。

内閣官房及び総務省は、標準ガイドラインについての解説等を行うなど、政府職員に周知・徹底するための取組を実施し、各府省ガバナンスの強化に取り組む。

(1) 各府省中長期計画（◎全府省、◎内閣官房、◎総務省）

各府省におけるデジタル・ガバメント推進を戦略的に進めるため、「サービス設計12箇条」等を踏まえ、各府省CIO及び副CIOのリーダーシップの下、2018年（平成30年）6月に府省ごとに中長期的な計画を策定した。

また、内閣官房及び総務省は、各府省中長期計画の案について、本計画に掲げる取組を総合的に推進する観点から調整を行い、各府省における策定を踏まえ、CIO連絡会議において決定、公表した。

なお、各府省中長期計画においては、投資管理、政府情報システムの費用削減、政府情報システム改革ロードマップ、人材確保・育成などの個別に計画を策定し進めてきた取組を整理し、統合した。

引き続き、各府省は、計画的に取組を推進するため、短いサイクルで計画に係る進捗状況の把握と評価に取り組むとともに、本計画と一体となって、少なくとも年1回、各種施策の進捗状況を踏まえた各府省中長期計画の見直し・拡充に取り組む。また、各府省中長期計画の施策の推進について更なる実効性を確保する観点から、内閣官房及び総務省において、一元的なプロジェクト管理と一体的に推進する方策を検討し、2020年度（令和2年度）から順次実施する。

加えて、デジタル手続法を踏まえた本計画の施策等を具体化するため、各府省中長期計画の見直しを行い、2019年度（令和元年度）中に改定する。

内閣官房及び総務省は、標準ガイドライン群等に基づき、各府省が各府省中長期計画の見直しを行うに当たって留意すべき点等を要領として取りまとめ、各府省中長期計画の実効性を確保する観点から、各府省の見直しを支援する。

各府省は、当該要領等に基づき、各府省中長期計画の見直しを行う。

KPI：各府省中長期計画の2019年度（令和元年度）内の改定

(2) 府省重点プロジェクト（◎全府省、内閣官房、総務省）

各府省のPMOは、所管するプロジェクトのうち、府省共通プロジェクト、補正予算を用いて整備するもの及び業務の効率化、経費節減、情報システム整備の効率化、情報セキュリティ対策の強化などの観点で、各府省CIOが選出する

プロジェクト等に該当するものについては、府省重点プロジェクト候補として選出し、各府省内の優先順位に基づき、内閣官房及び総務省と調整し、各府省内の合議制機関等に諮った上で、府省重点プロジェクトに指定することとされている。

また、PMOは、府省重点プロジェクトとして指定されたプロジェクトについて、各府省中長期計画に当該プロジェクトの取組を優先的に、かつ、主要施策となるよう記述するとともに、十分な予算や人員、推進体制が確保されるよう、各府省内での調整を行うこととされている。

こうした取組を通じて、引き続き、府省内でのプロジェクト管理を徹底するとともに、必要に応じて、府省重点プロジェクトの対象を拡充する。

内閣官房及び総務省は、一元的なプロジェクト管理の具体的な取組内容を2019年度（令和元年度）内を目指して整理する際に、PJ管理強化方針を踏まえた今後の府省重点プロジェクトの考え方等についても整理する。

(3) PMO、PJMOによるプロジェクト管理（◎全府省、内閣官房、総務省）

政府CIOレビューや府省重点プロジェクト等を通じて、プロジェクト管理の徹底に取り組んでいる一方で、全ての情報システムの全ての機能について、政府CIO、各府省CIO及び副CIOが詳細に確認を行うことは現実的でない。

そのため、PJ管理強化方針や標準ガイドライン等に基づきつつ、情報システム及びその機能の性質上、各府省のPMO、PJMOでのプロジェクト管理に適するものについては、当該各府省のPMO、PJMOにおいて管理を行う。

各府省は、PMO、PJMOにおけるプロジェクト管理に適する情報システム及びその機能に係るプロジェクトについて整理の上、各府省中長期計画に記載する。

内閣官房及び総務省は、一元的なプロジェクト管理の具体的な取組内容を2019年度（令和元年度）内を目指して整理する際に、PJ管理強化方針を踏まえた今後のPMO、PJMOによるプロジェクト管理の考え方等についても整理する。

4.1.4 技術的対話を取り入れた新たな調達・契約方法の試行運用の実施（◎内閣官房、総務省、経済産業省、関係府省）

政府における情報システムの調達においては、予算要求段階から仕様を詳細に確定させることが困難な場合もあるため、行政と事業者が政策課題を共有し、対話を通じて相互理解を深めた上で契約することが重要であるが、現行の調達手続においては、調達仕様書等のドキュメント以外の手段での事業者との意思疎通は乏しい状況にある。

このため、新たな調達・契約方法を検討する場として、2018年（平成30年）10月にCIO連絡会議の下部組織に新たにワーキンググループを立ち上げて検討を行い、2019年（令和元年）5月に、当該ワーキンググループにて取りまとめた「情報システムに係る新たな調達・契約方法に関する試行運用のための骨子」（令和元年5月29日CIO連絡会議決定）を策定した。

内閣官房、総務省及び経済産業省は、当該骨子に基づき、機動的かつ効率的、効果的な情報システム整備に資するよう、契約締結前に複数事業者と提案内容について技術的対話を可能とする調達・契約方法を、2020年度（令和2年度）から関係府省とともに試行的に開始する。

4.2 政府情報システム改革の着実な推進（◎内閣官房、◎総務省、◎全府省）

政府情報システム数については、2018年度（平成30年度）までに、731システム削減（2012年度（平成24年度）1,450システム比で50.4%減）となつており、2013年度（平成25年度）から継続的に実施してきた政府情報システム数半減の目標を達成した。

政府情報システムの運用等経費については、2021年度（令和3年度）を目指し、運用等経費の3割削減（2013年度（平成25年度）運用等経費約4,000億円比）を目指すこととしており、2021年度（令和3年度）までに約1,155億円減（2013年度（平成25年度）運用等経費約4,000億円比で29.5%減）となる見込みである。

引き続き、各府省は、システム要件や業務要件の精査等の取組を着実に実施する。また、PJ管理強化方針に基づき、2020年度（令和2年度）時点での政府情報システムの運用等経費及び整備経費のうちのシステム改修に係る経費を、2025年度（令和7年度）までに3割削減することを目指す。

KPI：政府情報システムの運用等経費（2021年度（令和3年度）までに2013年度（平成25年度）運用等経費約4,000億円比で3割削減）

KPI：政府情報システムの運用等経費、整備経費のうちのシステム改修に係る経費（2025年度（令和7年度）までに2020年度（令和2年度）比で3割削減）

4.3 標準ガイドライン群の充実・拡充・定着（◎内閣官房、総務省、全府省）

プロジェクトを成功させ、生み出す価値を最大化するためには、政府CI0、各府省CI0及び副CI0それがリーダーシップを發揮し、「共通ルール」の下で、各府省及び政府全体のガバナンスを強化し、価値を生み出すことが重要である。サービス・業務の状況や情報システムに関する詳細な情報を逐次把握するとともに、サービスの向上、業務の効率化及び高度化、官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）の目的にもある情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保、情報セキュリティ対策を含む情報システムの運用リスクへの適切な対応等、具体的な取組を政府横断的に進める必要がある。

このため、ガバナンスの強化に資するために、内閣官房を中心として、本計画において作成や検討等を行うこととされたルールやガイドライン等を含め、標準ガイドライン群の体系を整理しつつ、より効果的な調達手法の検討、品質管理機能の強化、リスクのあるプロジェクトに関する第三者検証スキームの導入等の検討を行い、継続的に標準ガイドライン群の充実・拡充を進めつつ、その定着を図る。

なお、情報システムの整備・運用等においては、内閣官房を中心に標準ガイドライン群と統一基準群等との整合性を確保する。

内閣官房及び総務省は、予算要求前から執行の段階まで年間を通じたプロジェクト管理に関して、一元的な状況把握、プロジェクト管理等を行うための手順を標準ガイドライン等に明確化し、各府省に周知・徹底する。

このほか、クラウドサービスやキャッシュレス決済等の外部環境の変化に対応するための方針等を適宜、標準ガイドライン群に追加する。

KPI：標準ガイドライン群と統一基準群等の一層の整合性の確保と融合

4.4 人材確保・育成

(1) 政府におけるセキュリティ・IT人材の確保・育成（◎内閣官房、総務省、◎全府省）

行政サービス改革、行政データ利活用を推進するためには、それを担うセキュリティ・ITについての知見を持った人材の確保・育成が重要になる。これまで、政府においては、「サイバーセキュリティ人材育成総合強化方針」（平成28年3月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定）や「政府機関におけるセキュリティ・IT人材育成総合強化方針」（平成28年3月29日サイバーセキュリティ対策推進会議（CISO等連絡会議）・CIO連絡会議決定）に基づいて、セキュリティ・IT人材の確保・育成に取り組んできた。

例えば、内閣官房及び総務省においては、高度専門人材と一般行政部門との橋渡しとなるセキュリティ・IT人材を橋渡し人材と位置付け、当該橋渡し人材に求められるスキルについて整理するとともに、スキルを認定する基準を2018年（平成30年）1月に策定した。2019年（平成31年）2月時点では、各府省合計で約160名を橋渡し人材として認定している。

また、各府省は、2016年度（平成28年度）に「セキュリティ・IT人材確保・育成計画」を策定し、これに基づき、セキュリティ・IT人材の確保・育成に取り組んでいる。

一方で、行政におけるデジタル化の推進に伴い、セキュリティ・IT人材の需要は高まる中、政府内のセキュリティ・IT人材は、依然として不足している。

引き続き、これらの取組の着実な実施を推進するとともに、内閣官房及び総務省は、社会状況を踏まえ、人材確保・育成について更に成果を上げるためには、高度セキュリティ・IT人材の確保やセキュリティ・IT人材に係る新たな採用・育成手法等について、政府内のニーズ等に基づいて検討を行う。

各府省は、各府省のセキュリティ・IT人材育成支援プログラムを通じ、府省内の人材ローテーションの長期化等も含め、セキュリティ・ITに係る業務に充てるべき人材を計画的に育成する。

KPI：橋渡し人材認定者数

また、PJ管理強化方針に基づいて一元的なプロジェクト管理を実施し、統一的な政府情報システムの将来的な在り方に基づく横断的かつ業務改革（BPR）を意識したサービス視点での情報システムの整備・運用を実現するに当たっては、デジタル化についての高い専門性と豊富な経験を有する人材の活用が不可

欠となる。そのため、デジタル分野における高い専門性と豊富な経験を有する政府 CIO 補佐官の知見の活用が非常に重要である。

内閣官房は、一元的なプロジェクト管理等における政府 CIO 補佐官の役割を明確化するとともに、人員の拡充などの体制の整備に取り組む。

また必要に応じ、外部人材の登用を含め、即戦力の人材の確保を検討する。この際、デザイナーやプログラマーなどのサービス改革に必要となる専門知識を持った人材の登用を考慮する。

KPI：政府 CIO 補佐官の人員拡充などの体制整備

(2) 情報システム統一研修に係る継続的な修了者の輩出と体系、実施内容等の見直し（◎内閣官房、◎総務省）

総務省は、橋渡し人材の育成、一般職員の情報リテラシー向上等に資するため、情報システム統一研修を実施しており、橋渡し人材のスキル認定との関連が深い橋渡し人材育成に係る研修に関しては、役職に応じて必要となるレベルにごとにコースを設けている。このうち、研修のレベル、セキュリティ・ITに関する業務経験等を総合的に勘案し、最終的な橋渡し人材としてふさわしいと考えられる課長補佐級の研修の 2018 年度（平成 30 年度）の修了者数は、プロジェクト推進系で 62 人、セキュリティ系で 65 人となっている。

継続的に橋渡し人材のスキル認定を実施するためにも、引き続き、毎年度の橋渡し人材育成に係る研修（特に、課長補佐級）の修了者数の充実を図る。また、内閣官房及び総務省は、デジタル・ガバメント推進の動向、各府省の要望等も踏まえて、研修内容の充実を図る。具体的には、技術の進展等を踏まえ、橋渡し人材に求められる素養等を検討し、情報システム統一研修に係る体系、実施内容等を隨時見直す。

KPI：情報システム統一研修のうち、橋渡し人材育成に係る研修（特に、課長補佐級）の修了者数

KPI：情報システム統一研修に係る体系、実施内容等の見直し

5 行政手続のデジタル化

デジタル手続法では、行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させるために不可欠なデジタル3原則（デジタルファースト、ワンストップ、ワンスオンリー及びコネクテッド・ワンストップ）を基本原則として明確化するとともに、国の行政手続のオンライン化実施を原則とした。同法を踏まえ、以下のとおり、行政手続のデジタル化に向けた方針を示す。

各府省は、この方針に従って、別紙1から3までに記載する対象行政手続について、必要な情報システム整備等を行い、オンライン化等を順次実施する。

また、その他の手続についても、順次、オンライン化等の検討を行い、その内容を具体化していくこととする。

内閣官房は、これらの状況や棚卸調査等の結果を踏まえて、毎年度、改定を行う。

5.1 情報システムの整備に関する基本的な方針（◎内閣官房、全府省）

（1）利用者中心の行政サービスの実現等

利用者中心の行政サービスの実現並びに行政運営の簡素化及び効率化に向け、デジタル化の前提として業務改革（BPR）や制度そのものの見直しを実施した上で、行政サービスの100%デジタル化のために、各府省は、「サービス設計12箇条」に基づき、手続の申請者が、本人か代理人か、個人か法人か、地域別、世代別、世帯構成別など申請者の分類に応じた利用者のニーズを把握・分析した上で、利用者の多い手続など国民の利便性の向上につながる行政手続から優先的に、オンライン化、添付書類の省略及び既存の情報システムにおける利便性向上に必要な情報システムの整備を行い、「すぐ使えて」、「簡単」で、「便利」な行政サービスの実現を目指す。

また、行政サービスのデジタル化に当たっては、全ての国民がその恩恵を受けられるようにデジタルデバイドの是正に取り組む。

（2）費用対効果の精査

オンライン化、添付書類の省略及び既存の情報システムにおける利便性向上に必要な情報システムの整備に当たっては、費用の適正化と行政サービスの向上を両立させるため、各府省は、国の行政機関等の情報システム整備等に要する費用とこれにより生じる利用者側の効果、行政機関側の効果、業務改革（BPR）による効果等を勘案し、費用対効果の精査を十分に行った上で、行政手続のデジタル化を推進する。

5.2 情報システムの整備（◎内閣官房、全府省）

5.2.1 行政手続のオンライン化実施の原則に係る情報システム整備

（1）国の行政手続の原則オンライン化

法令に基づく国に対する申請等及び国に対する申請等に対する処分通知については、オンライン化することが適当でない手續又は費用対効果が見合わない手續を除き、添付書類の提出、本人確認及び手数料納付も含む手續全体をオンラインで実施できるようにすることを原則とし、各府省は、速やかにオンライン化の実現に取り組む。

行政手続のオンライン化に当たって、各府省は、利用者に対して同種のサービスを提供しているため統一的な取扱いとする必要がある手續や一連のサービスの一部を成している複数の手續など、関連する手續を行政サービス単位で集約してオンライン化を行うことにより利用者の利便性向上を図る。

行政手続における本人確認及び手数料納付のオンライン化の方針は以下のとおり。

ア. 本人確認のオンライン化

行政手続のオンライン化に当たっては、各府省は、「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」（平成31年2月25日CI0連絡会議決定）に基づき、各手續の特性や利用者の利便性を総合的に勘案して、マイナンバーカードの公的個人認証機能の活用など各手續に見合った本人確認のオンライン化を行う。

法人や個人事業主向けの行政手続であり、同ガイドラインに基づくオンラインによる本人確認の手法がレベルB又はC（同ガイドライン表3-3参照）と整理された手續については、経済産業省が提供する事業者向けの共通的な認証システムであるGビズID（法人共通認証基盤）（以下「GビズID」という。）を利用することができる。「GビズID」は、2020年度（令和2年度）から経済産業省以外の府省の手續でも使用可能となることから、各府省はその利用について積極的に検討する。

イ. 手数料納付のオンライン化

行政手続のオンライン化に当たっては、各府省は、利用者の利便性向上のため、行政手続に係る手数料の支払いが必要な場合は、財務省の歳入金電子納付システム（以下「REPS」という。）等を活用し、インターネットバンキングなどによる支払いのオンライン化を実現する。

その際、REPS と連携する汎用受付システムが整備されていない府省において、同一府省内に REPS と連携している情報システムがある場合は、当該情報システムの共用を検討する。

また、行政手続のオンライン化による窓口対応や行政内部の事務処理の効率化など事務処理コストの低減を踏まえ、各府省は、利用者がオンラインにより手続を行った場合の手数料の減額について検討を行う。

以上の方針に基づき、具体的には、今後、別紙 1 に掲げる手続について、オンライン化に必要な情報システムの整備等を進める。各府省は、各府省中長期計画において、より詳細な取組内容について示す。なお、情報システムの整備には、各府省自らが新たに情報システムを整備する場合だけでなく、政府全体又は各府省が情報システムを共用する場合、既存の民間サービスを活用する場合を含む。

上記の取組により、法令に基づく国の行政手続件数の約 9 割について、オンライン化が実現する見込みだが、オンライン化未実施の手続については、次年度以降も、情報システム整備等に要する費用と利用者側の効果、行政機関側の効果、業務改革（BPR）による効果等を勘案し、費用対効果の精査を十分に行った上で、手続件数が多いものから、順次、オンライン化を推進する。

各府省は、各府省中長期計画において、オンライン化の検討状況を示し、内閣官房は、毎年度の行政手続の棚卸調査において、結果を取りまとめ、公表する。特に、オンラインによる申請等を受け付けているにもかかわらず、書面による通知や許可書等の交付を行っている場合は、エンドツーエンドの観点から書面により行う必要性を見直し、交付等の後に関係者に当該書面を示す必要がある手続であっても、既存の公的な書面等への一体化等を積極的に検討する。

（2）地方公共団体等の行政手続のオンライン化に必要な情報システムの国による統一的な整備

法令等に基づいて地方公共団体等が行う行政手続についても、国の行政機関等が行う行政手続と合わせてオンライン化を行うのが合理的である場合等には、国が情報システムを整備して、オンラインで利用できるようにするなど、地方公共団体等の意見を十分に聞きながら、可能な限り地方公共団体等の負担にならない仕組みを構築する。また、オンライン化の障壁となる制度についても、必要に応じて見直しを行う。

5.2.2 添付書類の省略に係る情報システム整備

既に行政機関が保有している情報について、行政手続において添付書類として提出を求めている場合は、その必要性の精査を行った上で、行政機関間の情報連携等によって添付書類を省略する必要がある。このため、行政機関が作成する添付書類に記載されている情報の提供側の府省において、行政機関等の情報連携の仕組み等の整備を推進するとともに、情報の入手側の府省において、添付書類の必要性を精査した結果、なお提出を求める必要がある添付書類については、費用対効果を踏まえて、既に存在する、又は整備が予定されている情報連携の仕組みの活用を推進する。

また、情報連携による省略が困難な添付書類については、少なくとも申請者がオンラインで提出することを可能とするなど、可能な限り一連の手続がデジタルで完結するように取り組む。

添付書類について、行政機関以外の民間事業者等が作成している場合は、当該書類に係る制度を所管する府省や当該書類の提出を求めている行政手続を所管する府省において、作成者に対するデジタル化の働きかけを行い、オンラインによる提出を可能とするように取り組む。

特に、添付を求める場合が多く、行政機関が作成する以下のアからオまでの添付書類については、次のとおり省略に向けた取組を進め、このうち、別紙2に掲げる登記事項証明書及び戸籍に関する行政機関間の情報連携の仕組み等の整備並びに各府省の手続における当該仕組み等の活用について、順次、必要な情報システムの整備を進める。各府省は、これらの手続について、各府省中長期計画において、より詳細な取組について示す。

内閣官房は、毎年度、以下のアからキまでの書類の添付を求めている手続について、添付書類の省略に向けた検討状況について調査を行い、その結果を踏まえて、更なる添付書類の省略を推進する。

ア. 登記事項証明書

登記事項証明書（商業法人）は、法人の実在等を証明することを目的として、年間約1,400万件（平成30年）が発行されており⁹、法令に基づく約1,500種類以上¹⁰の国の行政手続において添付を求めることとなっている。また、登記事項証明書（不動産）は、土地・建物の所有権等を証明することを目

⁹ 「e-Stat（政府統計の総合窓口）」に掲載の登記統計「18-00-83 法務局及び地方法務局管内別 登記事項証明書の交付等の件数」

¹⁰ 平成29年度の行政手続等・行政保有データ（行政手続等関連）の棚卸調査の結果による。手続数は登記事項証明書を添付書類として求めることがある手続の種類数の合計値であり、実際に登記事項証明書が必要となるのはこのうちの一部である。以下の各添付書類についても同様である。

的として、年間約3,700万件（平成30年）が発行されており、法令に基づく約200種類以上の国の行政手続において添付を求める事となっている。

各府省は、登記事項証明書（商業法人）の添付を求めている手続のうち、申請書等に記載された法人の商号（名称）及び本店（主たる事務所）の所在地を確認している場合、国税庁が整備・運用している法人番号公表サイトを利用することにより情報を確認することで、添付書類の省略が可能である。次に、申請書等に記載された法人の商号（名称）、本店（主たる事務所）及び代表者の資格・氏名を確認している場合、商業登記電子証明書の送信を受けて情報を確認することで、添付書類の省略が可能である。また、登記事項証明書の添付を求める事となっている法令に基づく国の行政手続について、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成11年法律第226号）に基づく登記情報提供サービスを利用して登記情報（商業法人及び不動産）を確認することでも、省略が可能である。

これらに加えて、法務省において、「登記・法人設立等関係手続の簡素化・迅速化に向けたアクションプラン」（平成28年10月31日CIO連絡会議決定）に基づき、登記情報（商業法人及び不動産）について、2020年（令和2年）10月以降に、国の行政機関との間の登記情報連携の運用開始を予定している。

今後、登記情報連携を活用して、登記事項証明書の添付を求める事となっている法令に基づく国の行政手続のうち、登記事項証明書（商業法人）については約1,300種類の手続において、登記事項証明書（不動産）については約200種類の手続において、添付書類が省略される予定であり、各府省は、順次、添付書類の省略に向けて必要な情報システムの整備等に取り組む。

また、内閣官房は、総務省及び法務省の協力を得て、地方公共団体において登記事項証明書の提出を求めている各種手続の実態等に関する調査を行い、地方公共団体を含む行政機関間の情報連携の仕組みの在り方について検討し、2021年度（令和3年度）中に結論を得る。

イ. 戸籍謄本等

戸籍謄本・抄本は、身分関係等を証明することを目的として、年間約4,000万件（平成30年）が発行されており¹¹、法令に基づく約500種類以上の国の行政手続において提出を求める事となっている。

2019年（令和元年）5月に、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）が成立し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等

¹¹ 「e-Stat（政府統計の総合窓口）」に掲載の戸籍統計「18-41-7 法務局及び地方法務局管内別 証明書、謄本、抄本、その他の請求件数及び手数料」

に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）に基づく情報連携の対象に戸籍に関する情報が追加されたことで、2023 年度（令和 5 年度）以降、戸籍情報のマイナンバー制度における情報連携が可能となる予定である。番号法に規定される事務を所管する各府省は、確認すべき事項に係る情報を入手でき次第、戸籍謄本等の提出の不要化を実現する。

また、法務省において、2023 年度（令和 5 年度）以降、行政機関等が電子的に戸籍記録事項の証明情報を確認できる戸籍電子証明書を発行することで、戸籍情報を必要とする行政機関等のニーズを踏まえた戸籍情報連携の仕組みの整備を予定している。

これらの仕組みを活用して、戸籍謄本等の添付を求める行政手続のうち、法令に基づく約 30 種類の国の行政手続において、添付書類の省略の実現に向けた検討が行われており、各府省は、順次、添付書類の省略に向けて必要な情報システムの整備等に取り組む。

ウ. 住民票の写し等

住民票の写し又は住民票記載事項証明書は、現住所等を証明することを目的として、年間約 7,000 万件（平成 30 年）が発行されており、法令に基づく約 1,000 種類以上の国の行政手続において提出を求めることとなっている。

各府省は、住民票の写し等の添付を求めている手続のうち、申請書に記載された氏名、住所、生年月日及び性別（基本 4 情報）を確認している場合、マイナンバーカードの券面提示、マイナンバーカードの公的個人認証機能の活用や、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に規定されている事務では、住民基本台帳ネットワークシステムを用いて本人確認情報の提供を受けることで、添付書類の省略が可能である。また、住民票の写し等で申請書に記載された者が同一世帯の者であることや申請書に記載された者の続柄を確認している場合、番号法に規定されている事務では、マイナンバー制度における情報連携により情報を取得して確認することで、省略が可能である。

これらの仕組みを活用して、住民票の写し等の添付を求めることとなっている行政手続のうち、法令に基づく約 200 種類の国の行政手続において、添付書類の省略実現に向けた検討が行われており、各府省は、順次、省略に向けて必要な情報システムの整備等に取り組む。

エ. 印鑑証明書

印鑑証明書（個人）は、文書の真正性等を証明することを目的として発行されており、法令に基づく約 100 種類以上の国の行政手続において提出を求めることとなっているが、マイナンバーカードの公的個人認証機能の活用等によって本人確認を行うことで、添付書類の省略が可能である。印鑑証明書（個人）の添付を求めることとなっている手続のうち、数種類の行政手続において、添

付の不要化又は省略を実施済み若しくは実施予定であり、約 100 種類の行政手続において、添付書類に係る情報を入手できれば省略可能としている。

また、印鑑証明書（法人）は、同様に文書の真正性等を証明することを目的として、年間約 1,300 万件（平成 30 年）が発行されており、法令に基づく約 100 種類以上の国の行政手続において提出を求めることがなっているが、商業登記電子証明書の送信を受けて情報を確認することで、添付書類の省略が可能である。印鑑証明書（法人）の添付を求めることがなっている手続のうち、数種類の行政手続において、添付の不要化又は省略を実施済み若しくは実施予定であり、約 100 種類の行政手続において、添付書類に係る情報を入手できれば省略可能としている。

このような仕組みを活用して、各府省は、順次、添付書類の省略に向けて必要な情報システムの整備等に取り組む。

才. 所得証明書・納税証明書等

所得証明書・納税証明書等の提出を求めることがなっている法令に基づく国の行政手続は約 200 種類以上あり、そのうち、添付書類の不要化又は省略を実施済み若しくは実施予定の行政手続は約 10 種類、添付書類に係る情報を入手できれば省略可能とする行政手続は約 200 種類となっている。

国税関係情報（納税額、所得金額、未納の税額がないこと等）に関する証明書については、電子納税証明書としてデジタル化が実現しており、さらに、一部の手続については、2020 年度（令和 2 年度）以降、法人番号等を活用した行政機関間の情報連携による添付書類の省略が検討される予定である。

地方税関係情報（住民税の課税情報又はその算定の基礎となる収入情報）に関する証明書については、番号法に規定されている事務では、マイナンバー制度における情報連携により情報を取得して確認することで、添付書類の省略が可能となっている。

このような仕組みを活用して、各府省は、所得証明書・納税証明書等の提出の不要化に取り組む。

カ. 定款等

定款、決算書又は各種資格証明書（以下「定款等」という。）の提出を求めることがなっている法令に基づく国の行政手続は約 3,000 種類以上あり、そのうち、添付書類の不要化又は省略を実施済み若しくは実施予定の行政手続は約 100 種類、添付書類に係る情報を入手できれば省略可能とする手続は約 2,900 種類となっている。

定款等の提出については、スキャン等によるイメージデータ等の提出を可能としている手続があるほか、Web サイトでの確認の方法による添付書類の省略

を予定している手続があり、各府省は、このような方法による定款等の提出の不要化又はデジタル化に取り組む。

キ. その他の書面

その他の書面の提出を求めることとなっている法令に基づく国の行政手続は、約7,000種類以上となっている。当該書面の提出については、スキャン等によるイメージデータ等の提出を可能としている手続があるところ、各府省は、当該書面の提出のデジタル化に取り組む。

また、経済産業省において、官民によるデータ交換の仕組みについて検討が進められており、2019年度（令和元年度）中にGビズコネクト（法人データ連携基盤）（以下「Gビズコネクト」という。）の実証を、2020年度（令和2年度）中に整備を行い、2021年度（令和3年度）以降には、他府省でも利用可能とすることを目指している。当該基盤は、オンラインシステムを外部の情報システムと連携させることで添付書類の省略やワンストップの実現を推進する仕組みであり、各府省はその動向を踏まえ、当該基盤の活用による法人手続における添付書類の提出の不要化を検討する。

5.2.3 行政手続の更なる利便性の向上に係る情報システム整備

各府省は、新たにオンライン化を実現する行政手続だけでなく、既にオンライン化を実現している行政手続においても、利用者視点に基づいた現状の把握と分析を行った上で、オンラインによる申請時の添付書類の省略をはじめ、以下のようないくつかの観点等から費用対効果も踏まえてオンライン利用を促進する方策を検討し、利用者の利便性向上に取り組む。

このうち、別紙3の行政手続等について、必要な情報システムの整備等を進める。各府省は、これらの手続について、各府省中長期計画において、より詳細な取組内容について示す。

また、各府省は、年間手続件数が多く、民間事業者等が反復的又は継続的に利用する手続を中心として、オンライン利用の更なる推進を図る必要がある手続については、各府省中長期計画において、今後の利便性向上に向けた検討状況を示すこととする。

ア. スマートフォン等を利用したオンライン手続における利便性向上

2018年（平成30年）における世帯の情報通信機器の保有状況をみると、スマートフォンの世帯保有率は、パソコンの世帯保有率を上回っていること、また、個人のスマートフォンの保有率が増加傾向にあることを踏まえ、スマートフォンやタブレットを利用したオンライン手続における利便性向上のため、スマートフォン専用画面の整備等を行う。

イ. 受付時間等の拡充

利用者がオンライン手続を行う際に可能な限り時間の制約を受けることのないよう、オンライン手続やヘルプデスク等の受付時間を拡充する。

ウ. 本人確認手法の見直し

本人確認のために電子署名を求めている行政手続について、行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドラインに基づき、個人向けの行政手続におけるマイナンバーカードの公的個人認証機能（利用者証明用電子証明書）、法人や個人事業主向けの行政手続における「GビズID」の活用等による本人確認手法の多様化を図る。

エ. 代理申請の容易化

代理申請を可能とする場合に、申請者本人の電子証明書及び代理申請者の電子証明書を重ねて提出させることを不要とすること等によって、代理申請の容易化を図る。

オ. オンライン手続時の初期設定の簡易化

利用者がオンラインシステムを短時間で、かつ容易に利用することができるよう、初期設定に必要となる専用ソフトウェアのインストール等の不要化や、インストールが必要となる場合であっても、インストールを一括で行えるようにするなど、初期設定の簡易化を図る。

カ. 入力の簡易化等

利用者が行政手続を行う際の利便性向上のため、質問に答えていくと申請書等が自動で作成される機能や、チャットボットを活用したQ&A対応を行う機能等による入力の簡易化等、利用者に分かりやすいUI（ユーザーインターフェース）/UX（ユーザー経験）による申請を可能とする。

キ. 申請画面等のマルチブラウザ対応

複数のブラウザで申請等を可能とすることで、利用者の利便性向上を図る。

ク. 申請画面等の多言語化

外国人利用者向けの申請画面等を多言語化することで、利用者の利便性向上を図る。

ケ. データ容量の制限緩和

オンライン手続を行おうとした利用者が、送信可能なデータ容量の制限のためにオンライン申請を複数回行う必要が生じることがないように、データ容量の制限を緩和する。

コ. データ形式の柔軟化

オンライン手続時に送信するデータ形式について、利用者側で変換を行う必要が生じないよう、利用者の利便性やニーズを踏まえた標準的なデータ形式に対応できるように柔軟化を図るとともに、業務の安全性及び信頼性を確保する

ことを前提に、解像度や階調の指定等によりイメージデータでの提出も可能とする。

サ. オンライン申請に係る事務処理の効率化

オンラインで行われた申請について、その審査・決裁・通知までを一貫してデジタルで処理することによる事務処理の効率化等により、標準処理期間の短縮を図る。

シ. オンライン申請における優遇措置

オンライン申請の利用促進を図るため、オンライン申請における手数料の減額、申請を処理する際の優先的取扱いその他の優遇措置を講ずる。

5.3 情報システムの整備に当たり講すべき施策（◎内閣官房、全府省）

（1）業務改革（BPR）の実施

ア. 行政サービス全体のプロセスの可視化

各府省は、既存の行政手続を見直すことなく性急に情報システムの整備を図るなど、オンライン化自体が目的とならないように、本来の目的である行政手続をはじめとする行政サービスの利用者の利便性向上並びに行政運営の簡素化及び効率化に立ち返った業務改革（BPR）に十分な時間をかけて取り組む必要がある。

業務改革（BPR）を行うに当たっては、利用者から見たエンドツーエンドで事実を詳細に把握し、行政手続の利用者と行政機関間のフロント部分のデジタル化だけでなく、行政機関内のバックオフィスを含めたプロセスの再設計を行うことが重要である。

その際、サービス提供者の視点だけではなく、利用者の視点に立って、利用者のニーズ、利用状況及び現場の業務について、個人又は法人等の利用者ごとの違いや業務を行っている現場の規模等に応じた「ばらつき」まで詳細に把握・分析した上で、プロジェクトの関係者において的確に行政サービス・業務の状況を共有するため、フロー図等を作成することにより、行政サービス全体のプロセスを可視化する。

イ. 行政手続で求めている情報の点検による添付書類の不要化等

行政手続に係る国の情報システムの整備を行うに当たっては、前提として、そもそも当該行政手続で個々の情報（添付書類又は申請書等の記載事項）をなぜ求めているか、添付書類又は申請書等の記載事項が必要最小限になっているかを精査する。具体的には、例えば、各手続において確認する必要がある最小

限の情報（判断材料として必要な情報や、事後の業務に用いるため行政側に残しておく必要がある情報等）を具体的に挙げて、求めている添付書類に記載されている情報及び申請書等の記載事項と突合し、個々に必要性を精査する等により、添付書類の不要化や申請書等の記載事項の削減を図る。

ウ．行政手続の利便性向上等

各府省は、可視化されたプロセスを基に、利用者が申請を行う前に必要となる作業や利用者が審査結果を受領した後に必要となる作業において利便性の向上につながる施策の有無、また、形式的な内容確認のみを行うもの、専門の審査官による実体的な審査を行うもの等審査内容の種類に応じて発生している問題点を把握・分析し、行政手続の廃止、他の行政手続との統合又は行政手続の利便性向上のための施策について、以下のような観点等から検討を行う。

(a) 行政手続の統廃合

利用者が必要のない行政手続を行うことがないように、行政手続の目的に立ち返って精査を行い、規定時からの社会情勢の変化によって現在では利用の見込みのない行政手続の廃止や他の行政手続と合わせて実施することが効率的な行政手続の統合等を行う。

(b) 申請頻度の削減等

利用者が申請を行う際の負担軽減のため、繰り返しの申請が必要な行政手続については申請頻度の削減を、また出頭を求めている行政手続については出頭回数の削減や廃止を図る。

(c) 事前登録・来庁予約による待ち時間の短縮

対面による本人確認等が必要な手続であっても、申請情報等の事前登録や、来庁予約を可能にすることで、待ち時間の短縮等を図る。

(d) 編集可能な電子ファイルによる申請書様式の提供

利用者が行政手続を行う際の利便性向上のため、当該行政手続に係る情報をWebサイト等で容易に入手でき、かつ、Webサイトの入力フォームを利用して直接申請書の作成を可能とする又は申請書様式の電子ファイルをPDFなどの編集不可な形式ではなく、編集可能な形式の電子ファイルで入手可能とする。

(e) 申請書様式の標準化

同一の行政手続を複数の申請先に対して行う必要がある場合に、申請先ごとに申請書の様式が異なるために利用者が同じ情報の入力作業を何度も行う必要が生じること等がないように、申請書様式の標準化を行う。

(f) 申請書におけるプレプリント等

利用者が申請書を作成する際の負担軽減のため、利用者が前回申請時に入力した情報と同じ情報は入力不要とするプレプリント、二次元コードの読み取りによる自動入力並びに法人番号の入力による会社名等の入力省略又は自動入力などの入力の簡易化を図る。

(g) 申請内容のチェック機能の強化等

申請を受け付けた後に申請内容の修正を行う必要が生じた場合、利用者の負担となるとともに行政機関における効率的な処理の妨げとなることから、そのような申請を削減するため、ヘルプデスクの設置、よくある過誤事案を掲載したQ&A集の公開、申請書作成画面における数値の自動計算や形式チェック機能の強化等を行う。

(h) 業務の集中化等による標準処理期間の短縮

オンライン申請と書面申請が混在することによる業務の煩雑化を防ぐため、オンライン申請の集中処理やオンライン申請時の申請データを活用した自動処理などの業務の効率化による標準処理期間の短縮を図る。

(i) 最新技術の柔軟な活用

業務改革（BPR）の実施に当たっては、利用者の利便性向上及び業務の効率化のため、技術の進展に応じて、行政手続の問合せ対応などの業務におけるAIやRPA（Robotic Process Automation）等のデジタル技術の活用について、費用対効果を含めた検討を行う。

(2) 行政機関等による情報システムの共用の推進

各府省は、可能な限り個別に新規のオンラインシステムを整備することは避け、既存の情報システムや政府全体で共通的に利用する情報システムの活用等、効率的な情報システムの整備による行政サービスのデジタル化を図る。

ア. 既存のオンラインシステム等の活用

各府省の汎用受付システム、各府省固有のオンラインシステム又は業務システムなどの既存のオンラインシステム等を活用してデジタル化を実現する。なお、各府省に既存の汎用受付システムや各府省固有のオンラインシステムが整備されておらず、新たにオンライン化を実現しようとする場合には、まず、情報提供等記録開示システム（マイナポータル）や電子政府の総合窓口（e-Gov）を活用することを検討する。

イ. クラウドサービスやデジタルインフラの活用による既存のオンラインシステムの統廃合等の見直し

既存のオンラインシステム等について、当該情報システムの利用状況を踏まえて、不要な画面や帳票の有無、機器のスペックの妥当性等の検証を行い、情報システムの不断の見直しを行う。

また、情報システムの整備時期を見据えつつ、費用対効果やサービスレベルの向上、情報セキュリティの対策強化を図るため、政府共通プラットフォームや民間を含めた各種クラウドサービスの活用を図る。

さらには、デジタルインフラの整備・利用を進める観点から、マイナポータルや e-Gov 等を活用することによる既存のオンラインシステム等の統廃合の検討を行う。

(3) データの標準化・API の整備

各府省は、利用者が行政サービスを受ける際の利便性を向上させるため、各種ガイドラインに沿って、デジタル処理に適するようデータの標準化、API の整備及び分かりやすい形での仕様に関する情報提供を推進し、民間サービスも含めた他サービスとの連携を促進する。

ア. データの標準化

各府省は、標準ガイドライン群に定める行政基本情報データ連携モデル、実践ガイドブック（文字、マスターデータ等）に基づき、以下のような観点等から行政分野におけるデータの標準化に取り組み、データ連携の環境を整備する

ことにより、行政のみならず民間事業者等における業務の効率化やデータ活用を促進する。

(a) 基本的なデータ形式の標準化

日付時刻や住所、電話番号といった基本的なデータについては、行政基本情報データ連携モデル（行政データ連携標準）を適用してデータ形式の標準化に取り組むことで、効率的なデータ連携環境の整備を図る。

(b) データ連携等を容易に行える文字環境の整備

データ連携を行う情報システムを整備する際に使用する文字の範囲は、一般に普及しているスマートフォンやパソコンに標準的に搭載されている JIS X 0213 を原則とし、現在個別に外字を使用している情報システムは更改時にその必要性を見直すなど、「文字環境導入実践ガイドブック」を参考に文字環境の整備に取り組み、情報システム間のデータ連携やスマートフォン等による行政サービスの利用が容易に行えるような環境の整備を図る。

(c) データの相互運用を可能とするマスターデータの管理

異なる組織間で情報交換を行う際に、組織を横断しても共通の理解の下で業務を行えるように、「マスターデータ等基本データ導入実践ガイドブック」

（平成 31 年 3 月 28 日内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）を参考に、データを相互運用できるようにするためのマスターデータの管理に取り組む。

具体的には、既存のマスターデータで類似するものがあれば、それを参考にデータを整備し、適当なものが存在しなければ新規に整備する。いずれの場合も、汎用性のあるデータとするため、共通語彙基盤等を参照して整備する。

また、情報連携の際に情報提供を行う各府省は、提供対象となるデータについて、情報提供を受ける行政機関が特別な機器やソフトウェアを利用することなく、正確かつ最新のデータの提供を受けられるように整備する。

さらに、データの形式や精度を変更する場合には、これらが混在しないよう、変更日付を明記し、過去のデータとの変更時点を明確にする。

イ. 外部連携機能（API）の整備

各府省は、「API 導入実践ガイドブック」等を参考するなどして、以下のような観点等を踏まえて開発者・利用者にとって利便性の高い形での API の整備及び分かりやすい形での仕様に関する情報の提供に取り組む。

(a) API 利用者にとって使いやすい環境の整備

提供する API の活用を進めるため、API 仕様情報の提供、テスト環境の提供、開発者同士や API 提供者が意見交換するコミュニティといった情報交換の環境の提供を行うなど「API 利用者にとっての使いやすさ」に配慮した環境整備に取り組む。

(b) API 導入時における利用者に分かりやすい情報提供

API 導入時における利用者の利便性向上のため、民間に API を公開するという観点から、より平易な利用者向けの仕様書、マニュアル、利用事例等の整備・提供を行う。

(c) 行政データ連携標準や国際標準等に準拠した API の設計

提供するデータを設計する際は、データフォーマット（データ項目名、形式、コード値、入力規則等）について行政データ連携、国際、国内、業界等の各種標準に準拠し、相互接続性、拡張性及び一意性を担保した設計とする。

(d) 情報セキュリティ対策等のための API のアクセス管理

API の提供に当たっては、情報セキュリティ対策、サーバの負荷対策、利用者への API 仕様変更の連絡等のため、アクセス管理を行う。

(e) 利用者の利便性向上のための API 導入後の監視

API の導入直後は、当初の想定と異なる利用やサーバ過負荷等が発生していないか重点的に監視し、問題の発生が予想される場合には迅速に対応する。稼働が安定した後も定期的な監視を継続し、利用者の利便性の改善を図る。

(f) API の仕様変更・廃止の丁寧な情報提供

API の仕様変更・廃止を行う場合には、API 利用者が速やかに変更や廃止に気付いて、トラブル回避等の対応を行えるように、十分な期間を確保して周知を徹底する。

(4) 情報セキュリティ対策・個人情報保護等

各府省は、行政手続のデジタル化を推進するに当たっては、本計画「3.4 情報セキュリティ対策・個人情報保護等」に基づき、ネットワークへのアクセス制御、通信の暗号化及び情報システムにおけるログの保全等の技術革新等に対応した情報セキュリティ対策、個人情報の保護その他の個人の権利利益の保

護、業務継続の確保といった業務及び情報システムの安全性及び信頼性を確保するための措置を講ずる。

(5) デジタルデバイドのは是正

各府省は、高齢者や障害者等を含む全ての国民がデジタル化の恩恵を受けられるように、オンライン申請等に関するアドバイザーによる支援、デジタル技術に関する特別の知識や複雑な操作を要しないシンプルな設計による情報システムの整備、ヘルプデスク等の利用者サポート機能の充実等デジタルデバイドのは是正の取組を継続的に行う。

また、経済的な理由等によりオンライン申請を行えない利用者が、行政機関等の窓口で職員に操作方法等の支援を受けながら、オンライン申請を行えるようとする施策や外国人利用者のためにWebサイトにおける外国語表記や自動翻訳サービスの実装などの外国語対応等も行う。

(6) 国民等への広報

各府省は、行政手続のオンライン化を促進するに当たっては、その利便性の向上や負担軽減といった効果、情報セキュリティや個人情報の保護をはじめとした安全性及び信頼性の確保のための対策、デジタルデバイド対策なども含めて、個々の手続を実際にオンラインで行うための具体的な方法等について、専門的・技術的な用語に頼らずに国民等に丁寧かつ分かりやすい広報を行う。

また、オンライン申請の利用促進のため、SNS、動画、Webサイト、テレビCM、政府広報、ポスター、パンフレット、リーフレット、企業を訪問しての申請のデモンストレーション等を活用した広報を行う。

(7) KPI の設定

各府省は、行政手続のデジタル化に当たり、実現する行政サービスの内容に応じて適切なKPIを情報システム単位で設定し、又は、利用者の負担軽減、行政運営の効率化等のKPIを行政サービス単位で設定する等した上で取組を進めるものとする。

6 ワンストップサービスの推進

行政手続等を行う際の負担等を大幅に軽減させ、利用者がその利便性向上を実感できるよう、関連する行政手続等のワンストップ化を推進する。その際、民間サービスの活用を含めて利便性の高いサービスとするため、API の整備や公開を推進する。これによって、行政手続だけでなく民間手続まで含めたワンストップ化（コネクテッド・ワンストップ）を推進する。

具体的な取組の第一歩として、コネクテッド・ワンストップの先行分野である以下について取り組み、得られたノウハウや成果を他の分野に順次展開していく。

6.1 子育てワンストップサービス等の推進（◎内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省）

「子育て」に関する手続は多数存在するが、来庁を前提とする手続（対面）や、オンライン化されていない手続（書面）が多く、子育てや仕事に忙しい子育て世代における手続に係る負担（時間、費用等）が大きい。

こうした状況を改善するために、2017年度（平成29年度）に、マイナポータルを活用して地方公共団体における子育てに関するサービス検索及びオンライン申請ができる子育てワンストップサービスを開始した。

引き続き、窓口に出向かずとも子育てに関する官民の様々なサービスの申請がオンラインで完結し、また、必要な情報をプッシュ型通知により受けことができる仕組みにより、子育て世代における利便性向上や手続に係る負担の軽減を実現する。

内閣官房及び関係府省は、マイナポータルを活用して子育てに関するサービス検索及びオンライン申請ができる子育てワンストップサービスについて、引き続き、地方公共団体における導入を促進する。また、マイナポータルにおいて、保育所入所申請に必要な就労証明書のデジタル化対応や障害児施策へのワンストップサービスの拡充等を行い、子育てワンストップサービスの利用を促進する。

さらに、手続負担の更なる軽減や利便性の一層の向上のため、妊娠から就学前までの官民の様々なサービスが最適なタイミングで案内され、ボタン一つで申請できるサービスの実現に向け、2019年度（令和元年度）内にロードマップを策定する。これを踏まえ、具体的なサービス提供を2020年度（令和2年）に一部の地方公共団体において開始し、2023年度（令和5年度）からの全国展開を目指す。

KPI：取扱機関数（地方公共団体等）

KPI：ワンストップサービスによりオンライン申請可能な手続数（地方公共団体ごとの対象手続数の合計）

6.2 介護ワンストップサービスの推進（◎厚生労働省、内閣官房、内閣府）

2025年（令和7年）には、団塊の世代全てが75歳以上となるなど、高齢化社会は今後更に進展することが見込まれており、高齢者の自立支援や要介護状態等の重度化防止に向け、地域の特性に応じて取り組むことが重要である。

現在、要介護・要支援認定者数は640万人を超えており、介護者の負担軽減の一助として、行政手続の簡素化や享受できるサービスに関する情報を分かりやすく提供することが必要である。

介護や介護予防のために必要な行政手続を含むサービス情報を得られ、行政手続のオンライン化の実施により、時間・場所を問わず、Webサイト上でサービスの検索から申請までが可能となるワンストップサービスを実現することで、介護者（家族）の不安や行政手続を申請する者の手続に係る負担が軽減される。これにより、介護支援専門員等の介護に従事する者の負担軽減が図られ、介護サービス利用者への自立支援や悪化の予防につながるような支援への注力が期待できる。

なお、介護における負担状況を考える際、関係者ごとに抱える課題は異なることから、以下のように、各視点での現状把握が必要である。

①介護者（家族）

介護する立場になるまで介護に関する情報や知識を備えようという意識が働きにくく、いざ介護する立場になったとしても、どこに相談すればよいか、情報はどこから得られるかが分からず不安を抱えている。

②行政手続の代理申請が可能な介護支援専門員等

要介護・要支援認定の申請等の行政手続については、介護支援専門員等が申請者に代わって行うことができるが、オンライン化されている手続は少なく、申請書の地方公共団体への持込み・郵送での負担がかかっている。

これまで、内閣官房及び厚生労働省は、介護者（家族）や行政手続を代理することが可能である介護支援専門員等の負担状況に鑑み、行政手続等の棚卸結果等を踏まえオンライン化を可能とする行政手続の選定について検討を行い、2017年度（平成29年度）は、ワンストップサービス実現に向けた方策を取りまとめた。さらに2018年度（平成30年度）には、対象手続の選定、課題解決策の検討を行い、事務運用指針等を発出し、要介護者本人や代理人による手続

の負担軽減を図るため、介護や介護予防に係る手続のオンライン申請等ができる介護ワンストップサービスを順次開始した。

引き続き、2019年度（令和元年度）以降、オンライン申請に係る地方公共団体の業務効率化に関する取組等により、多くの地方公共団体での導入促進を図る。あわせて、地方公共団体に対するオンライン申請における申請項目の標準化等、地方公共団体や事業者等の負担が軽減されるための更なる取組について、2019年度（令和元年度）中に検討し、順次実施する。

KPI：取扱機関数（地方公共団体）

KPI：ワンストップサービスにより電子申請可能な手続数（地方公共団体ごとの対象手続数の合計）

6.3 引越しワンストップサービスの推進（◎内閣官房、内閣府、金融庁、国家公安委員会・警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、関係府省）

引越しに際し、様々な行政機関や民間事業者に対して、ほぼ同一の情報を個別に届け出る必要があり、その都度、手続負担が生じている。また、引越しを行う者が、住所変更手続を行うべき相手方を網羅的に把握できず、手続漏れが発生しやすい状況となっている。

一方、インターネットやモバイル端末等の急速な普及に伴い、従前、書面にて自宅に送られてきていたサービスの利用明細等が専用のWebサイト上で確認できるようになるなど、現住所に関わらず日常的にサービスを受けられる場面も増えており、引越しを行う者にとって、住所変更手続を行う必然性が相対的に低下している。

こうした状況を踏まえ、引越し時において、様々な場面で必要であった住所変更手続が、当事者が可能な限り負担を感じることなく処理されるように、その回数が最少化されることにより、新しい生活を円滑に開始することができる社会を実現する。

内閣官房において、関係府省や地方公共団体、民間事業者とワンストップサービスの実現に向けた検討等を行い、2019年（平成31年）4月に関係府省とともに実現方策を取りまとめた。また、当該方策に基づき、関係府省や地方公共団体、民間事業者等の協力の下、2019年度（令和元年度）は、実証実験を実施している。

引き続き、内閣官房は、関係府省とともに、2019年（平成31年）4月に取りまとめた方策に基づき、2019年度（令和元年度）に、引越しポータルサイトから手続申請（地方公共団体の手続についてはマイナポータルを経由）を行う

サービスについて、地方公共団体や民間事業者等の協力の下、実証実験を行い、その方式及び効果の検証を踏まえた上で、導入を促進するためのガイドライン等を取りまとめるとともに、地方公共団体や民間事業者等において運用準備を行い、順次サービスを開始する。また、2020年度（令和2年度）から多くの地方公共団体や民間事業者等での導入や民間手続の更なる拡大を図り、本格展開を進める。

KPI：ワンストップサービスの取扱機関数（地方公共団体等）

KPI：引越しワンストップサービスの対象手続の拡充

6.4 死亡・相続ワンストップサービスの推進（◎内閣官房、内閣府、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省、関係府省）

「死亡・相続」に関する手続は多数存在し、その大半がオンライン化されていない。また、我が国の年間死者数は直近で約137万人と増加傾向にある事からも、相続人の手続に係る負担やその手続を受ける行政機関・民間事業者等の負担軽減に向けた取組が必要である。

「死亡・相続」に関して、死亡届、年金手続、不動産名義変更、税務申告といった行政手続は、それぞれ地方公共団体、年金事務所、法務局、税務署に対して行わなければならず、金融機関をはじめとした民間事業者においても、各機関に対し戸籍謄抄本等の提出をするなどの手続を繰り返し行っており、亡くなった人の財産保有状況等によって必要となる手続先が異なるなど、相続人の負担は大きい。また、行政機関間での手続もデジタル化されておらず、死者数増加に伴う手続件数の増加により行政側の負担も増大している。

こうした状況を踏まえ、①死亡・相続に関する行政手続を見直し、遺族が行う手続を削減し、②故人の生前情報をデジタル化し、死後、信頼できる第三者により相続人であることをオンラインで認証された遺族が、当該情報を死亡・相続の手続に活用できるようにすることで、遺族の負担を軽減するとともに、③死亡・相続に関する手続の総合窓口について、地方公共団体が精神的・経済的に支えを失った遺族に必要な支援を行うことができるよう、内閣官房は、地方公共団体に対し円滑な設置・運営のための支援を行う。

これまで、内閣官房において、関係府省や地方公共団体、民間事業者とワンストップサービスの実現に向けた検討等を行い、2019年（平成31年）4月に関係府省とともに実現方策を取りまとめた。

今後、内閣官房は、当該方策に基づき、関係府省や地方公共団体の協力の下、以下の施策を進める。

- ①財務省、厚生労働省及び環境省は、行政手続の見直しに向けて、総務省行政評価局の分析の結果、他の手続で登録された死亡情報を参照できるものの、死亡に関する届出の省略を認めていない行政手続について、2019年度（令和元年度）内に届出省略の可否等、見直しの方針について結論を得る。また、当該方針を踏まえ、必要に応じて順次制度改正を行う。
- ②内閣官房は、相続人であることをオンライン認証する仕組みの実現のための課題整理、方策の検討、環境整備を行うとともに、その実現にはニーズの拡大が必要であることから、エンディングノート¹²の調査を2019年度（令和元年度）末までに行う。
- ③内閣官房は、地方公共団体が死亡に関する総合窓口である「おくやみコーナー」を設置することを支援するためのツール（おくやみコーナー設置自治体支援ナビ等）を整備し、2020年（令和2年）2月までにその活用方法を盛り込んだガイドラインを策定し、「おくやみコーナー」設置を推進する。

KPI：おくやみコーナー設置自治体支援ナビの整備

エンディングノートに必要なデータの整理

KPI：死亡・相続に関して遺族が行う手続の削減数

6.5 企業が行う従業員の社会保険・税手続ワンストップ化・ワンストップオンリー化の推進（◎内閣官房、総務省、財務省、厚生労働省、経済産業省）

企業の生産性向上の観点から、従業員に関する社会保険・税手続をデジタル化・簡便化することが重要である。

企業が行う従業員の社会保険・税手続について、従業員のライフイベントに伴う行政手続のワンストップサービスや、企業と行政機関との間でのデータ連携を通じたワンストップオンリー化を実現することで、企業の負担を軽減し、生産性向上に寄与するための取組を進める。

これまで、内閣官房において、関係府省とともに、ワンストップサービスの実現に向けた検討等を行い、2019年（平成31年）4月には、課題の最終整理を取りまとめた。

内閣官房及び関係府省は、従業員のライフイベントに伴い企業が行う社会保険・税手続について、マイナポータルのAPIを活用したオンライン・ワンスト

¹² 故人の生前の情報を、死後、遺族に継承する仕組み。

ップ化を2020年（令和2年）11月頃から開始し、順次、対象手続を拡大する。また、社会保険労務士の電子署名等が必要な手続についても、2020年度（令和2年度）中に、マイナポータルから行えるようにする。

加えて、社会保険・税手続の新たな方法として、金融機関に係る法定調書の提出（事業者提出の全ての法定調書について検討）に関して、クラウドサービス等を活用した企業保有情報の新しい提出方法に係る情報システムの利用を2021年度（令和3年度）以降開始し、事業者の事務作業の負担を軽減する。

また、国民・事業者の負担軽減が見込まれるその他の手続についても、2022年度（令和4年度）以降の対象拡大に向けて検討し、2020年度（令和2年度）中に結論を得る。

さらに、年金関係をはじめ、行政機関等から事業者への処分通知等について、デジタル化の課題や方策等を検討し、2021年度（令和3年度）以降の順次対応を目指すとともに、活用拡大を検討する。

KPI: オンライン・ワンストップ化（進捗）

- ・各府省等の情報システムの改修
- ・API仕様書の公開
- ・オンライン・ワンストップのサービスイン（2020年（令和2年）11月頃）

KPI: オンライン・ワンストップ化（効果）

- ・対象とした67手続のうちオンライン・ワンストップ化された手続数
- ・APIの提供数
- ・申請・届出に係る利用数

KPI: クラウドを活用した新しい提出方法・処分通知等（進捗）

- ・対象手続の追加に対応して、本計画の改定の際に順次記載
- ・ロードマップに基づく検討を踏まえた対象手続に係る各府省等の情報システムの改修・マイナポータルの機能追加
- ・API仕様書の公開
- ・クラウドを活用した申請・届出、処分通知等の実現（2021年度（令和3年度）以降）

KPI: クラウドを活用した新しい提出方法・処分通知等（効果）

- ・APIの提供数
- ・申請・届出、処分通知等に係る利用数

7 行政サービス連携の推進

多様なサービスやデータを円滑に連携させ、高度かつ便利なサービスを実現するためには、連携データや API の仕様を標準化するとともに、それぞれの情報システム等で保持しているデータを常に適切な品質に維持し、相互運用性を高めることが必要であり、行政サービスの利便性を向上させるため、行政サービス及び行政データの連携基盤の整備及び活用を推進する。

7.1 マイナポータルの API 提供によるサービス連携の拡大（◎内閣府）

デジタル・ガバメントの基盤であるマイナポータルの各種機能を民間事業者や国・地方公共団体等の様々な Web サービスが活用することを可能とする API を開発・提供し、サービス連携の更なる拡大を実現する。

ア. 自己情報取得 API 等を活用した官民データ連携

2019 年度（令和元年度）においては、行政機関等が情報提供ネットワークシステムと接続されたサーバで保有する個人情報（自己情報）を、マイナンバーカードによる厳格な本人確認及び本人同意を前提に、本人が指定する他の Web サービスがマイナポータルを介して取得することを可能とする API（自己情報取得 API）の提供を開始した。民間事業者や国・地方公共団体等の各種の Web サービスは、この API を活用しマイナポータルと連携することにより、自らの Web サービスの利用者の自己情報を、利用者に負担をかけず取得することが可能となるものであり、引き続き、各種の Web サービスにおける API 活用を推進する。

さらに、2020 年度（令和 2 年度）においては、行政機関等が情報提供ネットワークシステム経由で個人の閲覧に供するためにマイナポータルに通知する情報（お知らせ情報）と、民間事業者による本人確認済の利用者に対する電子データ送達サービス（民間送達サービス）に送付された各種データ（民間送達サービス保有情報）についても、本人が指定する他の Web サービスがマイナポータルを介して取得することを可能とする API（「お知らせ情報取得 API」及び「民間送達サービス保有情報取得 API」）を開発し、提供を開始する。

あわせて、医療・福祉や社会保険・税などあらゆる分野の Web サービスにおいて、これらの API が活用されるよう取り組み、官民データ連携を推進する。

イ. ぴったりサービスにおけるサービス連携

市区町村の子育てをはじめとする行政手続の検索とオンライン申請を行うことができる「サービス・電子申請機能」（以下「ぴったりサービス」という。）においては、2017年度（平成29年度）から、その手続検索機能についてAPIを提供し、SNSと連携することにより、国民がSNSの画面上で市区町村の行政手続を検索することを可能としている。

2020年度（令和2年度）においては、引越しなどに関する民間事業者のWebサービスについて、受け付けた申請等のうち市区町村に係るものを、マイナポータルを介して市区町村に連携することができるよう、APIを開発・提供する。

ウ. 法人設立ワンストップ、社会保険・税手続ワンストップにおけるサービス連携

2019年度（令和元年度）においては、法人設立に関する民間事業者のWebサービスからマイナポータルを介して、法人設立に係る申請等の手続（登記後の手続）をオンラインかつワンストップで行うことができるサービス（法人設立ワンストップサービス）を開始し、併せて、APIを開発、提供する。

また、2020年度（令和2年度）においては、企業が行う従業員のライフイベントに伴う社会保険・税手続に係る行政機関等に対する申請等について、企業の人事・給与システムや民間事業者のWebサービス等からマイナポータルを介し、オンラインかつワンストップで行うことができるサービス（社会保険・税手続ワンストップサービス）を開始できるようにする。

さらに、法人設立ワンストップに関し、対象手続を定款認証及び設立登記を含めた手続に拡大する。

KPI：外部API連携オンラインサービス数

KPI：API利用数

7.2 サービスデザイン思考の導入による e-Gov の刷新（◎総務省）

e-Govを利用する国民・企業等に対して質の高い行政サービスを提供するため、総務省は、2018年度（平成30年度）からサービスデザイン思考を導入し、利用者、ソフトウェアベンダー等との共創によって、e-Govの提供サービス及びデザインについて段階的な見直しを行っている。また、e-Govでは、外部連携API対応ソフトウェアによる電子申請が増加しているところ、APIの更

なる普及を図るため、利用者ニーズの変化等に迅速に対応できるようにするための機能改善に取り組んでいる。

こうした取組の結果を踏まえて、総務省は、2020年（令和2年）の秋を目処に、刷新後のe-Govの運用を開始する。

KPI : e-Govを通じた電子申請件数（2018年度（平成30年度）実績である11,351千件を2021年度（令和3年度）までに31,148千件に引き上げる）

KPI : API対応ソフトウェアからの電子申請件数（2018年度（平成30年度）実績である8,570千件を2021年度（令和3年度）までに23,515千件に引き上げる）

7.3 法人デジタルプラットフォームの整備（◎経済産業省、内閣官房、関係府省）

政府全体で行政データ・サービス連携の推進を掲げる中、法人との接点の多い経済産業省においては、2017年度（平成29年度）より、法人関係の行政手続きのワンストップ化等のため、法人デジタルプラットフォームの整備と実証を進めている。

法人デジタルプラットフォームは、複数の行政サービスで利用することを想定した共通機能と、業務固有の機能から構成され、2019年度（令和元年度）時点では3つの共通機能（Gビズインフォ（法人インフォメーション）（以下「Gビズインフォ」という。）、「GビズID」、「Gビズコネクト」）整備を進めている。

「Gビズインフォ」は、法人番号をキーとして各府省が保有する調達、補助金、表彰等の法人活動情報を紐づけ、共通語彙基盤に基づいたデータ形式の標準化を実施しながら、オープンデータとして提供を行っている。

引き続き、各府省の協力を得ながら、各府省が保有する法人情報の網羅性を高めていくとともに、民間等からニーズの高い情報（行政保有の各法人の財務情報や行政処分情報）の拡充を図ることで、ワンストップ化及び高度な法人情報検索に資するデータ収集を進めていく。

また、一つのID・パスワードで複数の行政サービスにアクセスを可能とする認証システムとして「GビズID」を2018年度（平成30年度）より運用開始し、2019年度（令和元年度）は、経済産業省の産業保安関係法令手続、中小企業向け補助金申請等の主要な行政手続から導入を進めている。2020年度（令和2年度）からは、厚生労働省の社会保険手続における認証システムとして導入を開始するなど、法人向け行政手続の共通認証システムとして普及を図るため、各府省の行政手続について横展開を行っていく。

さらに、質の高いワンスオンリーや EBPM (Evidence-based policy making) の実現に向けたデータ連携のために、各情報システム及び行政サービスがインターネット上でシームレスかつセキュアにデータ交換できるプラットフォームとして、「G ビズコネクト」の整備を進めており、2019 年度（令和元年度）は、経済産業省内の手続を対象に技術的な実証を行っている。また、2020 年度（令和 2 年度）には、他府省や民間との連携でも活用できる環境の実証を行い、法人に関するデータが官民双方で有効に活用される法人デジタルプラットフォームの整備を目指す。

これら共通機能の整備と並行して、経済産業省の政策分野のうち、事務コスト改善の余地が大きく企業データの活用可能性の大きい分野を中心に行行政手続の簡素化・デジタル化を進めており、産業保安関係法令手続、中小企業向け手続、補助金申請等の主要な手続から取組を開始している。2020 年度（令和 2 年度）からは、エネルギー、貿易管理の分野についても手続の簡素化・デジタル化の取組を広げる。

KPI : G ビズインフォ（法人インフォメーション）への API アクセス数（2022 年度（令和 4 年度）までに年間 8,000 万件）

KPI : G ビズインフォ（法人インフォメーション）のデータ登録数

KPI : G ビズ ID（法人共通認証基盤）で利用可能な手続数

ア. 行政手続における法人番号入力の原則化とデータ連携環境の整備

法人に関する情報をデータ連携する際、それぞれのデータに法人番号が紐付いていることが前提条件となる。このため、各府省は、法人からの申請を受け付ける際などのフォームにおいて法人番号入力欄を原則として設けるとともに、行政手続のオンライン化を徹底し、申請情報を機械判読可能なデータとして取得することを目指す。

今後、法人に関する行政手続においてワンスオンリーを実現するには、各府省の持つデータ連携を進めていく必要がある。共通語彙基盤に基づく標準的なデータモデル、データ連携基盤、API の整備・活用を進めていくことでこれを実現する。

経済産業省は、内閣官房と協力し、2019 年度（令和元年度）中に、法人に関する標準データモデルを作成する。

また、2020 年度（令和 2 年度）には、まずは経済産業省の主要な法人向け行政手続・行政サービスについて利用を進めるとともに、ガイドブックの作成等

を通じた普及・啓発を行う。あわせて、「G ビズコネクト」による API 活用によるデータ連携の基盤整備に取り組む。

イ. 個人事業主に関する番号の検討

行政手続のデジタル化におけるデータ管理を行うためには、経済活動に利用可能な番号が必要である。法人については、法人番号が付番されているところ、個人事業主については管理番号がないため、新たな番号の検討が必要であるという意見がある一方、新たな付番により事業者の負担が増加するとの意見もある。法人番号や 2023 年度（令和 5 年度）から導入される適格請求書発行事業者に付与される登録番号（いわゆるインボイス番号）の利用状況等を踏まえ、個人事業主に関する番号の要否を含めて関係府省で検討を行う。

ウ. 中小企業支援プラットフォームの整備

中小企業向けの情報サイトを再編し、中小企業支援プラットフォームを整備する。具体的には、中小企業向けの情報発信から申請手続までを 1 つのサイトで完結できる「ミラサポ plus」と、中小企業に関するデータを活用するための「データ分析基盤」を整備する。

2018 年度（平成 30 年度）は、中小企業・小規模事業者のデータ利活用に関する検討委員会において、オンライン申請により取得したデータの利活用及び情報発信サイトの在り方に関する検討を行うとともに、デモ版の「ミラサポ plus」を構築した。

2019 年度（令和元年度）は、2020 年度（令和 2 年度）の運用開始に向け、「ミラサポ plus」において、行政機関に一度提出した情報を再度提出しなくてよいワンストップを実現するための機能や、個々の事業者の状況・ニーズに応じた適切な支援策を表示するレコメンデーション機能等を実装する。

2020 年度（令和 2 年度）には、「データ分析基盤」において、中小企業向け施策の執行状況や実績等の把握につなげていくほか、蓄積された申請事業者等のデータを活用しレコメンデーション機能の拡充を図る。

7.4 マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進について（◎内閣府、内閣官房、関係府省）

（1）各種カード、手帳等との一体化等の推進

安全・安心で利便性の高いデジタル社会の構築に向け、マイナンバーカードを基盤として、既存の各種カード、手帳等との一体化等を別紙4の工程表に沿って推進する。

（2）マイナンバーカードの健康保険証利用に向けた環境整備

国家公務員・地方公務員等（国家公務員共済組合・地方公務員共済組合）について、2019年度（令和元年度）内でのマイナンバーカードの一斉取得を推進するとともに、これまでの取組も踏まえつつ、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者について、被保険者証の更新時期等において、マイナンバーカードの一斉取得を推進する。

8 業務におけるデジタル技術の活用

8.1 AI・RPA等のデジタル技術の活用（◎内閣官房、総務省、◎全府省）

近年、デジタル技術の発展が目覚ましいにもかかわらず、業務において十分に活用されていない実態がある。業務改革（BPR）を徹底し、行政サービスの利用者と行政機関間のフロント部分だけでなく、行政機関内のバックオフィスを含めたプロセスの再設計を行うに当たっては、技術の進展に応じて、デジタル技術の活用についても費用対効果を含めて検討することが重要である。

業務のデジタル化により、大量・高速な業務処理の実現や正確性の向上（ヒューマンエラーの削減）が図られ、これまで人の手で行っていた作業を補強、代替することが可能である。その方法としてはいくつか考えられるが、近年では、情報システムの活用に加えて、AIやRPA等の活用といったものが挙げられる。

例えば、RPAを活用することで、数値や定義づけられた項目として構造化されたデータの集計や処理が可能であり、大量かつ反復して行われる業務を高速で処理する等において、効率化・自動化の効果が期待される。こうした手法は、データの入力・転載作業、記入漏れや不備等についての形式的な審査といった業務において効果が期待される。

AIについては、テキスト、音声、画像、動画といった非構造化データを大量かつ高速で処理、分析することが可能であり、一般に、画像処理や自然言語処理の分野等で活用されている。利用申請における調整・認定事務やチャットボットなどの自動会話プログラムで活用されている例があり、規則性のない多様なデータを複合的に分析した上で結果を導くことや問合せの自動応答といった業務での活用が期待される。

業務におけるデジタル技術の活用に当たっては、単に業務を効率化するということのみならず、限られた人的リソースを戦略的に投資することも同時に考える必要がある。これまで長時間をしてきた事務作業等においてデジタル技術を活用することで、職員を事務作業から解放し、国民生活に直接関わる業務分野や政策・企画の立案などの真に人手が必要な業務に割り振ることが可能になる。一方で、デジタル技術を導入する際には、検討のために要する追加の負担が発生するが、こうした負担増を敬遠するのではなく、将来的な人的体制の整備に資するという観点からも、取組を進めることが重要である。

ただし、検討に当たっては、デジタル技術の導入を前提とするのではなく、業務改革（BPR）を前提とした上で、あくまでも業務の手法の一つとして検討を行うことが重要である。RPAの活用に当たっては、業務プロセスを定型化して処理手順を定義することが必要であるし、AIの活用においては、適切な教師データのインプットや判断プロセスを一定程度定義化しておくことが必要となる。そのため、業務プロセスを可視化できていなければ、デジタル技術を効果的に活用することができない。

以上を踏まえて、各府省は業務改革（BPR）を徹底した上で、国民・企業等に関わりが深い分野を中心に、AI・RPA等のデジタル技術の活用により効率化等が見込まれる業務からその導入を推進する。具体的には、審査、調査、問合せ対応等の国民、企業等の利便性に直結する業務、継続・反復的に行われる業務、意思決定や判断に直接関わらない業務（入力・転載作業、形式審査等）、長時間を要している事務作業などから優先的に取り組む。

また、霞が関働き方改革推進チームでは、霞が関における働き方改革の課題について、デジタル技術の活用を含めた改善策の検討を行っている。2018年度（平成30年度）は、チャットと高度な検索システムを中心としたコミュニケーションツールの活用、音声認識ソフトを活用した議事録作成の自動化やチャットボットを用いた問合せ対応、RPAを活用した職員情報の入力手続の省力化等の新技術・ツールによる業務の効率化について、2019年（令和元年）5月に「霞が関働き方改革推進チーム 平成30年度議論の成果」を取りまとめ、業務等で積極的に活用するように提言を行っている。

各府省は、このような取組も参考としつつ、各府省中長期計画において、優先的に取り組むべき業務を選定の上、具体的な進め方を明確化するとともに、必要な体制の整備と計画的な実施に取り組む。

8.2 デジタル・ワークスタイルの実現のための環境の整備

デジタル技術を最大限活用して公務の高い生産性を実現するためには、既存のプロセスにまで踏み込んだ業務改革（BPR）を実施し、行政内部の業務を、エンドツーエンドでデジタルを前提としたものに改革していくとともに、自席や職場に限らずどこでも仕事ができ、また、職員同士のコミュニケーションの向上や新たなアイデアの創発を促進するような環境の整備や意識の醸成が必要である。

各府省は、以下の事項を踏まえて、各府省中長期計画に、デジタル・ワークスタイルの実現に向けた具体的な取組内容について記載する。

KPI：デジタル・ワークスタイルを実現するための業務環境の整備に関する KPI が盛り込まれている、各府省中長期計画の数

(1) ペーパーレス化、オフィス改革（◎全府省、◎内閣官房、総務省）

総務省では、一部部局において、①ペーパーレス化を進めた上で、②円滑なコミュニケーションに役立つようフリーアドレス型のデスクを導入し、③無線 LAN を活用することで勤務スタイルの流動性、可動性を高め、「働き方」の見直しを行う「オフィス改革」に取り組んでおり、他の一部府省もこれを参考とした取組を行っている。

各府省は、このような取組も参考としつつ、LAN 更改等のタイミングも見据えながら、情報セキュリティ対策にも留意しつつ、各組織のミッションに見合ったデジタル・ワークスタイルを実現する環境を整備することとし、各府省中長期計画に盛り込み、取組を進める。

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室は、政府 CIO 補佐官の知見を活用しつつ、技術的な助言等を行う。

総務省は、前述の先行事例の展開やノウハウの提供によって、検討を行う各府省への協力を実施する。

また、業務上使用する文書等について、デジタルデータで作成された文書であっても、文書交換を行う際には紙媒体や PDF ファイルなどの編集等が困難な形で流通しているなど、業務が非効率になっている場合がある。また、各府省

の Web サイトで公開されている資料についても、編集が不可な状態のものや、資料のステータス（日付、会議名、担当府省等）が不明なものも散見される。

各府省は、行政機関相互の文書交換や資料の公開等に当たっては、原則としてデジタルデータを正本として扱い、文書の保有・流通に当たっては、他の法令との整合性に留意しつつ、再利用・編集が容易なファイル形式で行うことを基本とするとともに、当該資料のステータス（日付、会議名、担当府省等）について、標題や表紙、ファイル名等に明示する。また、保護されたファイル等である必要がある場合にも、利用・編集が容易なファイル形式と併用することを検討する。

（2）テレワークの推進、Web 会議環境の整備等（◎全府省、◎内閣官房、総務省）

テレワークは、働く場所を柔軟に選択できるため、勤務に当たって制約を抱える職員も能力を発揮できる働き方の一形態であるが、各府省においては、ハード面等において、十分に環境が整備されているとは言えない状況である。このため、テレワークの環境整備に当たり、2020 年度（令和 2 年度）目途で、リモートアクセス機能の全府省での導入の達成を図る。

国家公務員については、2020 年度（令和 2 年度）までに、①必要な者が必要な時に、テレワーク勤務を本格的に活用でき、②リモートアクセス機能の全府省での導入を実現するため、計画的な環境整備を行う。これと合わせて、各府省は、テレワークを行っている職員であってもその他の職員と遜色なく業務を遂行できるよう、各府省内で行われる会議への遠隔参加（Web 会議）が可能となる環境を順次整備する。

また、審議会や幹部会議は原則としてペーパーレスで開催する。環境の整備されている府省等においては、定例会議や幹部への説明、省内の打合せ、資料の共有、府省等間のやりとりについてもペーパーレス化に努める。さらに、テレワーク・デイズ、テレワーク月間といった国民運動において、率先した取組を行う。

政府が取り組んでいる政府関係機関等の地方移転の一環として、文化庁をはじめとする複数の組織において、全面的又は一部の地方移転を進めているが、物理的な距離が生じたために、関係府省・関係機関や国会等との調整に当たって業務遂行に支障が生じ、効率が低下する等によって行政サービスの質等に影響がないように留意しなければならない。そのため、政府関係機関等の一部が地方に移転した場合であっても、移転前と遜色なく対応業務を遂行できるような環境

として、テレワークや Web 会議を可能とするデジタル・ワークスタイルを確立することが必要である。

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局は、政府関係機関等の地方移転を推進するための取組の一つとして、関係府省と連携しつつ、省庁間での Web 会議等を実現するための調整を行う。

内閣官房情報通信技術 (IT) 総合戦略室は、省庁間の Web 会議等に係る情報システム及びネットワーク面の環境整備について、検討を行う。

総務省は、オフィス改革や情報システムに係る情報や知見の提供によって、検討を行う府省への協力を実施する。また、政府共通ネットワークにおいては、政府関係機関等の地方移転に関する上記の状況を踏まえ、費用対効果等を考慮した上で、必要な対応を図る。

各府省は、上記の取り組みを踏まえ、LAN 更改等のタイミングも見据えながら、情報セキュリティ対策に留意しつつ、各組織のミッションに見合ったデジタル・ワークスタイルを実現する環境を整備することとし、各府省中長期計画に盛り込む。

KPI：必要な者が必要な時にテレワーク勤務を本格的に活用できるようにするための環境の整備状況

KPI：リモートアクセス機能の全府省での導入状況

KPI：各府省においてデジタル・ワークスタイルを実現するための業務環境の整備に関する KPI を設定し、各府省中長期計画に盛り込む

8.3 電子的な公文書管理等（◎内閣府、◎総務省、全府省）

「公文書管理の適正の確保のための取組について」（平成 30 年 7 月 20 日行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議決定）に基づき、2019 年（平成 31 年）3 月に、行政文書の作成から保存、移管・廃棄までを一貫して電子的に行う電子的な文書管理の在り方について、「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」（平成 31 年 3 月 25 日内閣総理大臣決定。以下「基本的な方針」という。）を内閣府において策定した。また、電子決裁への移行加速化について、「電子決裁移行加速化方針」（平成 30 年 7 月 20 日デジタル・ガバメント閣僚会議決定。以下「加速化方針」という。）を策定した。

今後、内閣府において、基本的な方針に基づいて、電子的な文書管理を実現するための「業務フロー・仕様の標準例」の内容について検討を進め、2019 年度（令和元年度）末を目指として一定の結論を得る。各府省の政府情報システムにおいて対応の必要が生じる場合には、当該情報システムの更改時期の到来

に応じた対応が可能となるよう、各府省中長期計画への反映等、必要な準備を進める。

また、電子決裁への移行加速化について、各府省は、デジタル手続法等を踏まえ、行政手続のオンライン化、添付書類の省略を含むプロセス全体の見直しを行いつつ、加速化方針に基づいた電子決裁への移行加速化に向けた取組を各府省中長期計画に記載し、推進する。総務省は、各府省の取組について定期的にフォローアップを行う。

KPI：加速化方針に基づいた電子決裁への移行加速化に向けた取組の各府省中長期計画への反映状況

9 デジタルデバイド対策（◎全府省）

行政のデジタル化の目的は、あくまでも国民の利便性向上等に資することである。デジタル化を進めた結果、デジタルに馴染みのない方々の利便性が低下しまうことは本旨ではない。

社会全体のデジタル化を進めるに当たり、デジタル技術の利活用により、年齢、障害の有無、性別、国籍、経済的な理由等にかかわらず、全ての国民が不安なくデジタル化の恩恵を享受できる環境の整備に取り組むことが必要である。そのためには、デジタル機器に不慣れな方でも容易に操作できるUI（ユーザーインターフェース）を設計するなど、利用者目線で、かつ、利用者に優しい行政サービスを実現することが重要である。このため、デジタル手続法では、国の行政機関等に対し、行政のデジタル化に当たっては、デジタルデバイドの是正を図るために必要な施策を講ずる義務を課している。

デジタルデバイド対策に関する取組としては、例えば、総務省では、高齢者等に対し、住居から地理的に近い場所で心理的に身近な人が、スマートフォンをはじめとしたデジタル機器・サービスに係る相談機会を提供するデジタル活用支援員の仕組みについて検討を行っている。また、厚生労働省では、雇用保険の電子申請について、社会保険労務士がアドバイザーとしてオンライン申請を支援する取組を実施している。

加えて、行政組織内部でのデジタルデバイド対策に取り組むことも重要である。例えば、行政機関における障害者雇用の推進においては、画面読み上げソフト、音声認識ソフトなどのデジタル技術の活用を検討するなど、必要な設備の整備等に取り組むことが重要である。

以上を踏まえ、各府省は、行政のデジタル化に当たっては、全ての国民にデジタル化の恩恵を届けることができるよう、デジタルデバイド対策に取り組む。

10 広報等及び国際展開

(1) デジタル・ガバメント推進のためのサービス利用者への広報

(◎内閣官房、◎総務省、◎全府省)

デジタル・ガバメントを実現し、行政サービスが利用者に価値を提供するためには、その前提として、利用者が当該行政サービスを認知している必要がある。そのために、どのような行政サービスが存在するのか、当該行政サービスの利用方法等について広報する必要があり、特に、災害等の緊急事態においては、迅速かつ適確な情報提供が求められる。このような広報や情報提供に当たっては、専門的・技術的な用語に頼らず、丁寧かつ分かりやすく行うことが重要である。

これまでも、Web サイトや講演等を通じてデジタル・ガバメントについて広報等を行ってきたが、より一層認知してもらうためには、スマートフォン等のモバイル端末からの行政サービスへのアクセス機会の提供、SNS 等による適確な情報提供、デジタル技術による Web サイトでの利用者動向の分析等により、個々のニーズに即した情報を行政から利用者へ迅速かつ効果的に情報提供するような取組を強化する必要がある。

内閣官房及び総務省は、こうした取組を率先して推進し、政策情報、情報システムの整備に係る投資状況等のデジタルデータを、積極的に利用者に提供するとともに、利用者の声を聞く機会を設ける。また、こうした取組から得られた経験を、Web サイトガイドライン等のガイドラインに記載し、公開する。

各府省は、当該ガイドライン等を参考にしつつ、所管の政策に係る情報の広報や情報提供に積極的に取り組む。

(2) 戦略的な国際対応 (◎内閣官房、◎総務省、◎経済産業省、関係府省)

2013 年（平成 25 年）の政府 CI0 の設置以降、実績を挙げつつある府省の壁を越えた取組（政府情報システムについて、2013 年度（平成 25 年度）比で、運用等経費 3 割減見込み等）や地方公共団体・民間とも連携した取組（自治体クラウド、農地情報公開システム、マイナンバー制度等）等から得られた知見及び成果を広く発信し、国際社会にその効果分析等を提供することは、類似の課題に取り組む諸外国のデジタル・トランスフォーメーションを促進し、持続可能な社会の実現という国際目標にも貢献するものである。

これまで、国際会議等の場において、各国への我が国の取組の紹介や相互の意見交換等を通じ、行政サービスのデジタル化について、我が国の国際的なプ

レゼンス向上に貢献してきた。また、国際会議への参加後は、諸外国の状況をデジタル・ガバメント分科会等の場を通じて各府省にフィードバックし、業務改革（BPR）の取組等を促すことなどにより、我が国のデジタル・ガバメントの実現に向けた取組を推進してきた。

内閣官房、総務省及び経済産業省をはじめとした各府省は、国際社会におけるデジタル・トランスフォーメーション及び持続可能な社会の実現に寄与するため、国際機関や諸外国の公的専門機関等との連携を強化しながら、国際会議等の機会において、我が国の取組による、利用者の利便性向上、災害時の業務の継続性、データ標準化等の具体的な効果の発信を行うとともに、国際比較に資する効果測定や分析のフレームワークの提案等を行うことを通じて、行政サービスデジタル化のリーダー国としての地位を確立することを目指す。

KPI:国際会議等での提案等の情報発信と諸外国の状況の国内へのフィードバック状況

11 地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進

地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進には、「サービス設計12箇条」に基づくサービスデザイン思考の要素が取りまとめられた標準ガイドライン及び関連文書を参考に、サービスのフロント部分だけでなく、バックオフィスも含め、エンドツーエンドでデジタル化・業務改革（BPR）の取組を徹底することが必要である。その結果、住民の利便性向上及び行政の効率化を図るとともに、地方公共団体が「人材」と「財源」を自ら生み出し、限られた資源を地域の諸課題の解決に対し、効率的に活用していくことが期待される。

国は、上記の観点を踏まえ、地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進のため、以下に掲げる事項について取り組む。

11.1 地方公共団体の行政手続のオンライン化の推進（◎内閣官房、◎総務省、◎内閣府、関係省庁）

地方公共団体は、住民に身近な行政サービスを提供する役割を担っており、地方公共団体の行政手続のオンライン化は、住民の利便性向上という観点から優先して行う必要がある。

デジタル手続法により、デジタルファースト原則などデジタル3原則の下、地方公共団体の行政手続のオンライン化が努力義務となったことを踏まえ、内閣官房、総務省及び内閣府は、地方公共団体の行政手続のオンライン化を支援する。

なお、地方公共団体が行政手続のオンライン化を進めるに当たっては、法令に基づく行政手続だけでなく、条例又は規則に基づく行政手続も含めて対象とすることとし、本計画5.3(1)を参考にしてバックオフィスを含めたデジタル化や窓口の見直し（対面手続において紙に書くことを求めない、いわゆる「書かない窓口」への変更等）を含めた業務改革（BPR）の実施を前提に、本計画5.2.1(1)ア及びイを参考にして本人確認のオンライン化や手数料納付のオンライン化、本計画5.2.2に記載されている添付書類の省略について同時に推進する。

ア. マイナンバーカードの普及

UI（ユーザーインターフェース）部分のデジタル化を進める上で重要なのは、住民の本人確認をオンラインで行うことである。市町村長による確かな本人確認を経て発行される最高位の公的な本人確認ツールであるマイナンバーカードの普及拡大が社会全体のデジタル化のカギを握っていることから、国は地方公共団体と協力して、マイナンバーカードの普及に全力を挙げて取り組む。

イ. 汎用的電子申請システムの基盤整備

手続の受け手である地方公共団体は、これまで行政手続のオンライン化の取組を進めてきたものの、2019年（平成31年）4月時点で、手続のオンライン利用可能な情報システムが整備されていない団体が260団体となっている。内閣官房、総務省及び内閣府は、原則として、全ての市町村について、マイナポータルの「ぴったりサービス」の活用や情報システムの共同利用を含めて、手続オンライン化のための汎用的電子申請システムの基盤を可能な限り早急に整備するよう、働きかける。

ウ. 優先的に取り組むべき手続のオンライン化の推進

内閣官房、総務省及び内閣府は、次に掲げる手続（具体的な手続については、別紙5参照）について、地方公共団体が優先的に、かつ、早急に進めることができるよう、関係府省と連携しガイドラインの作成等により支援する。

- ①処理件数が多く住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる手続（内閣官房が実施する「行政手続等の棚卸調査」及び総務省が実施する「地方公共団体の行政手続等に係るオンライン利用状況の調査」に基づき、地方公共団体に対する行政手続のうち住民等からの申請の総件数が多いものであり、添付書類等を含め申請等の全てをオンラインで完結することができるもの（添付書類の入手のために請求するものを除く。））
- ②住民のライフイベントに際し、多数存在する手続をワンストップで行うために必要と考えられる手続

なお、内閣官房及び関係府省は、地方公共団体に対する行政手続のうち住民等からの申請の総件数が多いもののうち、オンラインで完結できないものについて、課題を整理し、オンラインで完結することができるよう、取り組む。

エ. 様々な手続のオンライン化の推進

内閣官房、総務省及び内閣府は、上記ウに掲げる以外の様々な分野の手続について、地方公共団体がマイナポータルの「ぴったりサービス」を活用してオンライン化に取り組むことができるよう、支援する。

KPI：原則として全ての市町村で行政手続のオンライン化のための情報基盤の整備

KPI：上記ウ①に掲げる手続のオンライン利用率

KPI：上記ウ②に掲げる手続のマイナポータル利用の人口カバー率

11.2 地方公共団体における情報システム等の共同利用の推進

地方公共団体のデジタル・ガバメントの推進に当たっては、単なる手続オンライン化にとどまらず、行政サービスに係る受付・審査・決裁・書類の保存業務といったバックオフィスを含む一連の業務を、エンドツーエンドで、デジタルで処理をすることを可能とするものでなければならない。

これにより、業務を自動化して、職員の事務作業を軽減し、捻出した時間・人材・財源を、国民に寄り添う良質なサービスの提供に充てることが可能となる。

現段階においても、デジタル技術を積極的に活用して先進的な取組を行っている地方公共団体があるものの、デジタル化の取組が進んでいない団体も数多く存在する。このような状況の中で、我が国的地方公共団体全体のデジタル・ガバメント構築を進めるためには、地方公共団体のデジタル・ガバメントを支える情報システム等を個別に整備することは非効率であることから、今後は、地方公共団体における情報システム等の共同利用を推進していくべきである。

(1) 地方公共団体における自治体クラウドの推進（◎総務省、内閣官房）

地方公共団体の情報システム等の共同利用については、これまでも、業務プロセスの共通化・標準化に加え、複数団体が基幹系システムを共同で利用する自治体クラウドの導入等を推進してきた。

地方公共団体における自治体クラウドの導入は、費用の削減や業務負担の軽減、業務の共通化・標準化、セキュリティ水準の向上及び災害に強い基盤の整備の観点から重要な取組である。

総務省は、内閣官房と連携し、地方公共団体の長を直接訪問して導入の具体的な検討を働きかけるとともに、地方公共団体が策定する自治体クラウド等導入計画の進捗を把握し、カスタマイズの抑制や、各団体の情報システム更新時期を踏まえた個別団体への助言を行う等、自治体クラウド等を中心に地方公共団体における基幹系システムのクラウド導入を推進する。

また、総務省は、自治体クラウド導入を含めたAI・デジタル化、クラウドサービスの利用等を抜本的に進める計画を策定することとし、そのための工程を2019年（令和元年）末までに明確化する。

KPI：基幹系システムのクラウドの導入市区町村数（2023年度（令和5年度））

未までに約1,600団体、うち自治体クラウドは約1,100団体）

KPI：地方公共団体の情報システムの運用等経費の圧縮（3割減）

(2) 地方公共団体における業務プロセス・情報システムの標準化の推進（②内閣官房、③総務省、内閣府、文部科学省、厚生労働省、関係省庁）

地方公共団体における情報システム等の共同利用を推進するため、地方公共団体の業務プロセス・情報システムの標準化に取り組む。

具体的には、内閣府、総務省、文部科学省及び厚生労働省は、2020年度（令和2年度）に、部内の検討体制を整備の上、市町村が情報システムを構築している地域情報プラットフォーム標準仕様又は中間標準レイアウト仕様で示されている業務（児童手当（内閣府）、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税及び軽自動車税（総務省）、就学（文部科学省）、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理及び児童扶養手当（厚生労働省）並びに子ども・子育て支援（内閣府、厚生労働省））について、業務プロセス・情報システムの標準化に向け市町村の業務プロセスや情報システムのカスタマイズ状況等についての調査を行う。

上記の作業を踏まえ、行政サービスの利用者の利便性向上並びに行政運営の簡素化及び効率化に立ち返った業務改革（BPR）の徹底を前提に業務プロセス・情報システムの標準化を進める。特に地方税、介護保険、国民健康保険、障害者福祉及び就学業務については、速やかに地方公共団体の状況等を踏まえた課題を整理し、業務プロセス・情報システムの標準化により効果が見込める場合には、地方公共団体関係者や事業者等を含めた研究会を組織し標準仕様書を作成するなど、標準的なクラウドシステムへの移行に向けた技術的作業に着手する。

このほか、各省は以下の事項に取り組む。

①住民記録（総務省）

すでに検討に着手している住民記録システムについては、2020年（令和2年）夏頃までに地方公共団体関係者などと、標準的な機能や様式等を盛り込んだ標準仕様書を作成する。住民記録システムが他の基幹系システムの基礎となるため、普及策や他システムとの連携方策も検討する。

②地方税（総務省）

地方税に係る情報システムに関して、納税者からの電子納税を可能とする地方税共通納税システムについては、対象税目を地方法人二税等から更に拡大するため、2019年度（令和元年度）の課題整理に基づき、地方公共団体などとともに取組を進める。市町村の基幹税務システムについては、2020年（令和2年）夏以降住民記録システムの成果も反映し標準仕様書の作成を進める。

③社会保障（厚生労働省）

国民健康保険に係る業務支援システムは、標準システムの導入意義や効果を広く周知するとともに機能改善を図って効果をより高めるほか、導入後の課題を把握し、効率的な業務プロセスや情報システム設計に見直すことにより、導入地方公共団体を広げるための改善策を検討する。

介護保険、障害者福祉に係る業務支援システムは、「地方自治体業務プロセス・システム標準化等に関する関係府省庁連絡会議（仮称）」の方針を踏まえ、速やかに地方公共団体における業務プロセスや情報システム整備の実態を把握し、標準化・共有化に向けた検討体制を構築する。その後、住民記録システムの成果を反映し、2020年度（令和2年度）における検討後1年以内に標準仕様書を作成する等、標準的なクラウドシステムへの移行に向けた技術的作業を進める。

児童扶養手当、生活保護に係る業務支援システムについても、速やかに地方公共団体における業務プロセスや情報システム整備の実態を把握し、標準化・共有化に向けた検討体制を構築する。

④教育（文部科学省）

就学に係る学齢簿作成、就学援助認定等のシステムは、速やかに地方公共団体の業務プロセスや情報システム整備の実態を把握し、標準化・共有化に向けた検討体制を構築する。その後、住民記録システムの成果を反映し、2020年度（令和2年度）における検討後1年以内に標準仕様書を作成する。

内閣府、総務省及び厚生労働省は、2021年度（令和3年度）及び2022年度（令和4年度）に、情報システムの標準化に向けた調査に基づき地方公共団体の状況等を踏まえた課題を整理し、情報システム標準化による効果が見込める業務について、地方公共団体関係者や事業者等を含めた研究会を組織し標準仕様書を作成するなど、標準的なクラウドシステムへの移行に向けた技術的作業を進める。

内閣官房は、内閣府及び総務省の協力を得て、関係府省の検討の支援や府省横断的な事項の処理を行う。

内閣官房及び関係府省は、地方公共団体の業務プロセス・情報システムの標準化に関する政府全体の方針調整及び進捗管理を行うため、早期に「地方自治体業務プロセス・システム標準化等に関する関係府省庁連絡会議（仮称）」を組織、運営する。

内閣官房及び関係府省は、それぞれの事務の業務プロセス・情報システム標準化の検討状況について地方公共団体への適時適切な情報提供を行う。

国が主導して情報システムの標準化を進めるため、総務省は、地方制度調査会における地方自治制度との関係を含めた議論等も踏まえ、関係府省と連携して、法制上の措置も視野に、必要な検討を行う。

KPI：対象業務に対して、実際に標準仕様が作成された業務の割合

KPI：標準仕様が作成された業務における当該標準仕様が利用された情報システムを利用する地方公共団体の割合

(3) 地方公共団体における地域情報プラットフォーム準拠製品の導入及び中間標準レイアウトの利用の推進（◎総務省）

地方公共団体において地域情報プラットフォーム標準仕様準拠製品を導入することで、ベンダーロックインの解消が可能となり、業務ごとの最適な製品の選定、費用削減及び業務の利便性向上に寄与する。同様に地方公共団体における業務システム更改時に中間標準レイアウト仕様を利用することで、ベンダーロックインの解消が可能となり、将来的なデータ移行費の削減に寄与する。

総務省は、両仕様について各種セミナー等を通じて地方公共団体に対して周知広報し、導入率・利用率の向上を図るとともに、自治体システムのデータ連携の標準に係る現状の課題と今後の方針について検討を行う。

KPI：地方公共団体における準拠製品の導入率（地域情報プラットフォーム）

KPI：地方公共団体における利用率（中間標準レイアウト）

(4) 地方公共団体における適正な情報セキュリティ対策（◎総務省）

デジタル技術の進展によって官民を通じたデータの連携が進む中、ネットワークで繋がることにより生じるリスクが顕在化してきており、行政サービスの最先端を担う地方公共団体においても、情報セキュリティ対策が一層重要な課題となっている。また、庁内業務遂行において効率性を発揮できる業務環境を整備することも重要である。

総務省では、マイナンバーの情報連携開始に向けて、地方公共団体に対していわゆる「三層の対策」に取り組むよう働きかけ（平成27年12月25日付け各都道府県知事及び各市区町村長宛て総務大臣通知「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化について」）、これにより、地方公共団体においては情報セキュリティ対策の強化が図られたところであるが、技術の進展やセキュリティ上の脅威の変化も踏まえつつ、セキュリティ対策を講じたクラウドサー

ビスの利用やリモートアクセス、次期自治体情報セキュリティクラウドサービス等の在り方を含めて、新たな情報セキュリティ対策を検討する。

KPI：地方公共団体における新たな情報セキュリティ対策の検討

KPI：地方公共団体における新たな情報セキュリティ対策に係る検討を踏まえた「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改定

11.3 地方公共団体におけるAI・RPA等による業務効率化の推進（◎総務省、◎内閣官房）

本格的な人口減少社会となる2040年頃を見据え、希少化する人的資源を本来注力すべき業務に振り向けるため、地方公共団体の業務の在り方そのものを刷新することが必要である。AIやRPA等のデジタル技術は地方公共団体の業務を改善する有力なツールであり、限られた経営資源の中で持続可能な行政サービスを提供し続けていくために今後積極的に活用すべきものである。

総務省は、2019年度（令和元年度）から開始した「自治体行政スマートプロジェクト」において、地方公共団体の基幹的な業務（住民基本台帳・税務等）について、人口規模ごとに複数の地方公共団体による検討グループを組み、そのグループ内で、業務プロセスの団体間比較を実施することで、AI・RPAなどのデジタル技術を活用した業務プロセスの標準モデルを構築する。

また、総務省は、2020年度（令和2年度）末までにAIなどの革新的ビッグデータ処理技術を活用する地域数300を実現するとともに、中小を含む地方公共団体が共同でAI導入を進めるための標準的な仕様及び導入手順を整理した「自治体AI活用ガイドブック（仮称）」を2020年度（令和2年度）中に策定する。

加えて、総務省は、地方公共団体に対するAI・IoT等の先進事例について、横展開を推進する。

KPI：AI、RPAなどの革新的ビッグデータ処理技術を活用する地域数

内閣官房は、総務省と協力して、AIの活用を含めた新たな情報システム等を導入するに当たっては、少数の地方公共団体がそれぞれの分野でバラバラに開発するのではなく、当初から多くの地方公共団体を巻き込み、地方公共団体が共同利用する前提で開発することを促すため、2019年度（令和元年度）に開催した自治体ピッチ～Pitch to Local Governments～（設計段階から、地方公共団体の職員と開発者等が利用者視点に立ったサービスデザイン思考の下、対話

を重ねながら、地方公共団体が共同利用することを前提として開発した情報システムやアプリケーション等を、開発者等が複数の地方公共団体に対して提案する場) を 2020 年度(令和 2 年度)においても開催する。

KPI：自治体ピッチにおける地方公共団体からの質問・コメント数

11.4 地方公共団体におけるオープンデータの推進（◎内閣官房、総務省、関係府省）

官民データ活用推進基本法では、地方公共団体は、国と同様に、保有するデータを国民が容易に利用できるよう必要な措置を講ずるものとされている。地方公共団体は、同法の趣旨、オープンデータ基本指針及び本計画を踏まえ、行政保有データを原則オープン化し、オープンデータを活用した地方発ベンチャーの創出の促進、地域の課題の解決を図る。その際、地方公共団体向けのガイドライン・手引書、「推奨データセット」等も参考にしながら、利用者ニーズに即したオープンデータ化を積極的に進めるとともに、オープンデータ・バイ・デザインの考え方に基づく情報システム（当該情報システムに係る行政手続を含む。）の設計や整備を含めたオープンデータ及び行政内部でのデータ活用を推進することが望ましい。また、各府省は自府省に関連する分野のオープンデータの取組について、地方公共団体に対しても必要な働きかけや支援等を行い、積極的に推進を図っていく。これにより、オープンデータを活用した地方発のベンチャー企業の創出等を促進する。

KPI：地方公共団体におけるオープンデータ取組率（2020 年度（令和 2 年度）までに 100%）

11.5 地方公共団体のガバナンス強化と人材確保・育成（◎総務省、内閣官房）

地方公共団体の中には、ガバナンスの強化のため、政府 CI0 と同様に、自治体 CI0 を設置する団体も存在し、2018 年（平成 30 年）時点で、1,505 団体が自治体 CI0 を設置している。

地方公共団体の内部のガバナンスの在り方については、各団体の組織運営に関わることであり、団体によって様々な方法が考えられる。国は、地方公共団体からの相談に応じて、政府 CI0 によるガバナンスについて情報提供するなど、必要な技術的助言を行う。

また、地方公共団体のデジタル・ガバメントを推進するためには、それを支えるセキュリティ・IT 人材の確保・育成が重要である。

総務省は、地方公共団体のデジタル技術の活用等を支援するため、「地域情報化アドバイザー」の活用促進等を図るとともに、地方公共団体の CI0 育成研修の実施、オープンデータを担当する地方公共団体職員向け研修等の全国実施の推進及び国立研究開発法人情報通信研究機構が行う実践的サイバー防御演習に協力する。

KPI: 地域情報化アドバイザーの派遣団体数

11.6 地方公共団体のデジタル・ガバメントの構築に向けた地方公共団体の官民データ活用推進計画策定の推進（◎内閣官房、総務省、関係府省）

官民データ活用推進基本法においては、都道府県には官民データ活用の推進に関する施策の基本的な計画についての策定義務が、市町村（特別区を含む。）には同計画の策定の努力義務が定められている。

これまで内閣官房は、地方公共団体の官民データ活用推進計画の策定のための手引を公表し、当該手引等を踏まえ、地方公共団体は計画策定に取組み、2019 年（平成 31 年）3 月時点で、22 都道府県、74 市町村が計画を策定している。

地方公共団体のデジタル・ガバメントの構築を計画的に進めていくため、地方公共団体の官民データ活用推進計画を地方公共団体のデジタル・ガバメント構築のための総合的な戦略と位置付けることとしている。また、地方公共団体の業務改革（BPR）を前提として、国は、デジタル化の状況の見える化を進め、官民データ活用推進計画に位置付けられた施策に対して積極的に支援する

こと等により、各地方公共団体の取組を促し、2020年度（令和2年度）末までに、全ての都道府県において計画を策定することを目指す。

内閣官房は、総務省、内閣府及び関係府省と協力して、2019年度（令和元年度）までに、市町村の官民データ活用度を把握することを促すための基礎的なデータを政府CIOポータルに公表する。

また、2020年度（令和2年度）以降、「市町村官民データ活用推進計画策定の手引」に記載された施策のうち地方公共団体のデジタル・ガバメント構築を推進するものについて国が地方公共団体に対し財政支援する場合は、地方公共団体の官民データ活用推進計画に位置付けられた施策を対象とする。

KPI：都道府県における官民データ活用推進計画の策定状況（2020年度（令和2年度）末までに全ての都道府県での計画策定を達成）

12 民間手続オンライン化の推進のフォローアップ（◎内閣官房、関係府省）

法令上、オンライン手続を認められていない民間手続について、内閣官房において、オンライン手続を認めていないその阻害要因とともに取りまとめを行い、2018年（平成30年）3月に公表した。また、デジタル技術を活用して書面・対面なしで取引を完結させている事例集を取りまとめ、2018年（平成30年）3月に公表した。

社会全体のデジタル化を実現するためには、行政手続にとどまらず、民間手続のオンライン化を進めることが重要である。そのため、デジタル手続法においては、国に対して、民間事業者による情報提供が適正になされるよう指導することや、オンライン取引における注意点の一般消費者への啓発活動の実施といった、民間手続におけるオンライン化の促進のための環境整備を義務付けるとともに、デジタル技術の安全かつ適正な利用に支障がないと認める場合には、法令に基づく民間手続をオンラインで行うことが可能となるよう法制上の措置を講ずることを義務付けている。

各府省は、デジタル手続法に基づき、法令に基づく民間手続のオンライン化に向けた検討状況を、各府省中長期計画に記載する。

内閣官房は、民間手続のオンライン化の取組が政府全体で推進されるよう に、その進捗状況を確認し、フォローアップを行う。

13 フォローアップと見直し

デジタル・ガバメントの実現に向けた取組を政府全体として着実に進めていくため、行政手続等の棚卸を継続的に実施し、本計画及び各府省中長期計画の両者を一体として取組を進める。取組に当たっては、PJ管理強化方針によるガバナンスを徹底しつつ、高速なPDCAサイクルの推進による改善を繰り返しながら、「サービス設計12箇条」や費用対効果等の観点から施策のフォローアップ及び見直しを実施し、スケジュールの詳細化やKPIの見直しを随時行っていく。なお、フォローアップの際には、当該時点における課題等についてもしっかりと把握し、進捗が芳しくない場合は、その理由についても明らかにするとともに、状況の好転を図る。

また、政府全体で進めるべき施策については、政府CIOによる進捗状況の把握を実施し、少なくとも年1回、重要な施策については更に高い頻度で取組状況の評価を行い、内容の適切な見直し、段階的な拡充及び詳細化を行う。

各府省の施策については、各府省CIO及び副CIOのリーダーシップの下、政府CIO補佐官の助言を得つつ、PMOにおいて進捗状況の把握を実施し、PJMOと密接に連携しながらプロジェクトを実施する。また、少なくとも年1回、重要な施策については更に高い頻度で、各府省において取組状況の評価を行い、内容の適切な見直し、段階的な拡充及び詳細化を行う。

内閣官房及び総務省は、毎年度、各府省中長期計画の取組状況について取りまとめ、CIO連絡会議に報告する。

こうしたフォローアップを踏まえ、必要に応じて随時、本計画の改定を行う。改定については、社会状況に合わせた実効的な計画とするために、少なくとも年1回の改定を行う。

なお、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（令和元年6月14日閣議決定）に基づく施策のうち、本計画及び各府省中長期計画に記載されているものについては、本計画に定めるところによりフォローアップ及び見直しを行う。

改定履歴

2018年（平成30年）1月16日 初版 eガバメント閣僚会議決定

2018年（平成30年）7月20日 改定 デジタル・ガバメント閣僚会議決定

2019年（令和元年）12月20日 改定 閣議決定

別紙目次

別紙1 オンライン化等を実施する行政手続等	8
I 国民等、民間事業者等と国等との間の手続	8
1. 法人設立登記関係手続（◎法務省、財務省）	8
2. 在留資格に関する手続（◎法務省）	10
3. 在外公館における査証申請・交付（◎外務省）	11
4. 旅券の発給申請等（◎外務省）	13
5. 挥発油税等の申告等（◎財務省）	15
6. 高等学校等就学支援金の受給資格認定申請等（◎文部科学省）	16
7. 医薬品等製造業等の許可申請等（◎厚生労働省）	17
8. 解体・改修工事の届出（◎厚生労働省）	21
9. ハローワークの求人・求職の申込み等（◎厚生労働省）	22
10. 保険医療機関等の指定変更申請等（◎厚生労働省）	24
11. 技能検定の受検の申請及び合格通知等（◎厚生労働省）	25
12. 賃金構造基本統計調査の調査票の提出（◎厚生労働省）	27
13. 農林漁業者等に係る農林水産省関係手続（◎農林水産省）	28
14. 肥料登録申請等（◎農林水産省）	31
15. 輸出証明書の発行申請（◎農林水産省、厚生労働省）	34
16. 産業保安・製品安全法令に基づく手続（◎経済産業省）	35
17. 中小企業等経営強化法に基づく申請（◎経済産業省）	40
18. 挥発油販売業者の登録申請等（◎経済産業省）	42
19. 汎用受付システムで実施する国土交通省関係手続（◎国土交通省）	47
20. 船舶の電子証書の交付（◎国土交通省）	53
21. 犬猫へのマイクロチップ装着義務化に係る情報登録（◎環境省）	58
22. 拉致被害者等に対する支援関係手続（◎内閣府）	60
23. 電気通信サービスを取り扱う販売代理店による報告（◎総務省）	62
24. 予防接種後副反応疑い報告（◎厚生労働省）	63
25. 確認を受けた新規化学物質に係る報告（◎経済産業省）	64
26. 地熱等に係る発電設備の定期報告（◎経済産業省）	65
27. 特定改造等の許可の申請（◎国土交通省）	66
28. 航空従事者技能証明の申請等（◎国土交通省）	67

29.	南極地域活動の制限に関する届出（◎環境省）	69
30.	防衛施設建設工事申請（◎防衛省）	70
31.	金融機関に対する預貯金等の照会・回答（◎内閣官房、内閣府、警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、関係省庁）	71
32.	独占禁止法等に基づく手続（◎公正取引委員会）	78
33.	在外公館等における証明申請（◎外務省）	79
34.	医師法等に基づく氏名等の届出（◎厚生労働省）	81
35.	薬監証明の発給申請（◎厚生労働省）	82
36.	漁獲成績報告書の提出（◎農林水産省）	83
37.	アルコール製造事業の許可申請等（◎経済産業省）	84
38.	電気・ガス事業者による申請・届出等（◎経済産業省）	88
39.	自動車保有関係手続等（◎国土交通省）	89
40.	適格消費者団体等の認定の申請に係る事項の変更の届出（◎消費者庁）	90
41.	化学兵器禁止法に基づく届出（◎経済産業省）	91
42.	住宅建設瑕疵担保保証金等の供託等の届出（◎国土交通省）	94
43.	中央調達業務の総合評価落札方式に係る手続（◎防衛省）	95
II 国民等、民間事業者等と地方公共団体等との間の手続		96
44.	食品衛生営業許可申請等（◎厚生労働省）	96
45.	指定難病等の医療費支給認定の申請（◎厚生労働省）	98
46.	建築物等の解体等工事に伴う事前調査結果の報告等（◎環境省）	99
《以下、Iに掲載されたものの再掲》		
4.	旅券の発給申請等（◎外務省）	13
6.	高等学校等就学支援金の受給資格認定申請等（◎文部科学省）	16
7.	医薬品等製造業等の許可申請等（◎厚生労働省）	17
11.	技能検定の受検の申請及び合格通知等（◎厚生労働省）	25
13.	農林漁業者等に係る農林水産省関係手続（◎農林水産省）	28
14.	肥料登録申請等（◎農林水産省）	31
15.	輸出証明書の発行申請（◎農林水産省、厚生労働省）	34
21.	犬猫へのマイクロチップ装着義務化に係る情報登録（◎環境省）	58
31.	金融機関に対する預貯金等の照会・回答（◎内閣官房、内閣府、警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、関係省庁）	71
34.	医師法等に基づく氏名等の届出（◎厚生労働省）	81

39. 自動車保有関係手続等（◎国土交通省）	89
42. 住宅建設瑕疵担保保証金等の供託等の届出（◎国土交通省）	94
III その他	100
47. 特定健康診査等に関する記録の提供等（◎厚生労働省）	100
48. 特殊車両通行許可に係る道路管理者間の協議（◎国土交通省）	101
49. 外国人雇用状況届出情報と在留管理情報の連携（◎法務省、◎厚生労働省）	102
50. 死亡等に関する事項の税務署長への通知（◎財務省、法務省）	103
51. 特別休暇・年次休暇等の請求、承認等に係る経済産業省内部手続（◎経済産業省）	104
52. 国家公務員の勤務延長の期限の延長の申請（◎人事院）	107
別紙2 添付書類の省略を実施する行政手続	108
I 登記事項証明書の添付省略	108
（1）法人及び不動産の登記情報に係る情報連携の仕組みの構築（◎法務省）	108
（2）登記事項証明書（商業法人）の添付を省略する手続	108
1. 物品・役務に係る競争入札参加資格申請（◎総務省）	108
2. 公益社団法人及び公益財団法人に係る認定手続等（◎内閣府）	108
3. 農林水産省共通申請サービスを活用する手続（◎農林水産省）	110
4. 輸出証明書の発行申請（◎農林水産省、厚生労働省）	111
5. 経営革新等支援機関等の認定等申請手続（◎経済産業省）	111
II 戸籍謄本等の添付省略	112
（1）情報連携等の仕組みの構築（◎法務省）	112
III 納税証明書の添付省略	112
6. 物品・役務に係る競争入札参加資格申請（◎総務省）	112
別紙3 更なる利便性の向上を図る行政手続等	113
I オンライン化の共通基盤	113

1. マイナポータルの機能の拡充（◎内閣府）	113
2. e-Gov を活用した行政手続オンライン化への対応（◎総務省）	113
3. 法人向けの行政手続のデジタル化（◎経済産業省）	113
II 国民等、民間事業者等と国等との間の手続	114
4. 自動車安全運転センターによる各種証明書発行サービスの利便性向上（◎警察庁）	114
5. 政府調達におけるオンラインによる競争参加資格申請等のマルチブラウザ対応等（◎総務省）	114
6. 無線局開設手続等に係る行政サービスの更なるデジタル化（◎総務省）	115
7. 家計調査のオンライン回答の入力簡易化（◎総務省）	115
8. 供託のオンライン申請等の入力簡易化（◎法務省）	115
9. 国税の電子申告におけるデータ形式の柔軟化等（◎財務省）	115
10. 労働保険関係成立届のマイナポータルによるオンライン提出（◎厚生労働省）	116
11. 公的年金関連手続のマイナポータルによるオンライン提出（◎厚生労働省）	116
12. 無人航空機の飛行許可申請の多言語化等（◎国土交通省）	116
13. 品種登録のオンライン出願の利便性向上（◎農林水産省）	116
14. 特許情報提供サービスの迅速化（◎経済産業省）	116
15. 温室効果ガス排出者の温室効果ガス排出量の一元的な管理の実現（◎環境省）	117
16. 外為法に基づく許可承認等申請のユーザビリティ向上（◎経済産業省）	117
III 国民等、民間事業者等と地方公共団体等との間の手続	117
17. 遺失物法関係サービスの利便性向上（◎警察庁）	117
18. 住民税の特別徴収税額通知の電子化等（◎総務省）	117
《以下、IIに掲載されたものの再掲》	
9. 国税の電子申告におけるデータ形式の柔軟化等（◎財務省）	115
IV その他	117
19. 国家公務員への給与支払の支出官払に係る事務処理の効率化（◎人事院）	117

20.	独自利用事務の情報連携に係る届出に関する事務処理の効率化（◎個人情報保護委員会）	118
21.	国勢調査の調査事項情報のオンラインによる審査等の事務処理の効率化（◎総務省）	118
22.	国家公務員等への旅費の支給等のユーザビリティ改善（◎経済産業省）	118

別紙4 マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等に向けた工程表・119

別紙5 地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続 ······ 120

※別紙1～3について

1 各項目の掲載順について

原則として、整備・改修するシステムごとに手続等の項目を立て、オンライン化等を実施する時期が決まっている項目とそれ以外の項目をそれぞれ手続件数が多いものから順に掲載している。

2 別紙1及び3の小分類について

以下の整理に基づき小分類を作成し、該当する項目を掲載している。

別紙1

I 国民等、民間事業者等と国等との間の手続

手続の主体又は受け手に「国」又は「独立行政法人等」が含まれる項目を掲載。

II 国民等、民間事業者等と地方公共団体等との間の手続

手続の主体又は受け手が「地方公共団体」のみである項目を掲載。その上で、Iに記載した項目のうち、手続の主体又は受け手に「地方公共団体」又は「独立行政法人等」を含む項目を目次上に斜字で再掲。

III その他

上記の他、行政機関間等において行われる手続に係る項目を掲載。

別紙3

I オンライン化の共通基盤

複数の行政機関においてオンライン化の共通基盤と位置付けられる項目を掲載。

II～IV

別紙1 I～IIIと同様。

3 別紙1及び2の各項目内の対象手続一覧について

平成29年度の行政手続等の棚卸調査結果（令和元年5月31日公表）に基づき、オンライン化等を行う法令に基づく手続の一覧を表形式で列挙している。表の各列の項目の記載については以下のとおり。なお、一部、棚卸調査結果を修正している箇所がある。

(1) 手続名

手続の名称について、手続類型ごとに法律・政令・省令に分けて、それぞれ、手続の根拠法令の法令番号順、法令の条項順に記載している。ただし、関連する法令がある場合は続けて記載しているものもある。

(2) 根拠法令

手続が規定されている法令について記載している。

(3) 手続類型

次の手続類型のうち該当するものを記載している。

(ア) 申請等

申請、届出その他の法令の規定に基づき行政機関等に対して行われる通知

(イ) 申請等に基づく処分通知等

申請等に基づき、処分の通知その他の法令の規定により行政機関等が行う通知

(ウ) 申請等に基づかない処分通知等

申請等に基づかない処分の通知その他の法令の規定により行政機関等が行う通知

(4) 手続主体、手続の受け手

手続を行う主体又は手続を受ける者を記載している。なお、独立行政法人等とは、独立行政法人、特殊法人、認可法人、指定法人等のことをいう。また、括弧で経由先を記載しているものは、法令上、当該経由先を経由して手続を行うことが規定されていることを示す。

(5) 手続 ID

行政手続等の棚卸結果等において、各手続に付している番号を記載している。なお、棚卸結果に登載されていない手続には「-」を記載している。

4 各項目の記載内容について

別紙1には、オンライン化の実施内容に加えて、対象手続等について、添付書類の省略やオンライン化済み手続に係る利便性向上を実施する場合は、これらの内容についても記載している。

オンライン化等を実施する時期が決まっている手続等に係る項目については、原則として、KPI 及びその目標値を設定している。

別紙1 オンライン化等を実施する行政手続等

I 国民等、民間事業者等と国等との間の手続

1. 法人設立登記関係手続（◎法務省、財務省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
電子証明書による証明の請求	商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項	申請等	国民等 又は民間事業者等	国	13536
印鑑の提出	同法第20条	申請等	国民等 又は民間事業者等	国	13534
法人番号指定通知	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第39条第1項	申請等に基づかない処分通知等	国	民間事業者等	54110

（2）取組内容

（1）に記載した電子証明書による証明の請求については、現状、書面のみで行われているが、登記・供託オンライン申請システム及び登記情報システムを改修し、2020年度（令和2年度）までに、オンラインによる請求を可能とするとともに、請求に係る手数料について、歳入金電子納付システム（REPS）を活用して、オンライン納付を可能とすることで、利用者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

印鑑の提出についても、現状、書面のみで行われているが、オンラインによる提出を可能とする措置を執る方向で検討を始めたところである。

また、法人番号指定通知については、現状、書面のみで行われているが、法人番号システム及びマイナポータルを改修し、2020年度（令和2年度）から、法人設立登記申請（手続ID: 13149）から登記後の年金事務所や税務署等への手続までのワンストップサービスを開始することに合わせ

て、マイナポータルへの法人番号のオンラインによる通知を可能とすることで、利用者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

さらに、登記情報システムを改修し、2020年度（令和2年度）までに、二次元バーコードの活用による受付登録の自動化、申請情報を用いた登記事項作成の自動化等を行う。

KPI：会社の設立登記手続の処理期間（2020年度（令和2年度）：3日以内）

KPI：オンラインによる設立登記手続の処理期間（2019年度（令和元年度）：24時間以内）

KPI：本人申請による法人設立登記におけるオンライン申請の割合（2021年度（令和3年度）：25%）

2. 在留資格に関する手続（◎法務省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
在留資格認定証明書の交付申請	出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 7 条の 2 第 1 項	申請等	国民等	国	12979
就労資格証明書の交付申請	同法第 19 条の 2 第 1 項	申請等	国民等	国	12981
在留資格変更許可の申請	同法第 20 条第 2 項	申請等	国民等	国	13125
在留資格取得許可の申請	同法第 22 条の 2 第 2 項	申請等	国民等	国	13128

（2）取組内容

（1）に記載した 4 手続については、現状、書面のみで行われているが、出入国管理システムを改修し、2020 年（令和 2 年）春頃から、オンラインによる申請を可能とすることで、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI：対象となる在留資格に関する申請手続のうちオンライン申請件数（目標値未設定）

3. 在外公館における査証申請・交付（◎外務省）

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
在外公館における査証の発給申請	外務省設置法（平成 11 年法律第 94 号）第 4 条第 13 項	申請等	国民等 又は民間事業者等	国	14329
IC 旅券事前登録制度による旅券登録申請	同上	申請等	国民等	国	14331
在外公館における査証の交付	同上	申請等に基づく処分通知等	国	国民等 又は民間事業者等	14330
IC 旅券事前登録制度による査証免除登録証の交付	同上	申請等に基づく処分通知等	国	国民等	14332

(2) 取組内容

(1) に記載した 4 手続のうち、中国国籍者からの短期滞在観光一次査証の申請と、インドネシア及びアラブ首長国連邦国籍者からの旅券事前登録制による査証免除の申請については、現状、書面のみで行われており、査証及び査証免除登録証の交付については、旅券面に貼付しているが、領事業務情報システムを改修（次世代査証発給・渡航認証管理システムの導入）し、2020 年（令和 2 年）4 月から、オンラインによる申請・交付を可能とすることで、申請者の利便性向上及び在外公館の査証業務の効率化を図る。

また、査証等の発行に係る手数料について、2021 年度（令和 3 年度）中に、クレジットカード決済による納付を可能とすることを検討する。

KPI：中国在住の中国国籍者のオンラインによる申請の割合（2020 年（令和 2 年）：55.5%）

KPI：インドネシア在住のインドネシア国籍者のオンラインによる申請の割合（2020 年（令和 2 年）：42.5%）

KPI：アラブ首長国連邦国籍者のオンラインによる申請の割合（2020年
(令和2年) : 98.5%）

4. 旅券の発給申請等（◎外務省）

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
一般旅券の発給申請（外務大臣又は領事官に申請する場合）	旅券法（昭和26年法律第267号）第3条第1項	申請等	国民等	国	14207
一般旅券の発給申請（都道府県知事に申請する場合）	同上	申請等	国民等	地方等	14243
公用旅券の発給請求（外務大臣又は領事官に請求する場合）	同法第4条第1項	申請等	国民等	国	14208
一般旅券の紛失又は焼失の届出（外務大臣又は領事官に届出する場合）	同法第17条第1項	申請等	国民等	国	14247
一般旅券の紛失又は焼失の届出（都道府県知事に届出する場合）	同上	申請等	国民等	地方等	14248
公用旅券の紛失又は焼失の届出（外務大臣又は領事官に届出する場合）	同法第17条第4項	申請等	国民等	国	14249

(2) 取組内容

(1) に記載した6手続については、現状、書面のみで行われているが、領事業務情報システムを改修し、2022年度（令和4年度）から、オンラインによる申請を可能とする。また、本人確認付きの郵送によって交付することで、旅券事務所等への出頭回数を削減することを検討し、申請者の利便性向上を図る。

オンラインによる申請における本人確認の方法については、マイナンバーカードの公的個人認証や顔認証技術等を活用する。

また、旅券発給に係る手数料について、クレジットカード決済等による納付を可能とする。

申請の際に添付を求めている戸籍謄抄本については、2023年度（令和5年度）以降に整備が予定されている、法務省から発行される戸籍電子証明書を参照する仕組みを利用することによって、2024年度（令和6年度）から、添

付の省略を実現することを検討する。

KPI：オンラインによる申請の割合（2023年度（令和5年度）：20%）

5. 撥発油税等の申告等（◎財務省）

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手續の 受け手	手續 ID
揮発油税及び地方揮発油税の申告	揮発油税法（昭和 32 年法律第 55 号）第 10 条 地方揮発油税法（昭和 30 年法律第 104 号）第 7 条	申請等	民間事業者等	国	58921
石油ガス税の申告	石油ガス税法（昭和 40 年法律第 156 号）第 16 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国	58922
更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知	国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 23 条第 4 項	申請等に基づく処分通知等	国	国民等又は民間事業者等	59131

(2) 取組内容

(1) に記載した 3 手続については、現状、書面のみで行われているが、国税電子申告・納税システム（e - Tax）を改修し、2020 年（令和 2 年）1 月以降順次、オンラインによる申告又は通知を可能とすることで、納税者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI：揮発油税及び地方揮発油税並びに石油ガス税の申告手続のオンライン利用率（2021 年度（令和 3 年度）：25%）

6. 高等学校等就学支援金の受給資格認定申請等（◎文部科学省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
就学支援金受給資格認定の申請	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第4条	申請等	国民等	国又は地方等	14929
保護者等収入状況の届出	同法第17条	申請等	国民等	国又は地方等	14935
授業料減免の届出	高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第6条第2項	申請等	独立行政法人等又は地方等	国又は地方等	14941

（2）取組内容

（1）に記載した3手続について、国立高等学校等に係る申請等については、2019年（平成31年）4月から、スマートフォンによるものを含めオンラインによる申請等を実施している。また、公立及び私立高等学校等に係る申請等についても、2020年（令和2年）4月から、オンラインによる申請等を開始することで、更なる申請者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

オンラインによる申請等における本人確認の方法については、ID・パスワード方式による本人確認を実施する。

KPI：オンラインによる申請の割合（2022年度（令和4年度）：90%）

7. 医薬品等製造業等の許可申請等（◎厚生労働省）

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手續の 受け手	手續 ID
製造業の許可の申請	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 13 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国（地方経由）	50769
製造業の許可の更新の申請	同法第 13 条第 3 項	申請等	民間事業者等	国（地方経由）	50773
製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請	同法第 13 条第 6 項	申請等	民間事業者等	国（地方経由）	50771
医薬品、医薬部外品又は化粧品の外国製造業者の認定の申請	同法第 13 条の 3 第 1 項	申請等	民間事業者等	国	50350
医薬品、医薬部外品又は化粧品の外国製造業者の認定の更新の申請	同法第 13 条の 3 第 3 項	申請等	民間事業者等	国	50351
医薬品、医薬部外品又は化粧品の外国製造業者認定区分の変更・追加の申請	同上	申請等	民間事業者等	国	50355
製造販売承認の申請	同法第 14 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国（独立行政法人経由）又は地方等	50797
外国製造医薬品、医薬部外品の適合性調査の申請	同法第 14 条第 6 項	申請等	民間事業者等	国	50429

外国製造医薬品（体外診断用含む）、医薬部外品、化粧品の製造販売承認事項軽微変更の届出	同法第14条第9項	申請等	民間事業者等	国又は地方等	50428
製造販売承認の一部変更承認の申請	同上	申請等	民間事業者等	国（独立行政法人経由）又は地方等	51038
軽微変更の届出	同法第14条第10項	申請等	民間事業者等	国又は地方等	50532
製造販売の届出	同法第14条の9第1項	申請等	民間事業者等	国（独立行政法人経由）又は地方等	50798
製造販売届出の変更の届出	同法第14条の9第2項	申請等	民間事業者等	国（独立行政法人経由）又は地方等	50799
医薬品、医薬部外品又は化粧品の外国製造業者の休廃止等の届出	同法第19条第2項	申請等	民間事業者等	国	50349
医薬品、医薬部外品又は化粧品の外国製造業者認定の変更の届出	同上	申請等	民間事業者等	国	50354
原薬等登録原簿登録の申請	同法第80条の6	申請等	民間事業者等	国	50551

原薬等登録原簿変更登録の申請	同法第 80 条の 8 第 1 項	申請等	民間事業者等	国	50558
原薬等登録原簿軽微変更の届出	同法第 80 条の 8 第 2 項	申請等	民間事業者等	国	50550
原薬等登録原簿軽微変更の届出	同上	申請等	民間事業者等	国	50553
外国製造医薬品等特例承認取得者に関する変更の届出	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和 36 年政令第 11 号）第 34 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国	50431
原薬等登録原簿登録証書換え交付の申請	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号）第 280 条の 5 第 1 項	申請等	民間事業者等	国	50557
原薬等登録原簿登録証再交付の申請	同規則第 280 条の 6 第 1 項	申請等	民間事業者等	国	50556
原薬等登録原簿登録承継の届出	同規則第 280 条の 14 第 1 項	申請等	民間事業者等	国	50552

（2）取組内容

（1）に記載した 23 手続については、現状、書面又は電子媒体で行われているが、医薬品等審査システム及び申請電子データシステムを改修し、

（1）に記載した届出に係る 10 手続について 2021 年度（令和 3 年度）から、申請に係る 13 手続について 2022 年度（令和 4 年度）から、それぞれオンラインによる手続を可能とすることで、申請者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

オンラインによる申請等における本人確認の方法については、商業登記電子証明書等による本人確認を実施する。

また、申請の際に手数料を求めている手続について、歳入金電子納付システム（REPS）を活用して、オンラインによる手数料納付を可能とする。

KPI：①2022年度（令和4年度）中に、23手続全てについてオンラインによる申請等が可能となる仕組みを整備する。

②オンラインによる承認申請を受け付けた場合は、その後の一部変更承認申請時に添付する承認書の写しの添付を省略する。

③オンライン利用率等のKPIについては、オンラインシステムに係る情報セキュリティの確保の方法や申請者等に求める利用条件等の設定が終わっておらず、現時点では設定することができないため、今後検討する。

8. 解体・改修工事の届出（◎厚生労働省）

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手續 主体	手續の 受け手	手續 ID
建築物等の解体工事に係る事前調査届出	石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）	申請等	民間事業者等	国	—

※令和元年度中に同規則を改正して手続を新設予定

(2) 取組内容

(1) に記載した手続については、新たに建築物石綿届出システムを整備し、2021年（令和3年）10月の省令の施行による手続の新設とともに、オンラインによる届出を可能とするとともに、環境省で検討中の大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に係る届出（後掲）も同時に行えるようことで、届出を行う民間事業者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI：2022年度（令和4年度）に設定

9. ハローワークの求人・求職の申込み等（◎厚生労働省）

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手續の 受け手	手續 ID
求人申込み時の労働条件等の明示	職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 5 条の 3 第 2 項	申請等	民間事業者等	国	52847
求人の申込み	同法第 5 条の 5	申請等	民間事業者等	国	52840
求職の申込み	同法第 5 条の 6 第 1 項	申請等	国民等	国	52830
市町村による指定地域内の求職申込みの取り次ぎ	同法第 11 条第 1 項第 1 号	申請等	地方等	国	53089
市町村による指定地域内の求人申込みの取り次ぎ	同上	申請等	地方等	国	53090
求人又は求職に関する情報の提供の希望	同法第 29 条の 5	申請等	地方等	国	52849
採否結果の通知	職業安定法施行規則（昭和 22 年労働省令第 12 号）第 4 条の 2 第 8 項	申請等	民間事業者等	国	53071
求人申込みの受理	職業安定法第 5 条の 5	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	52845
求職申込みの受理	同法第 5 条の 6 第 1 項	申請等に基づく処分通知等	国	国民等	52838

(2) 取組内容

(1) に記載した9手続については、原則、書面で行われているが、ハローワークシステムを改修し、2020年（令和2年）1月から、オンラインによる求人申込み等を可能とすることで、求人申込み等を行う民間事業者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。また、2021年度（令和3年度）以降に、オンラインによる求職申込みを登録完了まで可能とすることで、求職申込みを行う国民等の利便性の向上及び行政事務の効率化を図ることを検討している。このほか、雇用関係助成金についてもオンラインによる申請を可能とすることを検討している。

KPI：オンラインによる求人申込み等の割合（2020年度（令和2年度）：10%）

10. 保険医療機関等の指定変更申請等（◎厚生労働省）

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手續 ID
保険医療機関又は保険薬局の指定の変更の申請	健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 66 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国	48687
保険医療機関又は保険薬局の指定の辞退の申出	同法第 79 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国	48686
保険医療機関等の指定内容の変更の届出	保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令（昭和 32 年厚生省令第 13 号）第 8 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国	48684
保険医療機関等の開設者の異動の届出	同省令第 8 条第 2 項	申請等	民間事業者等	国	48680
療養の給付の担当に関する事項の報告	保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 15 号）第 11 条の 3 第 1 項	申請等	民間事業者等	国	48709

(2) 取組内容

(1) に記載した 5 手続については、現状、書面のみで行われているが、保険医療機関等管理システムを改修し、2022 年（令和 4 年）1 月から、オンラインによる申請等を可能とすることで、申請等を行う保険医療機関等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

オンラインによる申請等における本人確認の方法については、オンライン請求ネットワークの認証基盤を活用して、ID・パスワード方式による本人確認を実施する。

KPI：オンラインによる申請等の割合（2025 年度：30%）

11. 技能検定の受検の申請及び合格通知等（◎厚生労働省）

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
技能検定の受検の申請	職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第1項	申請等	国民等	地方等	45540
指定試験機関が行う技能検定の受検の申請	同上	申請等	国民等	独立行政法人等	45548
技能検定の合格証書の再交付の申請	同規則第69条第2項	申請等	国民等	地方等	45539
技能検定の合格証書の交付	職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第49条	申請等に基づかない处分通知等	地方等又は独立行政法人等	国民等	—
技能検定の試験の合格通知	職業能力開発促進法施行規則第70条	申請等に基づかない处分通知等	地方等	国民等	45606

(2) 取組内容

(1) に記載した5手続については、現状、一部を除いて、書面のみで行われているが、新たに技能士台帳データベースシステムを整備し、2021年（令和3年）10月から、オンラインによる技能検定の受検申請並びに合格証書及び通知書の交付を可能とすることで、受検者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。また、同システムを改修し、2022年度（令和4年度）から、マイナポータルにおいて保有する資格を閲覧できるようにすることで、有資格者の利便性向上を図ることを検討する。

オンラインによる申請等における本人確認の方法については、2022年度（令和4年度）中に、マイナポータルとの連携による本人確認を実施し、本人確認書類（住民票の写し等）の添付を省略することを検討する。

また、受検申請に係る手数料について、オンライン納付を可能とすること

やオンラインによる場合の手数料の減額を検討する。

KPI：オンラインによる受検申請の割合（2021年度（令和3年度）：
10%）

12. 賃金構造基本統計調査の調査票の提出（◎厚生労働省）

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手續ID
賃金構造基本統計調査の調査票の提出	賃金構造基本統計調査規則（昭和39年労働省令第8号）第8条第2項及び第3項	申請等	民間事業者等	国	45522

(2) 取組内容

(1) に記載した手続については、現状、書面又は電子媒体で行われているが、総務省が運用する政府統計共同利用システムを利用し、2020年（令和2年）の調査から、オンラインによる提出を可能とすることで、対象事業所等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI：オンラインによる提出の割合（2020年（令和2年）：10%）

13. 農林漁業者等に係る農林水産省関係手続（◎農林水産省）

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手續 ID
収入保険の加入申込み	農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）第 177 条第 1 項	申請等	国民等	独立行政法人等	20229
収入保険の保険関係に係る事故発生通知	同法第 187 条	申請等	国民等	独立行政法人等	20241
収入保険の保険金等請求	同上	申請等	国民等	独立行政法人等	20247
農業経営改善計画の認定の申請	農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 12 条第 1 項	申請等	国民等 又は民間事業者等	地方等	16160
農業経営改善計画の変更の認定の申請	同法第 13 条第 1 項	申請等	国民等 又は民間事業者等	地方等	16166
ナラシ対策交付金の交付申請	農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成 18 年法律第 88 号）第 5 条第 1 項	申請等	国民等	国	19375
ゲタ対策(面積払)交付金の交付申請	同上	申請等	国民等	国	20400
ゲタ対策(数量払)交付金の交付申請	同上	申請等	国民等	国	20402
ナラシ対策積立金の申出	農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成 18 年農林水産省令第 59 号）第 11 条第 1 項第 1 号	申請等	国民等	国	19370

ナラシ対策積立金の返納の申出	同規則第11条第2項第2号	申請等	国民等	国	19373
ナラシ対策積立金管理者の申請	同規則第11条第3項	申請等	民間事業者等	国	19374
収入保険の加入申込みの承諾・不承諾	農業保険法第177条第2項	申請等に基づく処分通知等	独立行政法人等	国民等	20230
収入保険の保険料の払込通知	同法第178条	申請等に基づく処分通知等	独立行政法人等	国民等	20334
ナラシ対策積立金の通知	農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第11条第1項第2号	申請等に基づく処分通知等	国	国民等	19371
ナラシ対策積立金管理者の指定	同規則第11条第1項第4号	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	19372
ナラシ対策交付金の交付決定通知	同規則第13条	申請等に基づく処分通知等	国	国民等	19376
ゲタ対策(面積払)交付金の交付決定通知	同上	申請等に基づく処分通知等	国	国民等	20401
ゲタ対策(数量払)交付金の交付決定通知	同上	申請等に基づく処分通知等	国	国民等	20403

農業経営改善計画の認定の取消し	農業経営基盤強化促進法 第13条第2項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等又は民間事業者等	16662
-----------------	---------------------	----------------	-----	-------------	-------

(2) 取組内容

農林漁業者等に係る手続（補助金等の申請を含む。）について、2019年度（令和元年度）から2年間で、農林漁業者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図るために、オンラインによる申請等を受け付ける「農林水産省共通申請サービス」を整備する。

法令に基づく手続については、(1)に記載した19手続について、2019年度（令和元年度）から共通申請サービスによるオンライン申請等の試行・実証を行う。

2021年度（令和3年度）からは、(1)に記載した19手続以外の農林水産省関係の手続についても、業務改革（BPR）を推進しながら対象手続を選定し、共通申請サービスによるオンラインによる申請等を開始する。

既にオンライン化されている手続についても、共通申請サービスに移行することで、情報システムの共用を推進する。

オンラインによる申請等における本人確認の方法については、GビズID（法人共通認証基盤）を活用して、ID・パスワード方式による本人確認を実施する。

申請等の際に手数料を求めている手続について、オンラインによる納付を可能とするとともに、オンラインで申請等する場合の手数料の減額を検討する。

申請等の際に添付を求めている登記事項証明書（商業法人）については、2020年（令和2年）10月以降に整備が予定されている、法務省から登記情報を連携する仕組みを利用することによって、添付の省略を実現することを検討する。

KPI：オンライン利用率（2025年度（令和7年度）：60%）

14. 肥料登録申請等（◎農林水産省）

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手續 ID
肥料登録申請	肥料取締法（昭和 25 年法 律第 127 号）第 4 条	申請等	民間事 業者等	国又は 地方等	18680
肥料仮登録申請	同法第 5 条	申請等	民間事 業者等	国	18681
公定規格が定められてい る普通肥料の登録期間の 更新の申請	同法第 12 条第 4 項	申請等	民間事 業者等	国又は 地方等	15700
肥料仮登録有効期間更新 申請	同上	申請等	民間事 業者等	国又は 地方等	18684
普通肥料の登録事項変更 の届出	同法第 13 条第 1 項	申請等	民間事 業者等	国又は 地方等	17385
普通肥料の登録又は仮登 録を受けた者の地位を相 続、合併又は分割により 承継した場合の届出	同法第 13 条第 2 項	申請等	民間事 業者等	国又は 地方等	17386
普通肥料の登録証の再交 付の申請	同法第 13 条第 3 項	申請等	民間事 業者等	国又は 地方等	17387
普通肥料の名称変更の届 出	同法第 13 条第 4 項	申請等	民間事 業者等	国又は 地方等	17388
普通肥料の登録又は仮登 録の失効の届出	同法第 15 条第 1 項	申請等	民間事 業者等	国又は 地方等	17389
登録証又は仮登録証の返 納	同法第 15 条第 2 項	申請等	民間事 業者等	国又は 地方等	19954
指定配合肥料の生産業者 の届出	同法第 16 条の 2 第 1 項	申請等	民間事 業者等	国又は 地方等	17390
農業協同組合等が行う指 定配合肥料の生産業者 の届出	同法第 16 条の 2 第 2 項	申請等	民間事 業者等	地方等	19956
指定配合肥料の生産業者 の届出事項変更の届出	同法第 16 条の 2 第 3 項	申請等	民間事 業者等	国又は 地方等	17391

指定配合肥料の生産事業の廃止の届出	同上	申請等	民間事業者等	国又は地方等	17392
やむを得ない事由が発生した場合の普通肥料譲渡の許可	同法第19条第2項	申請等	民間事業者等	国	16107
特殊肥料の生産業者又は輸入業者の届出	同法第22条第1項	申請等	民間事業者等	地方等	17393
特殊肥料の生産業者又は輸入業者の届出事項変更の届出	同法第22条第2項	申請等	民間事業者等	地方等	17394
特殊肥料の生産事業又は輸入事業の廃止の届出	同上	申請等	民間事業者等	地方等	17395
特殊肥料の表示の基準となるべき事項の申出	同法第22条の2第2項	申請等	地方等	国	15698
肥料販売業務の届出	同法第23条第1項	申請等	民間事業者等	地方等	16108
肥料販売業務の届出事項変更の届出	同法第23条第2項	申請等	民間事業者等	地方等	16109
肥料販売業務廃止の届出	同上	申請等	民間事業者等	地方等	16110
外国生産肥料の登録（仮登録）申請	同法第33条の2第1項	申請等	民間事業者等	国	18692
国内管理人の変更等の届出	同法第33条の2第3項	申請等	民間事業者等	国	18693
外国生産肥料の登録又は仮登録の失効の届出	同法第33条の2第6項	申請等	民間事業者等	国	18694
外国生産肥料登録有効期間更新申請	同上	申請等	民間事業者等	国	18695
外国生産肥料仮登録有効期間更新申請	同上	申請等	民間事業者等	国	18696
外国生産肥料登録（仮登録）事項変更届	同上	申請等	民間事業者等	国	18697
外国生産相続（合併、分割）に基づく肥料登録証（仮登録証）の書替交付申請	同上	申請等	民間事業者等	国	18698

外国生産肥料登録証（仮登録証）再交付申請	同上	申請等	民間事業者等	国	18699
外国生産肥料名称変更に基づく登録証（仮登録証）書替交付申請	同上	申請等	民間事業者等	国	18700
外国生産肥料の輸入業者の届出	同法第33条の4第1項	申請等	民間事業者等	国	18706
外国生産肥料の輸入業者届出事項変更の届出	同法第33条の4第2項	申請等	民間事業者等	国	18707
外国生産肥料の輸入事業の廃止の届出	同上	申請等	民間事業者等	国	18708
肥料生産事業場に係る略称の届出	肥料取締法施行規則（昭和25年農林省令第64号）第11条第2項	申請等	民間事業者等	国	18676

（2）取組内容

（1）に記載した35手続については、現状、書面のみで行われているが、肥料登録システムを改修し、2020年度（令和2年度）中に、オンラインによる申請・届出を可能とすることで、申請者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

オンラインによる申請・届出における本人確認の方法については、ID・パスワード方式による本人確認を実施する。

KPI：オンラインによる申請等の割合（2025年度（令和7年度）：50%）

15. 輸出証明書の発行申請（◎農林水産省、厚生労働省）

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手續 主体	手續の 受け手	手續 ID
輸出証明書の発行申請	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律 (令和元年法律第 57 号) 第 15 条第 1 項及び第 2 項	申請等	民間事業者等	国又は地方等	—

※2020 年（令和 2 年）4 月 1 日施行

(2) 取組内容

(1) に記載した手続については、現状、農林水産省が発行する原発事故に伴う輸出証明書を除いて主として書面で行われているが、現行の輸出証明書発給システムを基に一元的な輸出証明書発給システムを整備し、クラウド環境を利用して、2020 年度（令和 2 年度）中に、農林水産省、厚生労働省及び地方公共団体が発行する輸出証明書のオンラインによる発行申請を可能とすることを目指すことで、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

オンラインによる申請における本人確認の方法については、ID・パスワード方式による本人確認を実施することとするが、G ビズ ID（法人共通認証基盤）を活用することを検討する。

申請者（事業者）登録の際に添付を求めている登記事項証明書（商業法人）については、2020 年（令和 2 年）10 月以降に整備が予定されている、法務省から登記情報を連携する仕組みを利用することによって、添付の省略を実現することを検討する。

KPI：オンラインによる申請の割合（2021 年度（令和 3 年度）：80%）

16. 産業保安・製品安全法令に基づく手続（◎経済産業省）

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
災害月報の提出	鉱山保安法（昭和 24 年法律第 70 号）第 41 条第 2 項	申請等	民間事業者等	国	24367
保安責任者等の選任の届出	火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）第 30 条第 3 項	申請等	民間事業者等	国	24497
保安責任者等の解任の届出	同上	申請等	民間事業者等	国	24498
保安責任者の代理者の選任の届出	同法第 33 条第 3 項	申請等	民間事業者等	国	24499
保安責任者の代理者の解任の届出	同上	申請等	民間事業者等	国	24500
ガス用品の製造又は輸入事業に係る届出	ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 140 条	申請等	民間事業者等	国	25366
地位の承継の届出	同法第 141 条第 2 項	申請等	民間事業者等	国	25367
事業届出事項変更の届出	同法第 142 条	申請等	民間事業者等	国	25368
ガス用品の製造又は輸入事業の廃止の届出	同法第 143 条	申請等	民間事業者等	国	25369
電気用品の製造又は輸入事業の届出	電気用品安全法（昭和 36 年法律第 234 号）第 3 条	申請等	民間事業者等	国	25403

地位の承継の届出	同法第4条	申請等	民間事業者等	国	25404
事業届出事項変更の届出	同法第5条	申請等	民間事業者等	国	25405
事業廃止の届出	同法第6条	申請等	民間事業者等	国	25406
事業用電気工作物の保安規程の届出	電気事業法（昭和39年法律第170号）第42条第1項	申請等	民間事業者等	国	25562
事業用電気工作物の保安規程の変更の届出	同法第42条第2項	申請等	民間事業者等	国	25563
主任技術者免状の交付を受けていない者を主任技術者とする許可の申請	同法第43条第2項	申請等	民間事業者等	国	25564
業務主任者の選任の届出	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第19条第2項	申請等	民間事業者等	国	24347
業務主任者の解任の届出	同上	申請等	民間事業者等	国	24348
業務主任者の代理者選任届出	同法第21条第2項	申請等	民間事業者等	国	24248
業務主任者の代理者解任届出	同上	申請等	民間事業者等	国	24249
液化石油ガス器具等の製造又は輸入事業に係る届出	同法第41条	申請等	民間事業者等	国	25385

地位の承継の届出	同法第42条第2項	申請等	民間事業者等	国	25386
事業届出事項変更の届出	同法第43条	申請等	民間事業者等	国	25387
液化石油ガス器具等の製造又は輸入事業の廃止の届出	同法第44条	申請等	民間事業者等	国	25388
事業の開始届出	消費生活用製品安全法 (昭和48年法律第31号) 第6条	申請等	民間事業者等	国	25479
事業の承継届出	同法第7条第2項	申請等	民間事業者等	国	25480
事業の変更届出	同法第8条	申請等	民間事業者等	国	25481
事業の廃止届出	同法第9条	申請等	民間事業者等	国	25482
事業用電気工作物を設置する者の主任技術者選任又は解任の届出	同法第43条第3項	申請等	民間事業者等	国	25516
登録商標表示届出書の提出	電気用品安全法施行規則 (昭和37年通商産業省令第84号)第17条第3項	申請等	民間事業者等	国	25418
自家用電気工作物設置者の発電所の出力の変更等の報告	電気関係報告規則(昭和40年通商産業省令第54号)第4条	申請等	民間事業者等	国	25612
公害防止等に関する届出	同規則第5条	申請等	民間事業者等	国	25611

登録商標表示の届出	液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令（昭和 43 年通商産業省令第 23 号）別表第 3	申請等	民間事業者等	国	25401
登録商標表示の届出	ガス用品の技術上の基準等に関する省令（昭和 46 年通商産業省令第 27 号）別表第 3	申請等	民間事業者等	国	25381
略称又は記号の承認申請	経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令（昭和 49 年通商産業省令第 18 号）別表第 1	申請等	民間事業者等	国	25429
登録商標表示の届出	同上	申請等	民間事業者等	国	25430
保安管理業務外部委託承認の申請	電気事業法施行規則（平成 7 年通商産業省令第 77 号）第 52 条第 2 項	申請等	民間事業者等	国	25588
事業用電気工作物の主任技術者の兼任承認の申請	同規則第 52 条第 3 項	申請等	民間事業者等	国	25589
ガス小売事業者の毎年のガス事故の年報	ガス関係報告規則（平成 29 年経済産業省令第 16 号）第 3 条第 1 項第 1 号	申請等	民間事業者等	国	27437
一般ガス導管事業者の毎年のガス事故の年報	同規則第 3 条第 1 項第 2 号	申請等	民間事業者等	国	27438
特定ガス導管事業者の毎年のガス事故の年報	同規則第 3 条第 1 項第 3 号	申請等	民間事業者等	国	27439
ガス製造事業者の毎年のガス事故の年報	同規則第 3 条第 1 項第 4 号	申請等	民間事業者等	国	24155

ガス事業者（旧簡易ガス事業者を除く）の毎年度末における導管改修実施状況の報告	同規則第3条第1項第5号	申請等	民間事業者等	国	24156
旧簡易ガス事業者の毎年度末における導管改修実施状況の報告	同規則第3条第1項第6号	申請等	民間事業者等	国	24157
毎年の消費機器の調査結果の報告	同規則第3条第1項第7号	申請等	民間事業者等	国	24110

（2）取組内容

（1）に記載した45手続については、現状、書面のみで行われているが、新たに産業保安システムを整備し、2019年度（令和元年度）から順次、オンラインによる届出等を可能とすることで、民間事業者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

オンラインによる届出等における本人確認の方法については、GビズID（法人共通認証基盤）を活用して、ID・パスワード方式による本人確認を実施する。

KPI：オンライン化した手続のうち、オンラインによる届出等の割合
(2019年度（令和元年度）末まで：40%)

17. 中小企業等経営強化法に基づく申請（◎経済産業省）

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手續 ID
経営力向上計画の申請	中小企業等経営強化法 (平成11年法律第18号) 第19条第1項	申請等	民間事業者等	国	26497
経営力向上計画の変更申請	同法第20条第1項	申請等	民間事業者等	国	26735
経営革新等支援機関の認定申請	同法第32条第1項	申請等	民間事業者等	国	26557
経営革新等支援機関の変更届出申請	同法第32条第4項	申請等	民間事業者等	国	26558
経営革新等支援機関の更新申請	同法第34条第1項	申請等	民間事業者等	国	26860
経営革新等支援機関の廃止申請	同法第35条	申請等	民間事業者等	国	26861

(2) 取組内容

(1) に記載した6手続について、オンライン申請受付機能を有する中小企業支援プラットフォームを整備し、2020年度（令和2年度）から、オンラインによる申請を可能とすることで、申請する中小企業の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。また、今後、経済産業省所管の中小企業向けの手続（補助金等の申請を含む）に対象を拡大するとともに、他府省との共管の手続についても、同プラットフォームの活用を促すことで、システムの共用を推進する。

オンラインによる申請における本人確認の方法については、既にオンライン化されている情報処理支援機関の認定申請等の手続を含め、GビズID（法人共通認証基盤）を活用して、ID・パスワード方式による本人確認を実施する。

KPI：オンラインによる申請の割合（2022年度（令和4年度）：100%）

ただし、経済産業大臣のみに提出する申請に限る。

18. 挿発油販売業者の登録申請等（◎経済産業省）

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手續 ID
揮発油販売業者の地位の承継の届出	揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和 51 年法律第 88 号）第 7 条第 2 項	申請等	民間事業者等	国	25842
揮発油販売業者の変更登録	同法第 8 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国	25843
揮発油販売業者の登録事項の変更の届出	同法第 8 条第 3 項	申請等	民間事業者等	国	25844
揮発油販売業者の廃止の届出	同法第 9 条	申請等	民間事業者等	国	25845
揮発油特定加工業者の登録	同法第 12 条の 2	申請等	民間事業者等	国	25846
揮発油特定加工業者の変更登録	同法第 12 条の 6 第 1 項	申請等	民間事業者等	国	25847
揮発油特定加工業者の登録事項の変更の届出	同法第 12 条の 6 第 3 項	申請等	民間事業者等	国	25848
揮発油特定加工業者の地位の承継の届出	同法第 12 条の 8	申請等	民間事業者等	国	25849
揮発油特定加工業者の廃止の届出	同上	申請等	民間事業者等	国	25850
軽油特定加工業者の登録	同法第 12 条の 9	申請等	民間事業者等	国	25851

軽油特定加工業者の変更登録	同法第12条の13第1項	申請等	民間事業者等	国	25852
軽油特定加工業者の登録事項の変更の届出	同第12条の13第3項	申請等	民間事業者等	国	25853
軽油特定加工業者の地位の承継の届出	同法第12条の15	申請等	民間事業者等	国	25854
軽油特定加工業者の廃止の届出	同上	申請等	民間事業者等	国	25855
品質管理者の選任の届出	同法第14条第2項	申請等	民間事業者等	国	25856
品質管理者の解任の届出	同上	申請等	民間事業者等	国	25857
登録分析機関に揮発油の分析を委託した旨の届出	同法第16条の2第2項	申請等	民間事業者等	国	25858
登録分析機関の登録	同法第17条の13第1項	申請等	民間事業者等	国	25827
業務規程の変更の届出	同法第17条の18第1項	申請等	民間事業者等	国	25828
分析業務廃止（全部休止・一部休止）の届出	同法第17条の21	申請等	民間事業者等	国	25829
揮発油試験研究計画の認定の申請	揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和52年通商産業省令第24号）第10条の3第1項	申請等	民間事業者等	国	25859

揮発油試験研究計画から予見されない事態が生じた際の報告	同規則第10条の6第2項	申請等	民間事業者等	国	25861
揮発油試験研究計画中間報告書の提出	同規則第10条の6第3項	申請等	民間事業者等	国	25862
揮発油試験研究計画最終報告書の提出	同規則第10条の6第4項	申請等	民間事業者等	国	25863
生産(確認)揮発油品質維持計画の変更の届出	同規則第14条	申請等	民間事業者等	国	25836
生産(確認)揮発油品質維持計画の認定の申請	同規則第14条の2第1項	申請等	民間事業者等	国	25864
生産(確認)揮発油品質維持計画の変更の届出	同規則第14条の6第1項	申請等	民間事業者等	国	25865
生産(確認)発揮油品質維持計画終了日の変更の認定の申請	同規則第14条の7第1項	申請等	民間事業者等	国	25866
揮発油特定加工品質確認計画の認定の申請	同規則第17条の2第1項	申請等	民間事業者等	国	25867
揮発油規格適合確認の届出	同規則第17条の3第2項	申請等	民間事業者等	国	25868
揮発油特定加工品質確認計画の変更の認定の申請	同規則第17条の5第1項	申請等	民間事業者等	国	25869
揮発油特定加工品質確認計画の変更の届出	同規則第17条の6第1項	申請等	民間事業者等	国	25870
揮発油特定加工品質確認計画終了日の変更の認定の申請	同規則第17条の7第1項	申請等	民間事業者等	国	25871

軽油試験研究計画の認定の申請	同規則第22条の3第1項	申請等	民間事業者等	国	25872
軽油試験研究計画の変更の認定の申請	同規則第22条の5第1項	申請等	民間事業者等	国	25873
軽油試験研究計画から予見されない事態が生じた際の報告	同規則第22条の6第2項	申請等	民間事業者等	国	25874
軽油試験研究計画中間報告書の提出	同規則第22条の6第3項	申請等	民間事業者等	国	25875
軽油試験研究計画最終報告書の提出	同規則第22条の6第4項	申請等	民間事業者等	国	25876
軽油特定加工品質確認計画の認定の申請	同規則第25条の2第1項	申請等	民間事業者等	国	25877
軽油規格適合確認の届出	同規則第25条の3第2項	申請等	民間事業者等	国	25878
軽油特定加工品質確認計画の変更の認定の申請	同規則第25条の5第1項	申請等	民間事業者等	国	25879
軽油特定加工品質確認計画の変更の届出	同規則第25条の6第1項	申請等	民間事業者等	国	25880
軽油特定加工品質確認計画終了日の変更の認定の申請	同規則第25条の7第1項	申請等	民間事業者等	国	25881

(2) 取組内容

(1) に記載した43手続については、現状、書面のみで行われているが、新たに石油流通システムを整備し、2021年（令和3年）4月から、オンラインによる申請等を可能とすることで、揮発油販売業者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

オンラインによる申請等における本人確認の方法については、G ビズ ID（法人共通認証基盤）を活用して、ID・パスワード方式による本人確認を実施する。

申請等の際に添付を求めている登記事項証明書（商業法人）については、2020 年（令和 2 年）10 月以降に整備が予定されている、法務省から登記情報を連携する仕組みを利用することによって、添付の省略を実現することを検討する。

KPI：オンラインによる申請等の割合（2026 年度（令和 8 年度）：
20%）

19. 汎用受付システムで実施する国土交通省関係手続（◎国土交通省）

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手續 ID
工事・作業許可申請	港則法（昭和 23 年法律第 174 号）第 31 条第 1 項	申請等	国民等 又は民 間事業 者等	国	33520
測量士又は測量士補の登録申請	測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 49 条第 1 項	申請等	国民等	国	33588
一般旅客自動車運送事業の事業計画の変更の届出	道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 15 条	申請等	民間事 業者等	国	35941
耐空証明申請	航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 10 条第 1 項	申請等	国民等 又は民 間事業 者等	国	32927
航空機の型式設計変更を確認したことの届出	同法第 13 条第 5 項	申請等	民間事 業者等	国	32928
航空機の追加型式設計変更を確認したことの届出	同法第 13 条の 2 第 5 項	申請等	民間事 業者等	国	32929
事業場の認定申請 ((1) 航空機の設計・検査(2) 航空機の製造・検査(3) 航空機の整備・検査(4) 航空機の整備・改造(5) 装備品の設計・検査(6) 装備品の整備・検査(7) 装備品の修理・改造)	同法第 20 条第 1 項	申請等	民間事 業者等	国	32930
事業場の業務規程の認可の申請	同法第 20 条第 2 項	申請等	民間事 業者等	国	32931
事業場の業務規程の変更の認可の申請	同上	申請等	民間事 業者等	国	32932
安全管理規程の届出又は変更の届出	同法第 103 条の 2 第 1 項	申請等	民間事 業者等	国	33073

安全統括管理者の選任又は解任の届出	同法第103条の2第5項	申請等	民間事業者等	国	33074
土砂等運搬大型自動車の表示番号の指定の申請	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和42年法律第131号)第3条第1項	申請等	民間事業者等	国	33825
土砂等運搬大型自動車の表示番号の指定の申請	同法第3条第2項	申請等	民間事業者等	国	33826
届出事項の変更届出に伴う表示番号の指定の申請	同法第3条第3項	申請等	民間事業者等	国	33827
使用廃止の届出	同法第5条	申請等	民間事業者等	国	33828
一般貨物自動車運送事業の許可の申請	貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第3条	申請等	民間事業者等	国	33802
一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の認可の申請	同法第9条第1項	申請等	民間事業者等	国	33803
一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の届出	同法第9条第3項	申請等	民間事業者等	国	33804
一般貨物自動車運送事業の運行管理者の選任又は解任の届出	同法第18条第3項	申請等	民間事業者等	国	33749
運行管理者資格者証の交付の申請	同法第19条第1項	申請等	国民等	国	33750
一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けの認可の申請	同法第30条第1項	申請等	民間事業者等	国	33807
一般貨物自動車運送事業の休止及び廃止の届出	同法第32条	申請等	民間事業者等	国	33810
貨物軽自動車運送事業の経営の届出	同法第36条第1項	申請等	民間事業者等	国	33815
貨物軽自動車運送事業の届出事項の変更の届出	同上	申請等	民間事業者等	国	33816

貨物軽自動車運送事業の廃止、譲渡及び承継の届出	同法第36条第3項	申請等	民間事業者等	国	33817
特定事業者の国土交通大臣に対する自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制に関する計画の提出	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）第33条	申請等	民間事業者等	国	33770
特定事業者の国土交通大臣に対する自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制に関する定期の報告	同法第34条	申請等	民間事業者等	国	33771
周辺地域内自動車を使用する事業者の国土交通大臣に対する自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制に関する計画の提出	同法第36条第1項	申請等	民間事業者等	国	36437
周辺地域内事業者の国土交通大臣に対する自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制に関する定期の報告	同法第37条	申請等	民間事業者等	国	36438
測量士・測量士補名簿の記載事項の変更の届出	測量法施行令（昭和24年政令第322号）第13条	申請等	国民等	国	33592
測量士・測量士補の死亡等の届出	同令第16条	申請等	国民等	国	33593
測量士試験の受験願書の提出	同令第22条	申請等	国民等	国	33590
測量士補試験の受験願書の提出	同上	申請等	国民等	国	33591
装備品等の型式等の変更承認の申請	航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第14条の2第4項	申請等	民間事業者等	国	32933

承認を受けた型式又は仕様に係る設計変更を確認したことの届出	同規則第14条の2第7項	申請等	民間事業者等	国	32934
航空身体検査証明申請書の提出	同規則第61条の4第2項	申請等	民間事業者等	国	33016
一般貸切旅客自動車運送事業者の補助者の選任又は解任の届出	旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第68条第1項第5号	申請等	民間事業者等	国	36414
特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定の申請	自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令(昭和54年通商産業省・運輸省令第3号)附則第2項	申請等	民間事業者等	国	36445
一般貨物自動車運送事業者等による届出	貨物自動車運送事業法施行規則(平成2年運輸省令第21号)第44条第1項	申請等	民間事業者等	国	33823
事業報告書及び事業実績報告書の提出	貨物自動車運送事業報告規則(平成2年運輸省令第33号)第2条第1項	申請等	民間事業者等	国	33845
一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業の運賃及び料金の届出	同規則第2条の2	申請等	民間事業者等	国	33824
航空機の航行の安全を確保するための装置の不装備の許可	航空法第60条	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	36221
航空機の運航の状況を記録するための措置の不装備の許可	同法第61条第1項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	36222

特別な方式による航行の許可	同法第 83 条の 2	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	36223
運航管理施設等の検査	同法第 102 条第 1 項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	33072
運航規程及び整備規程の認可及び変更認可	同法第 104 条第 1 項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	33075
航空機の運航又は整備に関する業務の管理の受委託の許可	同法第 113 条の 2 第 1 項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	33087
測量士・測量士補の登録通知	測量法施行令第 12 条第 2 項	申請等に基づく処分通知等	国	国民等	33594
測量士試験・測量士補試験の合格証書の交付	同令第 24 条	申請等に基づく処分通知等	国	国民等	36219

(2) 取組内容

(1) に記載した 49 手続については、現状、書面のみで行われているが、国土交通省オンライン申請システムを改修し、2021 年度（令和 3 年度）以降順次、オンラインによる申請等を可能とする。その際、申請者等が前回申請時等に入力した情報と同じ情報を入力不要とするプレプリント機能や、電子署名の付与機能の追加等を行うことで、申請者等の利便性を向上させるとともに行政事務の効率化を図る。2021 年度（令和 3 年度）から、クラウド上にシステムを整備すること等によりコストの削減を図り、また、追加手続のオンライン化を低コストで実現する。

申請等の際に手数料を求めている手続について、オンラインによる納付を可能とするとともに、耐空証明申請（手続 ID: 32927）及び事業場の認定

申請（手続 ID: 32930）について、オンラインで申請する場合の手数料の減額を行う。

申請等の際に添付を求めている登記事項証明書（商業法人）について、2020 年（令和 2 年）10 月以降に整備が予定されている、登記情報を連携する仕組みを利用することによって、2021 年度（令和 3 年度）から順次、添付の省略を実現することを検討する。

その他の添付書類の省略等、業務改善（BPR）等を行ながら、より一層の申請者の利便性の向上や行政事務の効率化を検討する。

KPI：（1）に記載した手続のうち 12 手続について、2021 年度（令和 3 年度）から順次、添付書類（住民票、戸籍、登記事項証明書及び印鑑証明書）の撤廃又は省略を実現する。

20. 船舶の電子証書の交付（◎国土交通省）

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手續 ID
船舶国籍証書の交付	船舶法（明治 32 年法律第 46 号）第 5 条第 2 項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	38583
海上労働証書の交付	船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 100 条の 3	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	38155
臨時海上労働証書の交付	同法第 100 条の 6 第 3 項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	38156
国際大気汚染防止原動機証書の交付	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 19 条の 6	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	37736
国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の交付	同法第 19 条の 27 第 1 項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	37756
海洋汚染等防止証書の交付	同法第 19 条の 37 第 1 項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	37771
臨時海洋汚染等防止証書の交付	同法第 19 条の 41 第 2 項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	37780
国際海洋汚染等防止証書交付	同法第 19 条の 43 第 4 項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	37783

保障契約証明書の交付 (タンカー)	船舶油濁損害賠償保障法 (昭和 50 年法律第 95 号) 第 17 条第 1 項	申請等 に基づ く処分 通知等	国	民間事 業者等	38002
保障契約証明書の交付 (一般船舶)	同上	申請等 に基づ く処分 通知等	国	民間事 業者等	38003
保障契約証明書の再交付 (タンカー)	同法第 17 条第 4 項	申請等 に基づ く処分 通知等	国	民間事 業者等	38006
保障契約証明書の再交付 (一般船舶)	同上	申請等 に基づ く処分 通知等	国	民間事 業者等	38007
新たな保証事項契約証明 書の交付 (タンカー)	同法第 18 条第 2 項	申請等 に基づ く処分 通知等	国	民間事 業者等	38012
新たな保証事項契約証明 書の交付 (一般船舶)	同上	申請等 に基づ く処分 通知等	国	民間事 業者等	38013
国際トン数証書の交付	船舶のトン数の測度に關 する法律 (昭和 55 年法 律第 40 号) 第 8 条第 2 項	申請等 に基づ く処分 通知等	国	民間事 業者等	38564
国際トン数証書の記載事 項の変更に係る書換え	同法第 8 条第 3 項	申請等 に基づ く処分 通知等	国	民間事 業者等	38566
国際トン数証書の再交付	同法第 8 条第 5 項	申請等 に基づ く処分 通知等	国	民間事 業者等	38570

船舶検査証書の交付	船舶安全法施行規則（昭和 38 年運輸省令第 41 号）第 34 条第 1 項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	32160
船舶検査証書、臨時変更証、臨時航行許可書の交付・書換え・再交付	同上	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	37542
船舶検査証書の書換え	同規則第 38 条第 1 項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	32161
船舶検査証書の再交付	同規則第 39 条第 1 項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	32162
条約証書等の交付	海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（昭和 40 年運輸省令第 39 号）第 2 条第 1 項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	37610
免除証書の交付	同省令第 2 条第 2 項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	37612
国際満載喫水線証書の交付	同省令第 2 条第 3 項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	37614
国際満載喫水線免除証書の交付	同省令第 2 条第 4 項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	37616

国際防汚方法証書の交付 (国際航海に従事する総トン数 400 トン以上の船舶)	同省令第 2 条第 5 項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	37618
国際防汚方法証書の交付 (国際航海に従事しない総トン数 400 トン以上の船舶)	同省令第 2 条第 6 項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	37620
条約証書の書換え	同省令第 7 条第 2 項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	37623
条約証書等再交付	同省令第 8 条	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	37625
附属書再交付	同省令第 11 条	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	37627
国際大気汚染防止原動機証書の再交付、書換え	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則(昭和 58 年運輸省令第 39 号) 第 1 条の 13	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	37657
検査対象船級船に係る国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の交付、再交付、書換え	同規則第 1 条の 29 第 1 項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	37667
原動機証書の再交付	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令(平成 16 年国土交通省令第 93 号) 附則第 6 条第 1 項	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	37824

海上労働証書等の再交付	船員の労働条件等の検査等に関する規則（平成 25 年国土交通省令第 32 号）第 18 条	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	38185
海上労働証書等の書換え	同規則第 19 条	申請等に基づく処分通知等	国	民間事業者等	38186

（2）取組内容

（1）に記載した 35 手続については、現状、書面で行われているが、新たに電子証書システムを整備し、2021 年（令和 3 年）中に、オンラインによる交付を可能とすることで、海運事業者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI：交付後の証書の備置に係る時間の大幅な削減等による申請者の利便性向上

21. 犬猫へのマイクロチップ装着義務化に係る情報登録（◎環境省）

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手續 ID
情報登録申請	動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の5第1項	申請等	国民等 又は民間事業者等	国又は独立行政法人等	—
登録証明書の再交付申請	同法第39条の5第6項	申請等	国民等 又は民間事業者等	国又は独立行政法人等	—
情報変更登録の届出	同法第39条の5第8項	申請等	国民等 又は民間事業者等	国又は独立行政法人等	—
変更登録申請	同法第39条の6第1項	申請等	国民等 又は民間事業者等	国又は独立行政法人等	—
死亡時の届出	同法第39条の8	申請等	国民等 又は民間事業者等	国又は独立行政法人等	—
登録証明書の交付	同法第39条の5第4項	申請等 に基づく処分通知等	国又は独立行政法人等	国民等 又は民間事業者等	—
登録証明書の再交付	同法第39条の5第6項	申請等 に基づく処分通知等	国又は独立行政法人等	国民等 又は民間事業者等	—
狂犬病予防法に基づく登録通知	同法第39条の7第1項	申請等 に基づく処分通知等	国又は独立行政法人等	地方等	—

※「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第39号）による改正後

（2）取組内容

（1）に記載した8手続については、法の施行による手続の新設と同時に、新たに情報システムを整備し、2022年（令和4年）6月から、オンラインによる申請等及び登録証明書の交付を可能とすることで、申請者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

また、申請等に係る手数料について、オンライン納付を可能とすることを検討する。

KPI：オンラインによる申請等の割合（目標値未設定）

22. 拉致被害者等に対する支援関係手続（◎内閣府）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手續 ID
拉致被害者等給付金の支給の申請	北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行規則（平成14年内閣府令第86号）第7条第1項	申請等	国民等	国	40683
拉致被害者等給付金等現況届の提出	同規則第11条第1項	申請等	国民等	国	40684
拉致被害者等給付金辞退届の提出	同規則第11条第7項	申請等	国民等	国	40688
滞在援助金の支給の申請	同規則第13条	申請等	国民等	国	40685
老齢給付金の支給の申請	同規則第19条	申請等	国民等	国	40689
老齢給付金一時金の支給の申請	同規則第24条第1項	申請等	国民等	国	40690
配偶者支援金の支給の申請	同規則第28条	申請等	国民等	国	40691
特別給付金の支給の申請	同規則第32条	申請等	国民等	国	40692
追納支援一時金の申請	同規則第34条	申請等	国民等	国	40693

（2）取組内容

(1)に記載した9手続については、現状、書面のみで行われているが、2019年（令和元年）12月から、メールによる申請等を可能とすることで、支援対象者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

申請等の際に添付を求めている住民票の写しについては、公用請求の仕組みを利用することによって、添付の省略を実現する。

KPI：オンラインによる申請等の割合（2020年度（令和2年度）：50%）

23. 電気通信サービスを取り扱う販売代理店による報告（◎総務省）

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手續 主体	手續の 受け手	手續 ID
販売代理店による報告	電気通信事業報告規則 (昭和63年郵政省令第46号) 第4条の7	申請等	民間事業者等	国	—

※電気通信事業報告規則の一部を改正する省令（令和元年総務省令第43号）による改正後

(2) 取組内容

(1) に記載した手続については、省令の施行による手続の新設と同時に、販売代理店届出受付に係る情報システムを改修し、2021年度（令和3年度）分から、オンラインによる報告を可能とすることで、販売代理店の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI：オンラインによる報告の割合（2021年度（令和3年度）末：
100%）

24. 予防接種後副反応疑い報告（◎厚生労働省）

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手續の 受け手	手續 ID
副反応報告	予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 12 条第 1 項	申請等	国民等 又は民 間事業 者等	国	49177

(2) 取組内容

(1) に記載した手続については、現状、書面のみで行われているが、副作用・安全対策統合システムを改修し、2022 年（令和 4 年）4 月から、オンラインによる報告を可能とすることで、民間事業者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI：2022 年度（令和 4 年度）に設定

25. 確認を受けた新規化学物質に係る報告（◎経済産業省）

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手續の 受け手	手續 ID
確認を受けた新規化学物質に係る報告	新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令(昭和49年厚生省・通商産業省令第1号) 第5条	申請等	民間事業者等	国	23306

(2) 取組内容

(1) に記載した手続については、現状、書面のみで行われているが、電子政府の総合窓口（e-Gov）を活用し、2020年（令和2年）4月から、オンラインによる報告を可能とすることで、報告者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

オンラインによる報告における本人確認の方法については、従来求めていた商業登記電子証明書等の添付に代えて、ID・パスワード方式による本人確認を実施する。

KPI：オンラインによる申請の割合（2025年度（令和7年度）：50%）

26. 地熱等に係る発電設備の定期報告（◎経済産業省）

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手續 ID
発電設備の設置等費用の定期報告	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）第5条第1項第6号及び第7号	申請等	国民等 又は民間事業者等	国	—

(2) 取組内容

(1) に記載した手続のうち、地熱、水力、風力及びバイオマスに係る発電設備の定期報告については、現状、書面のみで行われているが、FIT事業管理システムを改修し、2021年度（令和3年度）から、オンラインによる報告を可能とすることで、発電事業者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI：オンラインによる報告の割合（2023年度（令和5年度）：80%）

27. 特定改造等の許可の申請（◎国土交通省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手續 主体	手續の 受け手	手續 ID
特定改造等に係る許可申請	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 99 条の 3 第 1 項	申請等	民間事業者等	国	—

※「道路運送車両法の一部を改正する法律」（令和元年法律第 14 号）第 3 条の規定による改正後

（2）取組内容

（1）に記載した手続については、国土交通省オンライン申請システム及び国土交通省自動車局の審査・リコール課個別業務システムを改修し、2021 年度（令和 3 年度）までに、本人確認及び手数料納付を含めて、オンラインによる申請を可能とすることで、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

また、同システムを改修し、許可証を自動的に作成する機能を追加することで、処理日数の短縮による利便性向上を図る。

KPI：オンラインによる申請の割合（2025 年度（令和 7 年度）：80%）

28. 航空従事者技能証明の申請等（◎国土交通省）

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
航空従事者技能証明の申請	航空法第22条第1項	申請等	国民等 又は民間事業者等	国	—
技能証明の限定の変更申請	同法第29条の2第1項	申請等	国民等 又は民間事業者等	国	—
航空機の操縦練習許可申請	同法第35条第3項	申請等	国民等 又は民間事業者等	国	—
航空英語能力証明の申請	航空法施行規則第63条第1項	申請等	国民等 又は民間事業者等	国	—
計器飛行証明及び操縦教育証明の申請	同規則第64条第1項	申請等	国民等 又は民間事業者等	国	—
技能証明書等の再交付申請	同規則第71条第1項	申請等	国民等 又は民間事業者等	国	—
特定操縦技能の審査結果等の提出	同規則第162条の15第2項	申請等	国民等 又は民間事業者等	国	—
運航管理者技能検定の申請	同規則第168条第1項	申請等	国民等 又は民間事業者等	国	—

(2) 取組内容

(1) に記載した8手続については、現状、書面で行われているが、航空従事者管理システムを改修し、2022年度（令和4年度）中に、オンラインによる申請等を可能とすることで、申請者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

オンラインによる申請等における本人確認の方法については、今後検討する。

KPI：オンラインによる申請の割合（2025年度（令和7年度）末：70%）

29. 南極地域活動の制限に関する届出（◎環境省）

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手續ID
確認に係る南極地域活動以外の南極地域活動の制限に関する届出	南極地域の環境の保護に関する法律（平成9年法律第61号）第5条第3項	申請等	国民等 又は民間事業者等	国	44557

(2) 取組内容

(1) に記載した手続については、現状、書面で行われているが、電子政府の総合窓口（e-Gov）を活用し、2020年（令和2年）4月から、オンラインによる届出を可能とすることで、届出者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI：海外から行われる届出のうち、オンラインによる届出の割合（2021年度（令和3年度）：100%）

30. 防衛施設建設工事申請（◎防衛省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手續の 受け手	手續 ID
一般競争参加者の資格申請	予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 72 条第 2 項	申請等	国民等 又は民 間事業 者等	国	38967

（2）取組内容

（1）に記載した資格申請の手続のうち、2019 年（令和元年）7 月から試行運用を実施している簡易確認型による総合評価落札方式については、現状、書面のみで行われているが、建設 CALS を改修し、2021 年（令和 3 年）4 月から、オンラインによる申請を可能とすることで、民間事業者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI：オンラインによる入札の割合（2021 年度（令和 3 年度）：100%）

31. 金融機関に対する預貯金等の照会・回答（◎内閣官房、内閣府、警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、関係省庁）

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
事件関係人等に関する資料提供等	金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 177 条第 2 項	申請等に基づかない処分通知等	国	国民等又は民間事業者等	—
犯則嫌疑者等に関する資料提供等	同法第 210 条第 2 項	申請等に基づかない処分通知等	国	国民等又は民間事業者等	—
捜査に関する資料提供等	刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 197 条第 2 項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等又は民間事業者等	—
要保護者等に関する資料提供等	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 29 条第 1 項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等又は民間事業者等	46459
道府県民税に関する質問検査権	地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 26 条第 1 項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等又は民間事業者等	—
事業税に関する質問検査権	同法第 72 条の 7 第 1 項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等又は民間事業者等	—

不動産取得税に関する質問検査権	同法第 73 条の 8 第 1 項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等又は民間事業者等	—
道府県たばこ税に関する質問検査権	同法第 74 条の 7 第 1 項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等又は民間事業者等	—
ゴルフ場利用税に関する質問検査権	同法第 77 条第 1 項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等又は民間事業者等	—
軽油引取税に関する質問検査権	同法第 144 条の 11 第 1 項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等又は民間事業者等	—
自動車税に関する質問検査権	同法第 151 条第 1 項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等又は民間事業者等	—
鉱区税に関する質問検査権	同法第 188 条第 1 項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等又は民間事業者等	—
道府県法定外普通税に関する質問検査権	同法第 264 条第 1 項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等又は民間事業者等	—

市町村民税に関する質問検査権	同法第 298 条第 1 項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等又は民間事業者等	—
固定資産税に関する質問検査権	同法第 353 条第 1 項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等又は民間事業者等	—
軽自動車税に関する質問検査権	同法第 448 条第 1 項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等又は民間事業者等	—
市町村たばこ税に関する質問検査権	同法第 470 条第 1 項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等又は民間事業者等	—
鉱産税に関する質問検査権	同法第 525 条第 1 項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等又は民間事業者等	—
特別土地保有税に関する質問検査権	同法第 588 条第 1 項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等又は民間事業者等	—
市町村法定外普通税に関する質問検査権	同法第 674 条第 1 項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等又は民間事業者等	—

狩猟税に関する質問検査権	同法第 700 条の 59 第 1 項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等又は民間事業者等	—
入湯税に関する質問検査権	同法第 701 条の 5 第 1 項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等又は民間事業者等	—
事業所税に関する質問検査権	同法第 701 条の 35 第 1 項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等又は民間事業者等	—
水利地益税等に関する質問検査権	同法第 707 条第 1 項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等又は民間事業者等	—
法定外目的税に関する質問検査権	同法第 733 条の 4 第 1 項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等又は民間事業者等	—
被保険者等に関する資料提供等	厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 89 条	申請等に基づかない処分通知等	独立行政法人等	国民等又は民間事業者等	—
被保険者等に関する資料提供等	同法第 100 条の 2 第 5 項	申請等に基づかない処分通知等	独立行政法人等	国民等又は民間事業者等	—

被保険者等に関する資料提供等	国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 113 条の 2 第 1 項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等又は民間事業者等	—
被保険者等に関する資料提供等	国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 95 条	申請等に基づかない処分通知等	独立行政法人等	国民等又は民間事業者等	—
被保険者等に関する資料提供等	同法第 108 条第 1 項	申請等に基づかない処分通知等	独立行政法人等	国民等又は民間事業者等	—
滞納処分に関する質問検査権	国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 141 条	申請等に基づかない処分通知等	国	国民等又は民間事業者等	—
所得税等に関する質問検査権	国税通則法第 74 条の 2 第 1 項	申請等に基づかない処分通知等	国	国民等又は民間事業者等	59094
法人税又は地方法人税に関する質問検査権	同上	申請等に基づかない処分通知等	国	国民等又は民間事業者等	59095
消費税に関する質問検査権	同上	申請等に基づかない処分通知等	国	国民等又は民間事業者等	59096

相続税若しくは贈与税に関する質問検査権	同法第74条の3第1項	申請等に基づかない処分通知等	国	国民等又は民間事業者等	59097
酒税に関する質問検査権	同法第74条の4第3項	申請等に基づかない処分通知等	国	国民等又は民間事業者等	—
たばこ税に関する質問検査権	同法第74条の5第1号	申請等に基づかない処分通知等	国	国民等又は民間事業者等	59105
揮発油税又は地方揮発油税に関する質問検査権	同法第74条の5第2号	申請等に基づかない処分通知等	国	国民等又は民間事業者等	59106
石油ガス税に関する質問検査権	同法第74条の5第3号	申請等に基づかない処分通知等	国	国民等又は民間事業者等	59107
石油石炭税に関する質問検査権	同法第74条の5第4号	申請等に基づかない処分通知等	国	国民等又は民間事業者等	59108
国際観光旅客税に関する質問検査権	同法第74条の5第5号	申請等に基づかない処分通知等	国	国民等又は民間事業者等	—

航空機燃料税に関する質問検査権	同法第 74 条の 6 第 1 項	申請等に基づかない処分通知等	国	国民等又は民間事業者等	59110
電源開発促進税に関する質問検査権	同上	申請等に基づかない処分通知等	国	国民等又は民間事業者等	59111
犯則事件の調査に関する資料提供等	同法第 131 条第 2 項	申請等に基づかない処分通知等	国	国民等又は民間事業者等	—
被保険者等に関する資料提供等	介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 203 条第 1 項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国民等又は民間事業者等	—
たばこ特別税に関する質問検査権	一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成 10 年法律第 137 号）第 19 条第 1 項	申請等に基づかない処分通知等	国	国民等又は民間事業者等	—

（2）取組内容

（1）に記載した 46 手続をはじめとする金融機関への預貯金等の取引状況に係る照会・回答業務について、その多くは書面により行われているが、2019 年（令和元年）11 月に金融機関×行政機関の情報連携検討会（事務局：内閣官房 IT 総合戦略室、金融庁）で取りまとめた「金融機関×行政機関のデジタル化に向けた取組の方向性とりまとめ」を踏まえ、民間事業者によるサービス等を活用し、照会・回答業務をデジタル化することで、金融機関の負担軽減及び行政機関による迅速かつ適正な行政事務の遂行を図ることを検討する。

32. 独占禁止法等に基づく手続（◎公正取引委員会）

独占禁止法等に基づく手続については、現状、ホームページシステムを利用した独占禁止法に基づく申告等の手続を除き、書面のみで行われているため、それらの手続について、本人確認も含め、オンラインによる手続を可能とすることを念頭に、業務改革（BPR）等に基づく対象手続の選定や情報システムの要件定義等の検討を行う。

手続の際に添付を求めている登記事項証明書（商業法人）については、2020年（令和2年）10月以降に整備が予定されている、法務省から登記情報を連携する仕組みを利用することによって、添付の省略を実現することを検討する。

33. 在外公館等における証明申請（◎外務省）

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手續 ID
採捕（加工）証明（30号）の申請	関税法（昭和29年法律第61号）第14条の3	申請等	国民等	国	14276
原産地証明（26号）の申請	同法第68条	申請等	国民等	国	14270
国籍証明（19号）の申請	外務省設置法第4条第1項第11号	申請等	国民等	国	14254
在留証明（20号）（形式1）の申請	同上	申請等	国民等	国	14255
在留証明（20号）（形式2）の申請	同上	申請等	国民等	国	14256
身分上の事項に関する証明（21号）の申請	同上	申請等	国民等	国	14257
職業証明（22号）の申請	同上	申請等	国民等	国	14258
翻訳証明（23号）の申請	同上	申請等	国民等	国	14259
公文書上の印章（又は署名）の証明（24号イ又はロ）の申請	同上	申請等	国民等	国	14260
輸入陸揚証明（日本品の外国輸入証明）（27号）の申請	同上	申請等	国民等	国	14271
自動車運転免許証抜粋証明（30号）の申請	同上	申請等	国民等	国	14272
旅券所持証明（30号）の申請	同上	申請等	国民等	国	14273
在留（転出）届出済証明（30号）の申請	同上	申請等	国民等	国	14274
居住証明（30号）の申請	同上	申請等	国民等	国	14275
戸籍・国籍届の受理（不受理）証明（30号）の申請	同上	申請等	国民等	国	14277

その他30号の証明の申請	同上	申請等	国民等	国	14278
本省におけるアポスティユの申請	同上	申請等	国民等	国	14281
本省における公印確認の申請	同上	申請等	国民等	国	14282

(2) 取組内容

(1)に記載した18手続については、現状、書面のみで行われているが、2021年度(令和3年度)中に、オンラインによる申請を可能とすることで、在留邦人(申請人)の利便性向上及び行政事務の効率化を図ることを検討する。

また、交付の際に手数料を求めていた手続について、2021年度(令和3年度)中に、クレジットカード決済による手数料の納付を可能とすることを検討する。

申請の際に戸籍謄抄本を求めていた証明(国籍証明及び身分上の事項に関する証明)については、2023年度(令和5年度)以降に整備が予定されている、法務省から発行される戸籍電子証明書を参照する仕組み等を利用するこによって、添付の省略を実現することを検討する。

KPI：オンラインによる申請の割合(2028年度(令和10年度)：25%)

34. 医師法等に基づく氏名等の届出（◎厚生労働省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
医師の氏名等の届出	医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 6 条第 3 項	申請等	国民等	国（地方経由）	47341
歯科医師の届出	歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）第 6 条第 3 項	申請等	国民等	国（地方経由）	47659
薬剤師の届出	薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）第 9 条	申請等	国民等	国（地方経由）	51168

（2）取組内容

（1）に記載した 3 手続については、地方公共団体の事務負担軽減に資するよう、2022 年度（令和 4 年度）の届出からのオンライン化に向けて検討する。

35. 薬監証明の発給申請（◎厚生労働省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手續 主体	手續の 受け手	手續 ID
薬監証明の発給申請	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 56 条の 2 第 1 項	申請等	民間事業者等	国	—

※「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第 63 号）による改正後

（2）取組内容

（1）に記載した手続については、改正法の施行による手続の新設を行うことに伴い、薬監証明情報システムの整備に関する調査研究の結果を踏まえて、2022 年度（令和 4 年度）から、オンラインによる申請を可能とすることで、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図ることを検討する。

36. 漁獲成績報告書の提出（◎農林水産省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手續 類型	手續 主体	手續の 受け手	手續 ID
漁獲成績報告書等の提出	指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第28条第1項	申請等	民間事業者等	国	19569

（2）取組内容

（1）に記載した手続については、現状、書面のみで行われているが、広域資源管理システムを改修し、オンラインによる提出を可能とすることで、漁業者の利便性向上及び行政事務の効率化を図ることを検討する。

KPI：オンラインによる提出の割合（2024年度（令和6年度）：70%）

37. アルコール製造事業の許可申請等（◎経済産業省）

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手續 ID
製造の許可の申請	アルコール事業法（平成12年法律第36号）第3条第1項	申請等	民間事業者等	国	23307
試験研究製造の承認の申請	同法第4条第3号	申請等	民間事業者等	国	23308
承継の届出（アルコールの製造の事業）	同法第7条第2項	申請等	民間事業者等	国	23309
製造設備等の変更の許可の申請（アルコールの製造の事業）	同法第8条第1項	申請等	民間事業者等	国	23310
許可事項の変更の届出（アルコールの製造の事業）	同法第8条第2項	申請等	民間事業者等	国	23311
定期の報告（アルコールの製造の事業）	同法第9条第2項	申請等	民間事業者等	国	23312
亡失等の報告（アルコールの製造の事業）	同法第9条第3項	申請等	民間事業者等	国	23313
廃止の届出（アルコールの製造の事業）	同法第11条第1項	申請等	民間事業者等	国	23314
必要な行為の継続の申請（アルコールの製造の事業）	同法第13条第1項	申請等	民間事業者等	国	23315
酒母等の移出の承認の申請（アルコールの製造の事業）	同法第15条	申請等	民間事業者等	国	23316

輸入の許可の申請	同法第 16 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国	23317
試験研究輸入の承認の申請	同法第 17 条	申請等	民間事業者等	国	23318
必要な行為の継続の申請 (アルコールの輸入の事業)	同法第 19 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国	23319
承継の届出 (アルコールの輸入の事業)	同法第 20 条	申請等	民間事業者等	国	23320
製造設備等の変更の許可の申請 (アルコールの輸入の事業)	同上	申請等	民間事業者等	国	23321
許可事項の変更の届出 (アルコールの輸入の事業)	同上	申請等	民間事業者等	国	23322
定期の報告 (アルコールの輸入の事業)	同上	申請等	民間事業者等	国	23323
亡失等の報告 (アルコールの輸入の事業)	同上	申請等	民間事業者等	国	23324
廃止の届出 (アルコールの輸入の事業)	同上	申請等	民間事業者等	国	23325
販売の許可の申請	同法第 21 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国	23326
譲渡の承認の申請	同法第 22 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国	23327
必要な行為の継続の申請 (アルコールの販売の事業)	同法第 24 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国	23328

承継の届出（アルコールの販売の事業）	同法第25条	申請等	民間事業者等	国	23329
製造設備等の変更の許可の申請（アルコールの販売の事業）	同上	申請等	民間事業者等	国	23330
許可事項の変更の届出（アルコールの販売の事業）	同上	申請等	民間事業者等	国	23331
定期の報告（アルコールの販売の事業）	同上	申請等	民間事業者等	国	23332
亡失等の報告（アルコールの販売の事業）	同上	申請等	民間事業者等	国	23333
廃止の届出（アルコールの販売の事業）	同上	申請等	民間事業者等	国	23334
使用の許可の申請	同法第26条第1項	申請等	民間事業者等	国	23335
必要な行為の継続の申請（アルコールの使用）	同法第29条第1項	申請等	民間事業者等	国	23336
承継の届出（アルコールの使用）	同法第30条	申請等	民間事業者等	国	23337
製造設備等の変更の許可の申請（アルコールの使用）	同上	申請等	民間事業者等	国	23338
許可事項の変更の届出（アルコールの使用）	同上	申請等	民間事業者等	国	23339
定期の報告（アルコールの使用）	同上	申請等	民間事業者等	国	23340

亡失等の報告（アルコールの使用）	同上	申請等	民間事業者等	国	23341
廃止の届出（アルコールの使用）	同上	申請等	民間事業者等	国	23342
特定アルコールの譲渡に係る申告	同法第31条第1項	申請等	民間事業者等	国	23137
廃棄処分の届出（アルコールの製造の事業）	同法第39条第1項	申請等	民間事業者等	国	23132
廃棄処分の届出（アルコールの輸入の事業）	同上	申請等	民間事業者等	国	23133
廃棄処分の届出（アルコールの販売の事業）	同上	申請等	民間事業者等	国	23134
廃棄処分の届出（アルコールの使用の事業）（アルコール本体）	同上	申請等	民間事業者等	国	23135
廃棄処分の届出（アルコールの使用の事業）（アルコール含有物）	同上	申請等	民間事業者等	国	23136

（2）取組内容

（1）に記載した42手続については、現状、書面のみで行われているが、今後、オンラインによる申請等を可能とすることで、工業用アルコール事業を営む民間事業者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図ることを検討する。

オンラインによる申請等における本人確認の方法については、ID・パスワード方式による本人確認を実施することも検討する。

申請等の際に添付を求めている登記事項証明書（商業法人）については、2020年（令和2年）10月以降に整備が予定されている、法務省から登記情報を連携する仕組みを利用することによって、添付の省略を実現することを検討する。

38. 電気・ガス事業者による申請・届出等（◎経済産業省）

電気事業法及びガス事業法に基づく手続については、現状、書面のみで行われているが、業務改革（BPR）等に基づく対象手続の選定やシステムの要件定義等の検討を行った上で、新たに情報システムを整備し、2021年（令和3年）4月から、オンラインによる申請・届出等を可能とすることで、事業者の利便性向上及び行政事務の効率化を図ることを検討する。

39. 自動車保有関係手続等（◎国土交通省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手續 主体	手續の 受け手	手續 ID
自動車（検査対象軽自動車）の新規検査	道路運送車両法第59条第1項	申請等	国民等	独立行政法人等	33928

（2）取組内容

（1）に記載した手続については、現状、書面で行われているが、軽自動車保有関係手続のワンストップサービスシステムの改修により、今後、手数料納付を含めて、オンラインによる検査申請を可能とすることで、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図ることを検討する。

自動車の新規登録（手続 ID : 33625）等の23手続については、既に自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）によりオンライン化されているが、申請者負担の軽減、業務の効率化がより一層図られるよう OSS を充実させる。さらに、関係府省等とも連携しながら、引越しワンストップサービス等との連携の在り方の検討及び自動車検査証のデジタル化を着実に進め、申請者の利便性向上を図る。

また、OSS システム及び自動車登録検査業務電子情報処理システム（MOTAS）を一体的に開発すること等により最適なシステムの整備を進め、運用経費の削減を図る。

KPI : OSS 申請率（2021 年度（令和3年度）までに新車新規登録 80%、継続検査 70%）、OSS 申請件数、OSS の導入地域数、対象車種数、対象手続数

40. 適格消費者団体等の認定の申請に係る事項の変更の届出（◎消費者庁）

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
適格消費者団体の認定の申請に係る事項の変更の届出	消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 18 条	申請等	民間事業者等	国	7813
特定適格消費者団体の認定の申請に係る事項の変更の届出	消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成 25 年法律第 96 号）第 70 条	申請等	民間事業者等	国	7987

(2) 取組内容

(1) に記載した 2 手続については、現状、書面のみで行われているが、オンラインによる届出を可能とすることで、利用者の利便性向上及び行政事務の効率化を図ることを検討している。

届出の際に添付を求めていた登記事項証明書（商業法人）については、2020 年（令和 2 年）10 月以降に整備が予定されている、法務省から登記情報を連携する仕組みを利用することによって、添付の省略を実現することを検討する。

KPI：オンラインによる届出の割合（2023 年度（令和 5 年度）：100%）

41. 化学兵器禁止法に基づく届出（◎経済産業省）

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手續 ID
翌年の第一種指定物質の製造等の予定数量の届出	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成7年法律第65号) 第24条第1項	申請等	民間事業者等	国	23192
その年の第一種指定物質の製造等の予定数量の届出	同法第24条第2項	申請等	民間事業者等	国	23193
前三年に製造等を行った場合等における第一種指定物質の製造等の予定数量の届出	同法第24条第3項	申請等	民間事業者等	国	23194
届出に係る数量を著しく上回る場合における第一種指定物質の製造等の予定数量の届出	同法第24条第4項	申請等	民間事業者等	国	23195
第一種指定物質の製造等の実績数量の届出	同法第25条	申請等	民間事業者等	国	23196
その年の第一種指定物質の使用の予定数量の届出	同法第26条	申請等	民間事業者等	国	23198
前三年に使用を行った場合等における第一種指定物質の使用の予定数量の届出	同上	申請等	民間事業者等	国	23199
第一種指定物質の使用の実績数量の届出	同上	申請等	民間事業者等	国	23201
届出に係る数量を著しく上回る場合における第一種指定物質の使用の予定数量の届出	同上	申請等	民間事業者等	国	23200

翌年の第一種指定物質の使用の予定数量の届出	同上	申請等	民間事業者等	国	23197
その年の第二種指定物質の製造の予定数量の届出	同法第 27 条	申請等	民間事業者等	国	23203
前年に製造を行った場合等における第二種指定物質の製造の予定数量の届出	同上	申請等	民間事業者等	国	23204
第二種指定物質の製造の実績数量の届出	同上	申請等	民間事業者等	国	23206
届出に係る数量を著しく上回る場合における第二種指定物質の製造の予定数量の届出	同上	申請等	民間事業者等	国	23205
翌年の第二種指定物質の製造の予定数量の届出	同上	申請等	民間事業者等	国	23202
指定物質等の輸出入の実績数量の届出	同法第 28 条	申請等	民間事業者等	国	23207
有機化学物質の製造の実績数量の区分の届出	同法第 29 条第 1 項	申請等	民間事業者等	国	23208
特定有機化学物質の製造の実績数量の区分の届出	同法第 29 条第 2 項	申請等	民間事業者等	国	23209

(2) 取組内容

(1) に記載した 18 手続については、現状、書面で行われているが、電子政府の総合窓口 (e-Gov) を活用し、2021 年度（令和 3 年度）から、オンラインによる届出を可能とすることで、届出者の利便性向上及び行政事務の効率化を図ることを検討する。

オンラインによる届出における本人確認の方法及び届出の際に添付を求めている書類に係る情報の確認の方法については、今後検討する。

42. 住宅建設瑕疵担保保証金等の供託等の届出（◎国土交通省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手續の 受け手	手續 ID
住宅建設瑕疵担保保証金等の供託等の届出	特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第4条第1項	申請等	民間事業者等	国又は地方等	30839
住宅販売瑕疵担保保証金等の供託等の届出	同法第12条第1項	申請等	民間事業者等	国又は地方等	30843

（2）取組内容

（1）に記載した2手続については、現状、書面のみで行われているが、事業者への調査等を踏まえた手続の見直しの上で、新たに特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づく新築住宅の資力確保措置に係る届出の電子化システムを整備し、オンラインによる届出を可能とすることで、届出を行う建設業者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図ることを検討する。

43. 中央調達業務の総合評価落札方式に係る手続（◎防衛省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手續 ID
総合評価落札方式が適用される契約に係る入札手続	予算決算及び会計令第91条第2項	申請等	国民等 又は民 間事業 者等	国	—

（2）取組内容

（1）に記載した手続については、原則、オンライン化されているが、提案資料の提出等に関しては対応できていないため、中央調達システムを更改し、2023年度（令和5年度）から、更なるオンライン化を進めることで、民間事業者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図ることを検討する。

II 国民等、民間事業者等と地方公共団体等との間の手続

44. 食品衛生営業許可申請等（◎厚生労働省）

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
営業許可の申請	食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 55 条第 1 項	申請等	民間事業者等	地方等	46818
営業の届出	同法第 57 条第 1 項	申請等	民間事業者等	地方等	—
食品リコール情報の届出	同法第 58 条第 1 項	申請等	民間事業者等	地方等	—
届出があった食品リコール情報の報告	同法第 58 条第 2 項	申請等	地方等	国	—
営業許可の更新の申請	食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号）第 67 条第 2 項	申請等	民間事業者等	地方等	46817
相続による営業許可の承継の届出	同規則第 68 条第 1 項	申請等	民間事業者等	地方等	47105
合併による営業許可の承継の届出	同規則第 69 条第 1 項	申請等	民間事業者等	地方等	46878
分割による営業許可の承継の届出	同規則第 70 条第 1 項	申請等	民間事業者等	地方等	47205
申請内容に変更があったときの許可営業者の届出	同規則第 71 条	申請等	民間事業者等	地方等	46816

※「食品衛生法等の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 46 号）による改正後

(2) 取組内容

(1) に記載した 9 手続については、新たに食品衛生申請等システムを整備し、2020 年（令和 2 年）4 月からオンラインによる営業届出を、2021 年（令和 3 年）6 月の食品衛生法の改正による手続の新設と同時に、オンラインによる営業許可申請、食品リコール情報の届出等を可能とすること

で、民間事業者の利便性向上及び地方公共団体を含む行政事務の効率化を図る。また、今後、スマートフォンからの申請を可能とすることを検討する。

オンラインによる申請等における本人確認の方法については、GビズID（法人共通認証基盤）を活用するID・パスワード方式又は営業施設への監視指導時等に本人確認を実施する。また、申請等に係る手数料について、2021年度（令和3年度）から、オンライン納付を可能とすることを検討する。

申請等の際に添付を求めている登記事項証明書（商業法人）については、2020年（令和2年）10月以降に整備が予定されている、法務省から登記情報を連携する仕組みを利用することによって、添付の省略を実現するよう検討する。

KPI：オンラインによる申請等の割合（2029年度（令和11年度）：
80%）

45. 指定難病等の医療費支給認定の申請（◎厚生労働省）

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手續 主体	手續の 受け手	手續 ID
支給認定の申請	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 3 第 3 項	申請等	国民等	地方等	48974
支給認定の申請	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 6 条第 1 項	申請等	国民等	地方等	48980

(2) 取組内容

(1) に記載した 2 手続については、現状、書面のみで行われているが、費用対効果を含め、オンライン化の実施の可否について検討する。

46. 建築物等の解体等工事に伴う事前調査結果の報告等（◎環境省）

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手續ID
建築物等の解体等工事に伴う事前調査結果の報告等	大気汚染防止法（手続の新設を検討中※）	申請等	民間事業者等	地方等	—

※中央環境審議会大気・騒音振動部会石綿飛散防止小委員会で制度の新設が議論されており、答申を踏まえて、環境省において制度化を検討する。

(2) 取組内容

現在手続の新設が検討されている、建築物等の解体等工事に伴う事前調査結果の報告等について、新たに情報システムを整備し、今後、オンラインによる報告等を可能とすることで、報告者の利便性向上及び行政事務の効率化を図ることを検討する。

III その他

47. 特定健康診査等に関する記録の提供等（◎厚生労働省）

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手續 主体	手続の 受け手	手續 ID
特定健康診査等に関する記録の提供	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 27 条第 1 項	申請等	地方等 又は民間事業者等	地方等 又は民間事業者等	48575

(2) 取組内容

(1) に記載した手続については、現状、書面又は電子媒体で行われているが、新たに整備されるオンライン資格確認等システムを活用し、2021 年（令和 3 年）3 月から、オンラインによる保険者間の記録提供を可能とするとともに、マイナポータルで本人が記録を閲覧できるようにすることで、保険者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

KPI：未設定

48. 特殊車両通行許可に係る道路管理者間の協議（◎国土交通省）

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手續 主体	手續の 受け手	手續 ID
特殊車両通行許可に係る 道路管理者間の協議	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 47 条の 2 第 2 項	申請等 に基づ く処分 通知等	国、独 立行政 法人等 又は地 方等	国、独 立行政 法人等 又は地 方等	34111

(2) 取組内容

(1) に記載した手続については、現状、書面等で行われているが、特殊車両通行許可システムを改修し、2020 年度（令和 2 年度）中を目途に、オンラインによる協議を可能とすることで、行政事務の効率化及び通行許可に係る審査期間の短縮による許可申請者の利便性向上を図る。

KPI：通行許可の平均審査日数（2020 年（令和 2 年）：10 日程度）

49. 外国人雇用状況届出情報と在留管理情報の連携（◎法務省、◎厚生労働省）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
外国人雇用状況届出情報及び在留管理情報の提供	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第29条及び第30条	申請等に基づく処分通知等	国	国	—

（2）取組内容

（1）に記載した手続については、現状、電子媒体で行われているが、出入国管理システム及びハローワークシステムを改修し、2019年度（令和元年度）から、外国人雇用状況の届出事項に在留カード番号を追加とともに、2020年度（令和2年度）から、オンラインによる両省庁間での情報連携を可能とすることで、行政事務の効率化を図る。

50. 死亡等に関する事項の税務署長への通知（◎財務省、法務省）

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手續 主体	手續の 受け手	手續 ID
相続税法第58条の規定による死亡等に関する事項の税務署長への通知	相続税法（昭和25年法律第73号）第58条第1項	申請等に基づかない処分通知等	地方等	国	58571

(2) 取組内容

(1) に記載した手続については、現状、書面のみで行われているが、新たに情報システムを整備し、2024年度（令和6年度）以降、オンラインによる通知を可能とすることで、行政事務の効率化を図ることを検討する。

51. 特別休暇・年次休暇等の請求、承認等に係る経済産業省内部手続（◎
経済産業省）

(1) オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手續 ID
育児時間の請求	国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第26条第1項	申請等	国民等	国	20433
年次休暇の請求	一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）第17条第3項	申請等	国民等	国	20428
介護休暇の請求	同法第21条	申請等	国民等	国	20429
特別休暇の請求	同上	申請等	国民等	国	20430
病気休暇の請求	同上	申請等	国民等	国	20431
フレックスタイム制適用職員の勤務時間の申告	人事院規則（職員の勤務時間、休日及び休暇）（平成6年人事院規則15－14）第4条第4項	申請等	国民等	国	20448
育児・介護を行うフレックスタイム制適用職員の勤務時間の申告・割振り	同規則第4条の3	申請等	国民等	国	20476
育児・介護を行うフレックスタイム制適用職員の状況変更届	同規則第4条の6	申請等	国民等	国	20477
産前の場合の特別休暇の申出	同規則第27条第2項	申請等	国民等	国	20452
産後の場合の特別休暇の届出	同規則第27条第3項	申請等	国民等	国	20453
年次休暇の請求	人事院規則（非常勤職員の勤務時間及び休暇）（平成6年人事院規則15－15）第3条第2項	申請等	国民等	国	20454
年次休暇以外の休暇の請求	同規則第4条第3項	申請等	国民等	国	20455

産前の場合の休暇の申出及び産後の場合の休暇の届出	同規則第5条	申請等	国民等	国	20456
育児を行う職員の早出遅出勤務の請求・通知	人事院規則（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限）（平成10年人事院規則10-11）第4条第1項	申請等	国民等	国	20442
育児を行う職員の早出遅出勤務の状況変更届	同規則第5条第3項	申請等	国民等	国	20443
介護を行う職員の早出遅出勤務の請求	同規則第13条	申請等	国民等	国	20444
介護を行う職員の早出遅出勤務の状況変更届	同上	申請等	国民等	国	20445
週休日及び勤務時間の割振り等の明示	人事院規則（職員の勤務時間、休日及び休暇）第9条第1項	申請等に基づかない处分通知等	国	国民等	20450
フレックスタイム制適用職員への勤務時間割振りの通知	同規則第9条第2項	申請等に基づかない处分通知等	国	国民等	20449
休日の代休日の指定	同規則第17条第1項	申請等に基づかない处分通知等	国	国民等	20451

（2）取組内容

（1）に記載した20手続については、現状、書面のみで行われているが、経済産業省の職員情報データベース及び勤怠管理システムを改修し、2020年（令和2年）4月から、オンラインによる申請、承認等を可能とすることで、行政事務の効率化を図る。

KPI：オンラインによる申請等の割合（2021年度（令和3年度）：
100%）

52. 国家公務員の勤務延長の期限の延長の申請（◎人事院）

（1）オンライン化対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手續 主体	手續の 受け手	手續 ID
勤務延長の期限の延長の申請	国家公務員法（昭和 22 年 法律第 120 号）第 81 条の 3 第 2 項	申請等	国	国	188

（2）取組内容

（1）に記載した手続については、現状、書面のみで行われているが、今後、メールによる申請を可能とすることで、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図ることを検討する。

別紙2 添付書類の省略を実施する行政手続

I 登記事項証明書の添付省略

(1) 法人及び不動産の登記情報に係る情報連携の仕組みの構築（◎法務省）

登記情報システムを改修し、2020年（令和2年）10月以降、国の行政機関に登記情報をオンライン（共通APIやGUI機能）で提供することを可能とし、登記事項証明書（商業法人及び不動産）の添付を求める行政手続について、当該情報の提供を受けるための環境が整った場合は、その添付を省略することができるようとする。

(2) 登記事項証明書（商業法人）の添付を省略する手続

1. 物品・役務に係る競争入札参加資格申請（◎総務省）

ア 対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	手續 ID
一般競争参加者の資格申請	予算決算及び会計令第72条第2項	申請等	国民等 又は民間事業者等	国	54482

イ 取組内容

アに記載した手続について、調達総合情報システムを改修し、2021年度（令和3年度）から、（1）の仕組みによるAPIを活用した法人の登記情報の取得を可能とすることで、利用者による登記事項証明書（商業法人）の添付を省略する。

2. 公益社団法人及び公益財団法人に係る認定手続等（◎内閣府）

ア 対象手続

手続名	根拠法令	手続 類型	手續 主体	手續の 受け手	手續 ID
公益認定申請	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第7条第1項	申請等	独立行政法人等	国又は地方等	39957

変更の届出	同法第 13 条	申請等	独立行政法人等	国又は地方等	39953
解散の届出	同法第 26 条第 1 項	申請等	独立行政法人等	国又は地方等	39963
清算結了の届出	同法第 26 条第 3 項	申請等	独立行政法人等	国又は地方等	39965
変更届出の写しの委員会への送付	同法第 45 条第 1 項	申請等	国又は地方等	国又は地方等	40461
移行登記完了届出（移行認定）	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 106 条第 2 項	申請等	独立行政法人等	国又は地方等	39954
移行認可申請	同法第 115 条第 1 項	申請等	独立行政法人等	国又は地方等	39955
移行登記完了届出（移行認可）	同法第 121 条第 1 項	申請等	独立行政法人等	国又は地方等	39967
移行法人の解散の届出	同法第 125 条第 3 項	申請等	独立行政法人等	国又は地方等	39974
移行法人の合併の届出	同法第 126 条第 1 項	申請等	独立行政法人等	国又は地方等	39976

合併消滅特例民法法人が整備法第 124 条の確認を受けたものとみなされた旨の届出	同法第 126 条第 6 項	申請等	独立行政法人等	国又は地方等	40039
残余財産の処分の承認の申請	同法第 130 条	申請等	独立行政法人等	国又は地方等	39979
公益認定を受けた移行法人が整備法第 124 条の確認を受けたものとみなされた旨の届出	同法第 132 条第 2 項	申請等	独立行政法人等	国又は地方等	39980
変更認定後の定款及び登記事項証明書の提出	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成 19 年内閣府令第 68 号）第 8 条第 3 項	申請等	独立行政法人等	国又は地方等	39960
合併による地位の承継の認可後の定款及び登記事項証明書の提出	同規則第 42 条第 3 項	申請等	独立行政法人等	国又は地方等	39962

イ 取組内容

アに記載した 15 手続について、公益認定等総合情報システムを更改し、2022 年度（令和 4 年度）から、（1）の仕組みによる API を活用した法人の登記情報の取得を可能とすることで、利用者による登記事項証明書（商業法人）の添付を省略することを検討する。

3. 農林水産省共通申請サービスを活用する手続（◎農林水産省）

ア 対象手続

農林水産省共通申請サービスを活用する手続のうち、登記事項証明書（商業法人）の添付を求めている手続

イ 取組内容

アに記載した手続について、新たに整備する農林水産省共通申請サービスにおいて、2021 年度（令和 3 年度）から、（1）の仕組みによる API を活用した法人の登記情報の取得を可能とすることで、利用者による登記事

項証明書（商業法人）の添付を省略することを検討する。

4. 輸出証明書の発行申請（◎農林水産省、厚生労働省）

ア 対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手續ID
輸出証明書の発行申請	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第15条第1項及び第2項	申請等	民間事業者等	国又は地方等	—

※2020年（令和2年）4月1日施行

イ 取組内容

アに記載した手続について、2021年度（令和3年度）から、（1）の仕組みによるAPIを活用した法人の登記情報の取得を可能とすることで、利用者による登記事項証明書（商業法人）の添付を省略することを検討する。

5. 経営革新等支援機関等の認定等申請手続（◎経済産業省）

ア 対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手續ID
経営革新等支援機関の認定申請	中小企業等経営強化法第32条第1項	申請等	民間事業者等	国	26557
経営革新等支援機関の更新申請	同法第34条第1項	申請等	民間事業者等	国	26860
情報処理支援機関の認定申請・開示	同法第44条第1項	申請等	民間事業者	国	—

イ 取組内容

アに記載した3手続について、中小企業支援プラットフォームを改修し、2020年（令和2年）4月からGビズID（法人共通認証基盤）と接続することで、利用者による登記事項証明書（商業法人）の添付を省略することを検討する。

II 戸籍謄本等の添付省略

(1) 情報連携等の仕組みの構築（◎法務省）

戸籍情報連携システムを新規に整備し、2023年度（令和5年度）以降、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく戸籍情報の連携を可能とともに、行政機関等が電子的な戸籍記録事項の証明情報（戸籍電子証明書）を参照するために必要となる戸籍電子証明書提供用識別符号を市区町村が発行し、当該符号の提出を受けた行政機関等が当該符号に対応する戸籍電子証明書を参照することを可能とし、戸籍謄本等の添付を求めている行政手続について、戸籍謄本等で確認している情報を取得するための環境が整った場合は、添付を省略することができるようとする。

III 納税証明書の添付省略

6. 物品・役務に係る競争入札参加資格申請（◎総務省）

ア 対象手続

手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	手続ID
一般競争参加者の資格申請	予算決算及び会計令第72条第2項	申請等	国民等 又は民間事業者等	国	54482

イ 取組内容

アに記載した手続について、調達総合情報システムを改修し、今後、法人番号を活用した行政機関間のバックオフィス連携を行うことで、利用者による納税証明書（国税）の添付を省略することを検討する。

別紙3 更なる利便性の向上を図る行政手続等

I オンライン化の共通基盤

1. マイナポータルの機能の拡充（◎内閣府）

デジタル・ガバメントの基盤であるマイナポータルは、行政手続検索・オンライン申請受付機能、自己情報確認機能、情報提供等記録確認機能、お知らせ情報確認機能、就労証明書取得等機能、シングルサインオン機能、民間送達サービス連携機能等、各種機能を有するとともに、行政手続検索、自己情報取得等、各種 API の提供を行っている。

今後、以下のとおり、機能の追加や API の提供を新たに行うとともに、利用者の利便性を向上させるための機能改善を継続的に実施し、その魅力を高め、デジタル・ガバメントを一層推進する。

- ① 行政手続オンライン申請受付、お知らせ情報取得、民間送達サービス情報取得等の API の提供
- ② 法人設立手続ワンストップ申請受付機能の追加及び API の提供
- ③ 社会保険・税手続オンライン・ワンストップ申請受付機能の追加及び API の提供
- ④ 薬剤情報・特定健診情報・医療費情報閲覧機能の追加及び API の提供
- ⑤ マイナンバーカードを医療保険資格確認に利用するための初回登録機能の追加

2. e-Gov を活用した行政手続オンライン化への対応（◎総務省）

電子政府の総合窓口（e-Gov）は、行政機関がオンラインで申請・届出等を受け付ける機能を有しているが、各省における e-Gov を活用した行政手続のオンライン化及び電子決裁への移行を促進し、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図るために、申請受付から審査・決裁・文書保存に至る一連の業務プロセスを一貫して電子的に行うための仕組みについて検討する。

3. 法人向けの行政手続のデジタル化（◎経済産業省）

行政手続のオンライン化等を推進するため、以下の情報システム等を整備し、政府全体での活用を推進することで、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

- ・ GビズID（法人共通認証基盤）

法人番号を活用し、一つの ID 及びパスワードで複数の行政手続システムにアクセスできる認証システムを整備し（2019年（平成31年）2月運用開始）、今後、各府省の行政手続における利用を推進する。

- ・ G ビズコネクト（法人データ連携基盤）

利用者側の添付書類の省略やワンスオンリーの実現（同じ情報の入力を不要とする）、データに基づく政策の分析・立案を推進するため、行政機関間を中心とするデータ交換・連携の基盤を2020年度（令和2年度）中に整備する。

- ・ J グランツ（補助金申請システム）

複数の補助金について、申請や状況確認等を行うことができる汎用システムを整備し、2020年度（令和2年度）から経済産業省以外の府省や地方公共団体における利用を推進する。

II 国民等、民間事業者等と国等との間の手続

4. 自動車安全運転センターによる各種証明書発行サービスの利便性向上

（◎警察庁）

交通事故証明書の交付（手続ID: 2665）について、損害保険会社における業務の効率化及び交通事故の当事者への迅速な保険金支払等を可能とするため、オンライン申請を実施する損害保険会社の拡大を図る。

また、運転経歴に係る証明書の交付（手続ID: 2666）については、Webサイトからダウンロードが可能となっている企業一括申請に係る申請書及び委任状の様式の利用拡大を図り、一括申請を行う企業等の事務負担が軽減されるよう努める。

5. 政府調達におけるオンラインによる競争参加資格申請等のマルチプラウザ対応等（◎総務省）

公共事業を除く政府調達における競争参加資格申請や入札・契約の手続（手続ID: 38967）については、既にオンライン化されているが、2020年（令和2年）までに、利用者からの改善要望に応じて調達ポータルのマルチプラウザ対応、電子調達システムの添付ファイル上限サイズの拡大等を行い、利用者の利便性向上を図るとともに、2021年（令和3年）5月に、調達総合情報システム及び電子調達システムを統合し、運用経費の削減を図る。

また、申請の際に添付を求めている登記事項証明書（商業法人）について、2020年（令和2年）10月以降に整備が予定されている、法務省から登記情報

を連携する仕組みを利用することによって、2021年度（令和3年度）から、添付の省略を実現する。

KPI：システム利用件数（2023年度：現状から20%増）

6. 無線局開設手続等に係る行政サービスの更なるデジタル化（◎総務省）

オンライン申請の普及促進により、無線局開設手続（手続ID:11187）等における利便性の向上や、速やかな無線局の開設等、行政サービスの向上を進められるよう、個人免許人が主に使用する「電波利用電子申請・届出システム Lite」において、マイナポータルとのSSO（シングル・サイン・オン）機能の普及啓発に努めるとともに、利用者ニーズに基づくシステム改修等を実施する。

7. 家計調査のオンライン回答の入力簡易化（◎総務省）

家計調査のオンラインによる回答（手続ID:11930）については、家計調査オンライン調査システムを改修し、電気通信事業者の料金明細及びECサイトでの購入履歴を自動的にシステムに入力することを可能とすることで、回答者の利便性向上を図ることを検討する。

8. 供託のオンライン申請等の入力簡易化（◎法務省）

供託の申請、供託物の払渡請求（手続ID:13153）の手続については、既にオンライン化されているが、供託事務処理システムを改修し、2020年度（令和2年度）から、入力方法の簡易化（プルダウン選択）等の見直しを行い、申請を受け付けた後の申請内容の修正を減らすことで、申請者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

9. 国税の電子申告におけるデータ形式の柔軟化等（◎財務省）

法人税、所得税及び消費税の申告等の手続については、既にオンライン化されているが、国税電子申告・納税システム（e-Tax）等を改修し、2021年（令和3年）1月までの間に順次、法人税等に係る申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備を進める観点から、財務諸表を提出する場合のデータ形式の柔軟化、添付書類の提出方法の拡充（光ディスク等による提出の容認）、提出先の一元化（連結法人の場合の子会社による提出省略、地方税との情報連携）、認証手続の簡便化等の見直しを行うほか、マルチブラウザ対応（Microsoft edge及びGoogle Chromeに対応）することで、納税者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

10. 労働保険関係成立届のマイナポータルによるオンライン提出（◎厚生労働省）

労働保険関係成立届の提出（手続 ID : 50299）については、既にオンライン化されているが、労働保険適用徴収システムを改修し、マイナポータルでのオンラインによる提出を可能とすることで、申請者の利便性向上を図る。

11. 公的年金関連手続のマイナポータルによるオンライン提出（◎厚生労働省）

健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届（手続 ID: 51736）等の手続については、既にオンライン化されているが、記録管理・基礎年金番号管理システム等を改修し、2020年（令和2年）4月から、GビズID（法人共通認証基盤）を活用して、ID・パスワード方式による本人確認を実施するとともに、マイナポータルでのオンラインによる申請を可能とすることで、申請者の利便性向上を図る。なお、大法人（資本金1億円超等）が健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（手続 ID: 51740）等の手続を行う場合については、2020年（令和2年）4月以降の各法人の事業年度が開始する日よりオンライン申請を義務化する。

12. 無人航空機の飛行許可申請の多言語化等（◎国土交通省）

無人航空機の飛行許可申請（手続 ID: 32911）については、既にオンライン化されているが、ドローン情報基盤システムを改修し、申請画面の多言語化（英語）を行うとともに、スマートフォンからの申請を可能とすることで、申請者の利便性向上を図る。

13. 品種登録のオンライン出願の利便性向上（◎農林水産省）

品種登録出願（手続 ID: 18324）の手続については、既にオンライン化されているが、品種登録業務関連システムを改修し、2020年度（令和2年度）中に、情報セキュリティの向上及び機能追加（ユーザーが不要な品種データを削除する機能）を行うことで、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図る。

14. 特許情報提供サービスの迅速化（◎経済産業省）

特許公報の発行の手続については、既にオンライン化されているが、特許事務システムを改修し、2022年（令和4年）1月を目指し、システム統合やエラーチェック機能の付与によって発行を迅速化することで、特許情報の利活用者への特許情報の発信強化と利便性向上を図る。

15. 温室効果ガス排出者の温室効果ガス排出量の一元的な管理の実現（◎環境省）

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に基づく温室効果ガス算定報告量の報告（手続 ID：14589）は、既にオンライン化されているが、温室効果ガス排出量集計・公表システムを改修し、2021 年度（令和 3 年度）以降、関連する制度やシステムとの統合・機能連携、外部の公表データを取り込むことによる分析機能を備えたシステムを整備し、利用者の利便性の向上及び行政事務の効率化を図る。

16. 外為法に基づく許可承認等申請のユーザビリティ向上（◎経済産業省）

外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）に基づく規制対象貨物の輸出許可の申請（手続 ID：22718）等の手続については、既にオンライン化されているが、Windows 以外の OS への対応、外部ファイルの取込みの容易化等、更なるユーザビリティ向上を実現するため、入力閲覧処理の web アプリケーション化等高機能化を模索し、2019 年度（令和元年度）の実証試験（技術的検証）を踏まえて、2021 年度（令和 3 年度）中の実現を目指す。

III 国民等、民間事業者等と地方公共団体等との間の手続

17. 遺失物法関係サービスの利便性向上（◎警察庁）

遺失物法（平成 18 年法律第 73 号）関連サービス（手続 ID：2061 等）については、2017 年（平成 29 年）4 月の遺失物法施行規則（平成 19 年国家公安委員会規則第 6 号）等の改正において、特例施設占有者指定要件の緩和、電話確認での拾得物の返還を可能としたところである。この取組の状況を踏まえ、更なる利便性向上に向け、行政サービス改革に取り組む。

18. 住民税の特別徴収税額通知の電子化等（◎総務省）

市区町村から事業者へ提供される住民税の特別徴収税額通知（手続 ID：10625）は、地方税ポータルシステム（eLTAX）により送付する仕組みを進めることにより、官民双方の負担を軽減する。

IV その他

19. 国家公務員への給与支払の支出官払に係る事務処理の効率化（◎人事

院)

国家公務員への給与支払については、前渡官払（あらかじめ支出官から必要な資金の交付を受けた資金前渡官吏が、現金、小切手又は振込の方法により支払うこと）から支出官払（官庁会計システム（ADAMS II）を用いて電信振込の方法により支払うこと）への移行を進めているところ、人事・給与関係業務情報システムを改修し、2020年度（令和2年度）から、給与支払の運用環境を整えることで、行政事務の効率化を図る。

20. 独自利用事務の情報連携に係る届出に関する事務処理の効率化（◎個人情報保護委員会）

地方公共団体による独自利用事務の情報連携に係る届出（手続ID：3288）については、既にオンライン化（メールによる送受信）されているが、新たに独自利用事務システムを整備し、2022年度（令和4年度）中に、届出書をシステム上で受付・管理する機能等を設けることで、行政事務の効率化及び正確性の更なる向上を図る。

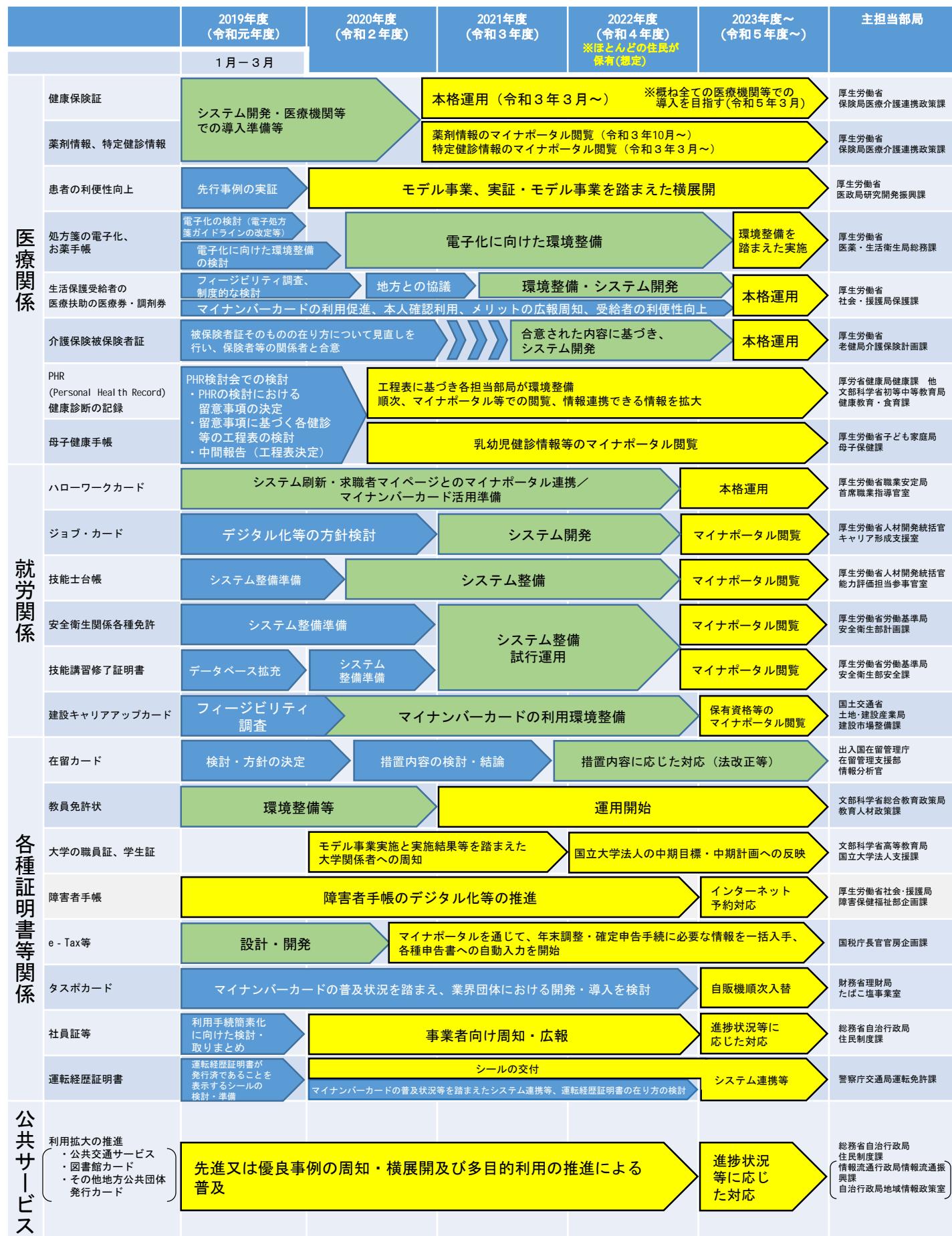
21. 国勢調査の調査事項情報のオンラインによる審査等の事務処理の効率化（◎総務省）

地方公共団体による国勢調査の調査事項情報の審査等（手続ID：11880）については、既にオンライン化されているが、国勢調査オンライン調査システムを改修し、2020年（令和2年）10月1日（次回国勢調査の調査期日）から、審査を行った世帯について、地方公共団体が総務省に解除依頼を行わなくとも、再審査を行えるようにすることで、行政事務の効率化を図る。

22. 国家公務員等への旅費の支給等のユーザビリティ改善（◎経済産業省）

国家公務員等への旅費の支給等の手続については、既にオンライン化されているが、旅費等内部管理業務共通システムを改修し、2020年（令和2年）10月から、反応速度及びインターフェースの改善を行うことで、利用者の利便性の向上及び行政事務の効率化を図る。

別紙4 マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等に向けた工程表



別紙5 地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続

a) 处理件数が多く、オンライン化の推進による住民等の利便性の向上や業務の

効率化効果が高いと考えられる手続

- 1) 図書館の図書貸出予約等
- 2) 文化・スポーツ施設等の利用予約
- 3) 研修・講習・各種イベント等の申込
- 4) 地方税申告手続（eLTAX）
- 5) 自動車税環境性能割の申告納付
- 6) 自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告
- 7) 自動車税住所変更届
- 8) 水道使用開始届等
- 9) 港湾関係手続
- 10) 道路占用許可申請等
- 11) 道路使用許可の申請
- 12) 自動車の保管場所証明の申請
- 13) 駐車の許可の申請
- 14) 建築確認
- 15) 粗大ごみ収集の申込
- 16) 産業廃棄物の処理、運搬の実績報告
- 17) 犬の登録申請、死亡届
- 18) 感染症調査報告
- 19) 職員採用試験申込
- 20) 就業構造基本調査
- 21) 入札参加資格審査申請等
- 22) 入札

b) 住民のライフイベントに際し、多数存在する手続をワンストップで行うため
に必要と考えられる手続

ア. 子育て関係

- 1) 児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求
- 2) 児童手当等の額の改定の請求及び届出
- 3) 氏名変更／住所変更等の届出
- 4) 受給事由消滅の届出
- 5) 未支払の児童手当等の請求
- 6) 児童手当等に係る寄附の申出
- 7) 児童手当に係る寄附変更等の申出
- 8) 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出
- 9) 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出

- 10) 児童手当等の現況届
- 11) 支給認定の申請
- 12) 保育施設等の利用申込
- 13) 保育施設等の現況届
- 14) 児童扶養手当の現況届の事前送信
- 15) 妊娠の届出

イ. 介護関係

- 1) 要介護・要支援認定の申請
- 2) 要介護・要支援更新認定の申請
- 3) 要介護・要支援状態区分変更認定の申請
- 4) 居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出
- 5) 介護保険負担割合証の再交付申請
- 6) 被保険者証の再交付申請
- 7) 高額介護（予防）サービス費の支給申請
- 8) 介護保険負担限度額認定申請
- 9) 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請
- 10) 居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請
- 11) 住所移転後の要介護・要支援認定申請

ウ. 被災者支援関係

- 1) 罹災証明書の発行申請
- 2) 応急仮設住宅の入居申請
- 3) 応急修理の実施申請
- 4) 障害物除去の実施申請
- 5) 災害弔慰金の支給申請
- 6) 災害障害見舞金の支給申請
- 7) 災害援護資金の貸付申請